

# 韮崎市第3次環境基本計画

令和5（2023）年度～令和13（2031）年度

～自然と共生する持続可能な美しいふるさと～



# はじめに

韮崎市は、南アルプスユネスコエコパークに登録されている鳳凰三山など山々の壮大な自然と、富士川水系の釜無川と塩川が南北を縦断し、その間に七里岩が台地を形成する変化に富んだ地形の恩恵を受けた豊かな自然環境にあります。この環境を保全し、後世に繋いでいくことが私たちの責務であると考えております。



現在、環境問題はグローバルに多様化し、地球温暖化による気候変動、海洋プラスチック問題や食品ロス問題などは、世界共通の喫緊の課題であります。国は2015年のパリ協定の目標に向けて、2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを2020年に宣言しています。令和4(2022)年には「プラスチック資源循環法」が施行され、新たにプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制も始まりました。このように、環境問題の解決に向けて国際社会が一丸となって取り組む動きは活発になっております。

国の第5次環境基本計画では、環境・経済・社会の統合的向上の実現を目指しSDGs、持続可能な開発目標の考え方を取り入れており、環境への負荷を最小限にとどめ、自然と人との共生を図る社会こそが、目指すべき姿であるとしています。山梨県の第2次環境基本計画では、「県民の環(わ)で守り、創り、未来へ繋げる豊かな環境」を基本目標に、人類社会の持続的発展に向けて良好な環境の価値を再認識し、次世代へ引き継いでいくことを目指しています。

市では、望ましい環境像を「自然と共生する持続可能な美しいふるさと」と定め、その実現のため「自然環境の保全」、「生活環境の保全」、「循環型社会の構築」、「地球環境の保全の推進」、「環境問題への地域の取組みの推進」の5つの基本目標を掲げました。これらの目標を達成するためには、市民一人ひとりが主役であることを自覚し、次世代につながるまちづくりに取り組むとともに、市民並びに事業者、市の三者協働がこれまで以上に重要になってきます。「チーム韮崎」一丸となって本計画の推進にあたることができますよう、皆様のより一層のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました韮崎市環境審議会の委員をはじめ、環境に関するアンケート調査を通じて貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様や事業者の皆様など、ご尽力を賜りました全ての方々に対し深く感謝を申し上げます。

令和5年4月 韮崎市長

内藤 久夫

# 目次

第1章 計画の基本的事項 .....	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画の位置付け .....	3
3 対象とする区域及び環境の範囲 .....	4
4 計画の期間.....	4
第2章 韮崎市の環境の現況 .....	5
1 韮崎市の概況.....	6
2 自然環境について .....	12
3 生活環境について .....	17
4 循環型社会について .....	27
5 地球環境について .....	30
第3章 韮崎市の環境課題 .....	35
1 自然環境に係る課題 .....	36
2 生活環境に係る課題.....	37
3 循環型社会に係る課題.....	38
4 地球環境に係る課題.....	39
5 その他の課題.....	40
第4章 計画の目標 .....	41
1 韮崎市の望ましい環境像 .....	42
2 望ましい環境像の実現に向けた取組みの体系 .....	44

## 第5章 基本目標を達成するための施策..... 47

1 自然環境の保全.....	48
2 生活環境の保全 .....	56
3 循環型社会の構築.....	70
4 地球環境の保全の推進.....	75
5 環境問題への地域の取組みの推進 .....	81

## 第6章 計画の推進 .....

1 計画の推進方策の考え方 .....	88
2 計画を推進するための組織と役割.....	89
3 計画の進捗状況の公表.....	90

## 資料編..... 91

1 前計画の進捗状況 .....	92
2 環境審議会委員名簿.....	95
3 韮崎市環境基本条例.....	96
4 環境に関するアンケート調査結果概要 .....	102
5 所管課と主な取組みの対応 .....	120

※図表中の値については、四捨五入の関係などによりパーセンテージの合計が100にならない場合があります。



# 第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景.....	2
2 計画の位置付け .....	3
3 対象とする区域及び環境の範囲 .....	4
4 計画の期間.....	4

# 1 計画策定の背景

韮崎市は、平成14(2002)年9月に、全ての市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために必要とされる良好な環境の確保及び人と自然との共生を図るとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的に「韮崎市環境基本条例」を制定し、これに基づき、平成15(2003)年3月に、「韮崎市第1次環境基本計画(目標年度:平成24(2012)年度)」、平成25(2013)年3月に、「韮崎市第2次環境基本計画(目標年度:令和4(2022)年度)」を策定しました。

第2次の計画においては、本市を取り巻く環境の変化に対応した取組みを行っていくこと、また、市民・事業者・市の役割と連携のあり方を見直すことを目的として、「みどり輝く豊かな未来」を望ましい環境像として定め、その実現に向けて取り組んできました。

この間、我が国の環境問題を取り巻く社会情勢は変化し続け、平成27(2015)年12月にはCOP21でパリ協定<sup>1</sup>が採択、平成28(2016)年11月に発効され、日本では、令和12(2030)年度の温室効果ガス<sup>2</sup>排出量を平成25(2013)年度比で46%削減することを目標として掲げるとともに、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにするカーボンニュートラル<sup>3</sup>を目指すことを宣言しています。

山梨県では、令和3(2021)年2月に県内全市町村共同による「やまなし『ゼロカーボンシティ』宣言<sup>4</sup>」を行い、本市においても県及び他市町村と一体となり、カーボンニュートラル実現に向けた取組みを推進しています。

また、平成27(2015)年9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された国際目標であるSDGs(Sustainable Development Goals)が国連サミットで採択され、我が国においても地方自治体を含む様々な事業体でSDGsの目標に資する取組みを推進しています。

こうした背景のもと、第2次の計画における取組みを検証するとともに、新たな環境課題にも対応するため「韮崎市第3次環境基本計画」を策定しました。

---

<sup>1</sup> 気候変動枠組条約に基づき、平成27(2015)年11月～12月にパリで開かれた気候変動枠組条約締約国会議で採択された協定。京都議定書の後継となるもので、途上国を含むすべての主要排出国が対象となっている。

<sup>2</sup> 大気を構成する気体で、太陽エネルギーにより暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し再放出する気体。

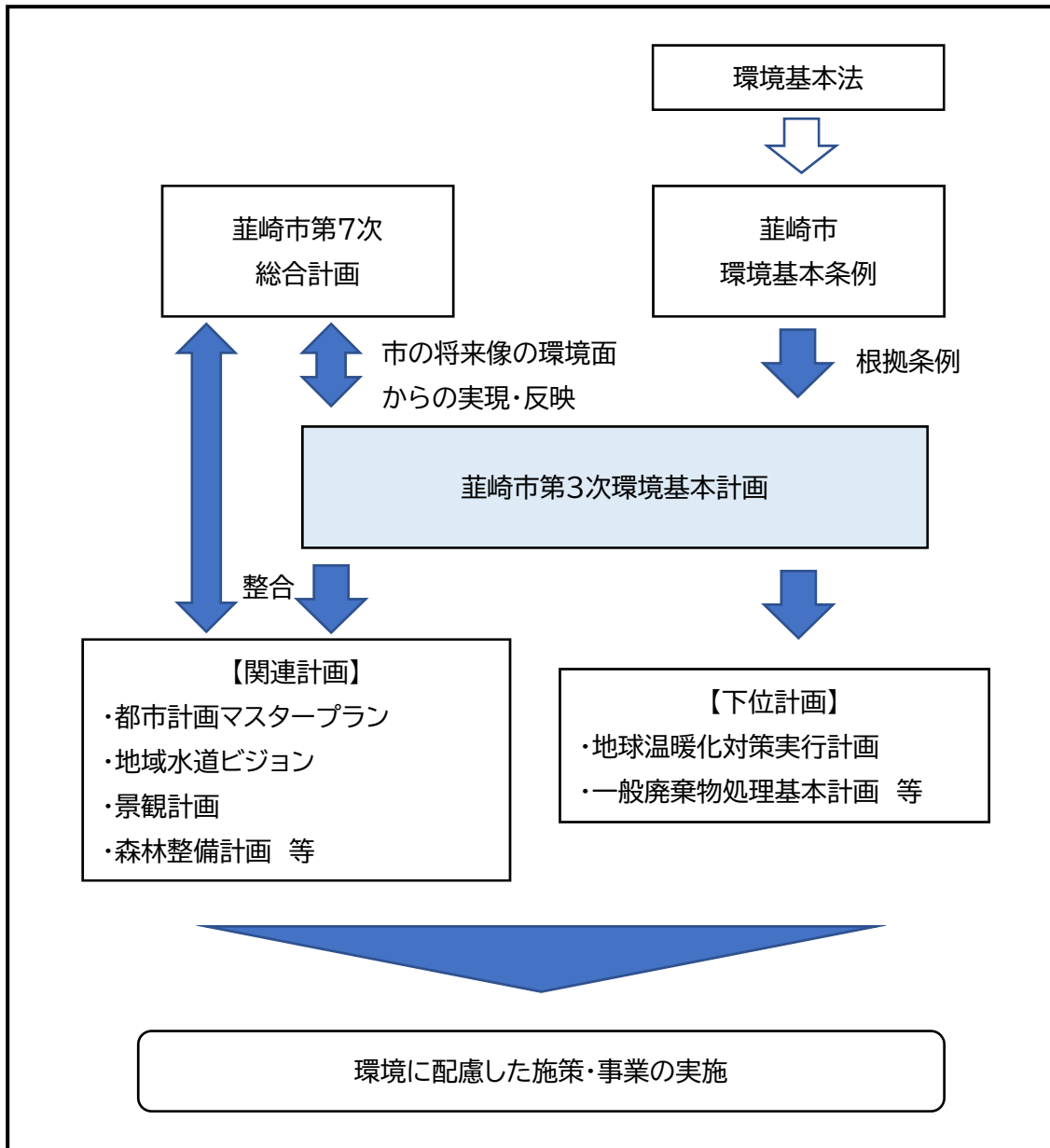
<sup>3</sup> 温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質ゼロにすること。

<sup>4</sup> 山梨県と県内の全市町村で、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロに向かって一丸となった取組みを推進する宣言。

## 2 計画の位置付け

本計画は、韮崎市環境基本条例第7条に基づき策定するものであり、上位計画である「韮崎市第7次総合計画」に掲げる市の将来像「すべての人が輝き 幸せを創造するふるさと にらさき」を、環境面から実現するために、環境の保全に関する基本目標及び長期的な施策の方向性を定めるものです。

### ■計画の位置付け



### 3 対象とする区域及び環境の範囲

本計画の対象とする区域は、原則として本市全域となります。

また、「環境」の対象範囲は、次のとおりです。

#### ■対象となる範囲

対象とする環境	主な内容
自然環境	生態系 <sup>5</sup> ・動植物の保全、自然景観の保全、土地利用、公園 等
生活環境	水質、大気、土壌、騒音、振動、悪臭、都市景観の保全 等
循環型社会	廃棄物の減量化、リサイクルの推進 等
地球環境	脱炭素社会の実現、地球温暖化 <sup>6</sup> 対策 等

### 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5(2023)年度から、総合計画の後期計画策定翌年の令和13(2031)年度までの9年間とします。

これにより、次期環境基本計画策定時に総合計画後期との整合性が図られ、より実情に即した計画を策定することができます。

また、本計画は長期にわたる計画であるため、社会情勢等を踏まえ、中間見直しを行うものとします。

#### ■計画の期間

年 度	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032
韮崎市 総合計画	第7次総合計画 8か年				第8次総合計画(予定) 8か年					
	後期 4か年				前期 4か年				後期 4か年	
環境基本 計画	第3次環境基本計画 9か年									
	中間見直しを実施					計画期間満了に伴う見直し		次期計画		

<sup>5</sup> 食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまり。

<sup>6</sup> 地球全体の平均気温が上昇する現象。生態系に悪影響を及ぼす恐れがある。主な原因は、人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの増加であり、産業革命以降、化石燃料を大量に使用することで加速化したとされる。



## 第2章 韮崎市の環境の現況

1 韮崎市の概況.....	6
2 自然環境について .....	12
3 生活環境について .....	17
4 循環型社会について .....	27
5 地球環境について .....	30

# 1 韮崎市の概況

## (1)地勢・沿革

韮崎市は甲府盆地の北西部にあたる中北地域に位置し、北は北杜市、東は甲斐市、南は南アルプス市に接しています。

面積は143.69km<sup>2</sup>で、山梨県全体の3.2%を占めています。

標高は350m～750mの間にあり、自然立地条件等から、大きく、茅ヶ岳山麓地帯・中央平坦地帯・釜無川右岸地帯の3地区に分けられます。

市中心部には、七里岩と呼ばれる韮崎岩屑流という溶岩で作られた台地が伸びており、その西側には釜無川、東側には塩川が流れており、これにより削られた台地は高さ10m～40mほどの断崖を形成しています。

■ 韮崎市の位置



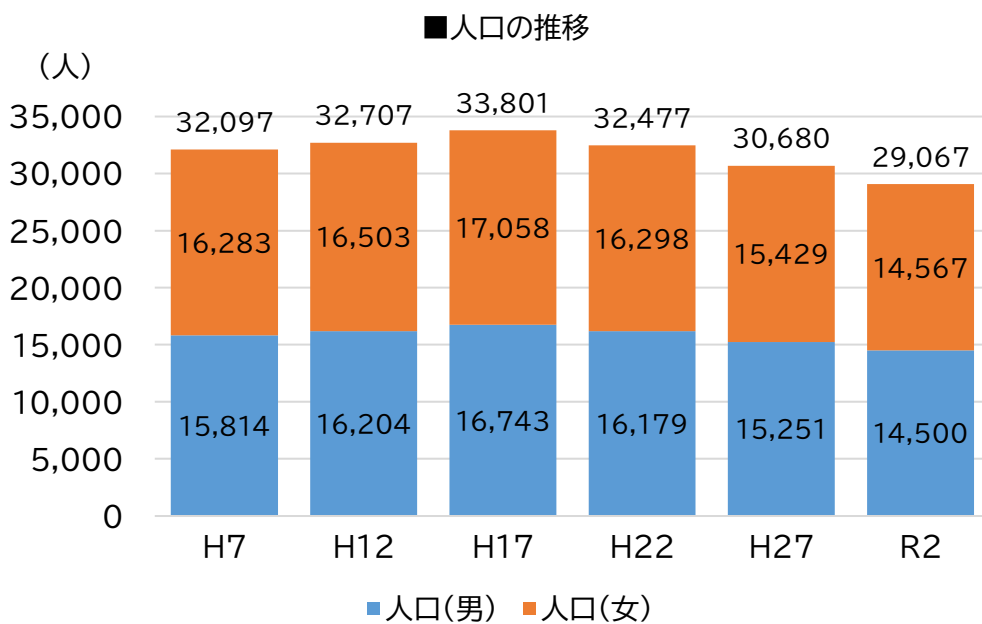
## (2)人口・世帯

本市の人口は、平成17(2005)年ごろまでは増加していましたが、近年は減少傾向にあり、国勢調査によると令和2(2020)年の人口は29,067人です。住民基本台帳人口によると、令和3(2021)年4月1日時点では28,764人となっています。

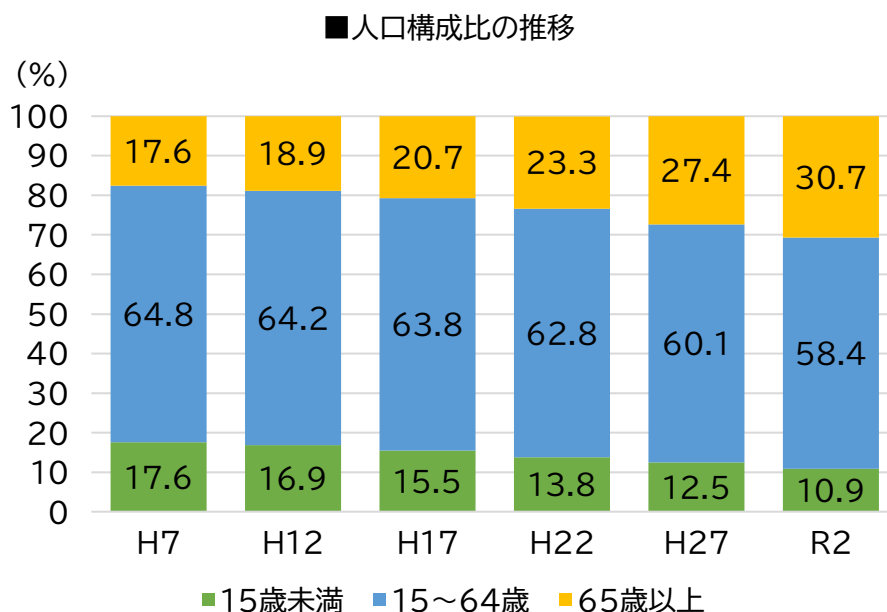
平成27(2015)年に策定された人口ビジョンでは、令和2(2020)年の人口は30,686人を確保することとしておりましたが、目標を下回る推移となっております。同ビジョンは令和2(2020)年に改訂され、令和12(2030)年に26,000人を確保することを目指しています。

人口構成は、県平均とほぼ同じ割合となっており、令和2(2020)年では人口の30%以上が65歳以上となっています。

人口の減少傾向に対して世帯数は微減傾向にあり、世帯規模の縮小が進んでいます。

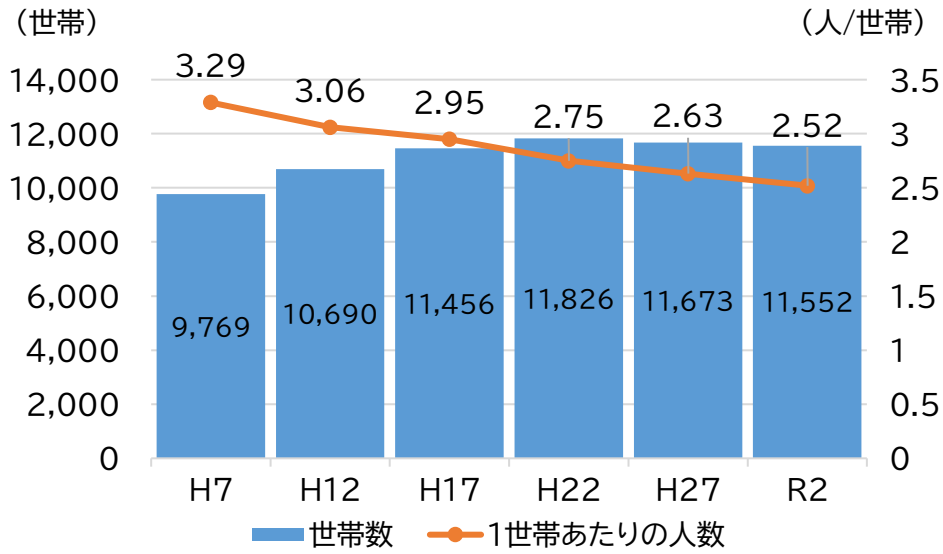


出典:国勢調査



出典:国勢調査

■世帯数と1世帯あたりの人数の推移



出典:国勢調査

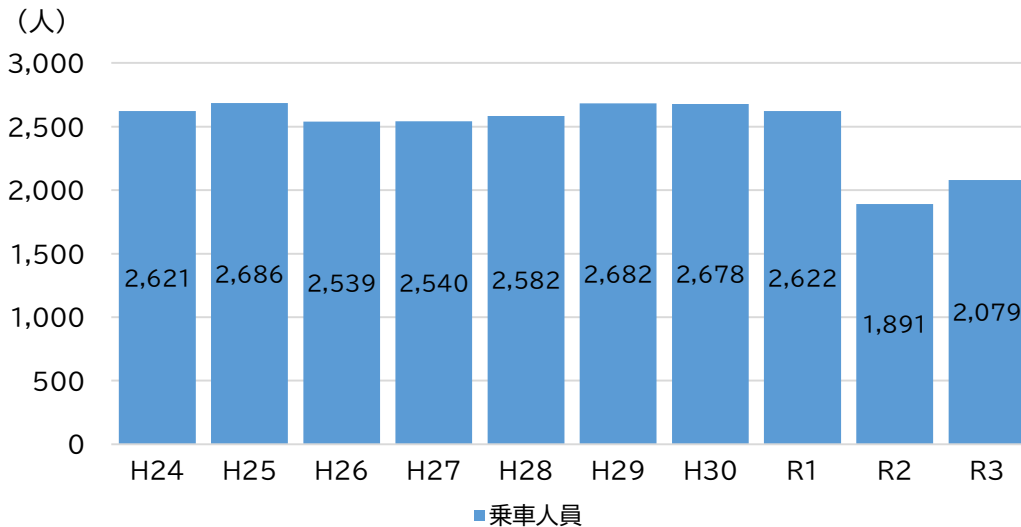
### (3)交通

市内の主要な交通網は、JR中央本線、中央自動車道、一般国道20号、一般国道141号があり、中央自動車道「韮崎IC」があります。

鉄道駅は、JR中央本線「韮崎駅」、「新府駅」、「穴山駅」があり、韮崎駅の1日平均の乗車人員は令和元(2019)年まで2,600人前後で推移していました。

令和2(2020)年に乗降人員が大きく減少しているのは、新型コロナウイルス感染症の蔓延による生活様式の変化によるものと推測されます。

■韮崎駅の乗車人員の推移(1日平均)



出典:東日本旅客鉄道株式会社 各駅の乗車人数



#### (4)都市計画

本市の都市計画区域<sup>7</sup>の面積は2,781haであり、そのうち361.8haが市街化区域、2,419.2haが無指定の区域となっています。

#### ■都市計画区域面積

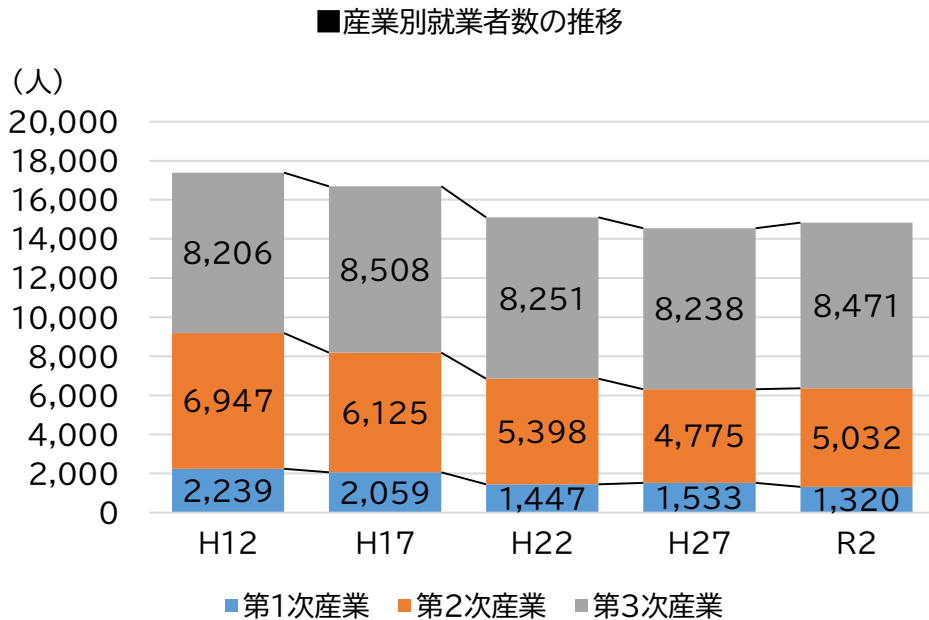
都市計画区域		面積(ha)	
市街化区域	用途地域	第一種低層住居専用地域	12
		第二種低層住居専用地域	5.8
		第一種中高層住居専用地域	68
		第二種中高層住居専用地域	10
		第一種住居地域	113
		第二種住居地域	32
		準住居地域	23
		近隣商業地域	29
		商業地域	13
		準工業地域	14
		準防火地域	42
無指定		2,419.2	

出典: 韮崎都市計画総括図

<sup>7</sup> 都市計画法に規定された、計画的なまちづくりを実施していく区域のこと。市街化区域・市街化調整区域・非線引き区域の3つに区分される。

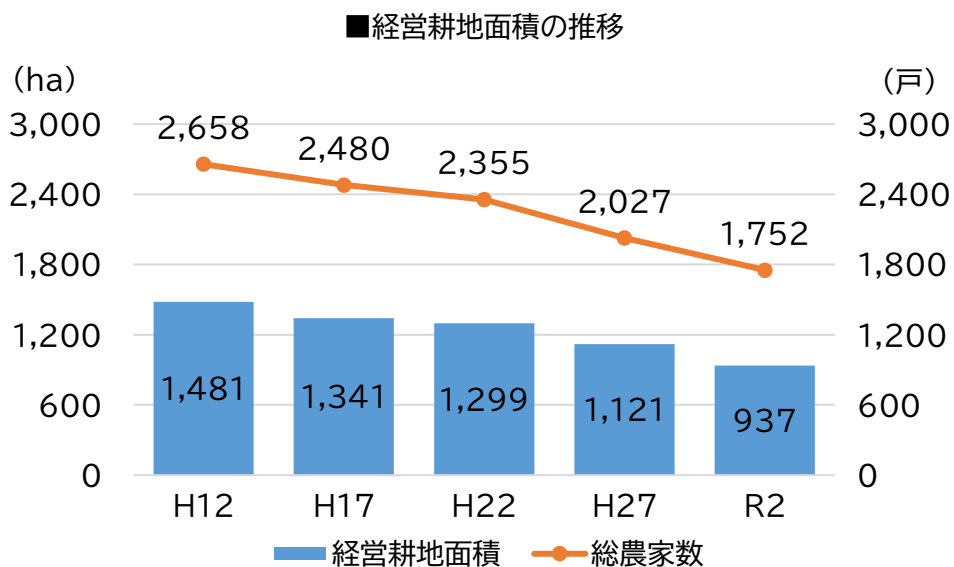
### (5)産業

本市の産業別就業者数は、令和2(2020)年10月時点で、第1次産業が1,320人、第2次産業が5,032人、第3次産業が8,471人となっています。就業者数は平成17(2005)年までは減少傾向にありましたが、令和2(2020)年には第2次、第3次産業就業者が増加し、総就業者数も増加しています。



出典:国勢調査

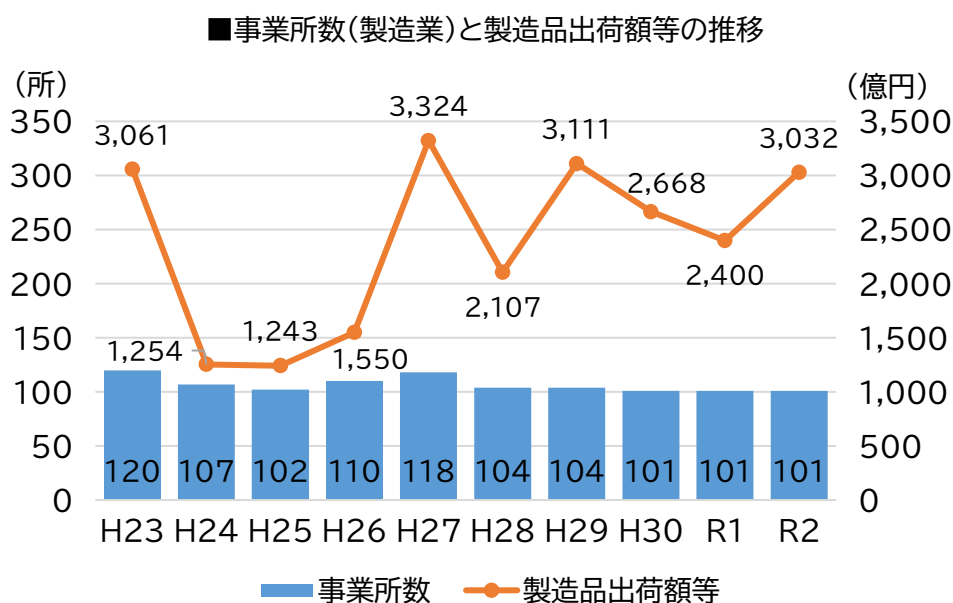
農業の経営耕地面積<sup>8</sup>は年々減少を続け、令和2(2020)年には937haであり、平成12(2000)年と比較すると面積は約3分の2となっています。農家戸数も同様に減少を続けており、令和2(2020)年には1,752戸となっています。



出典:農林業センサス

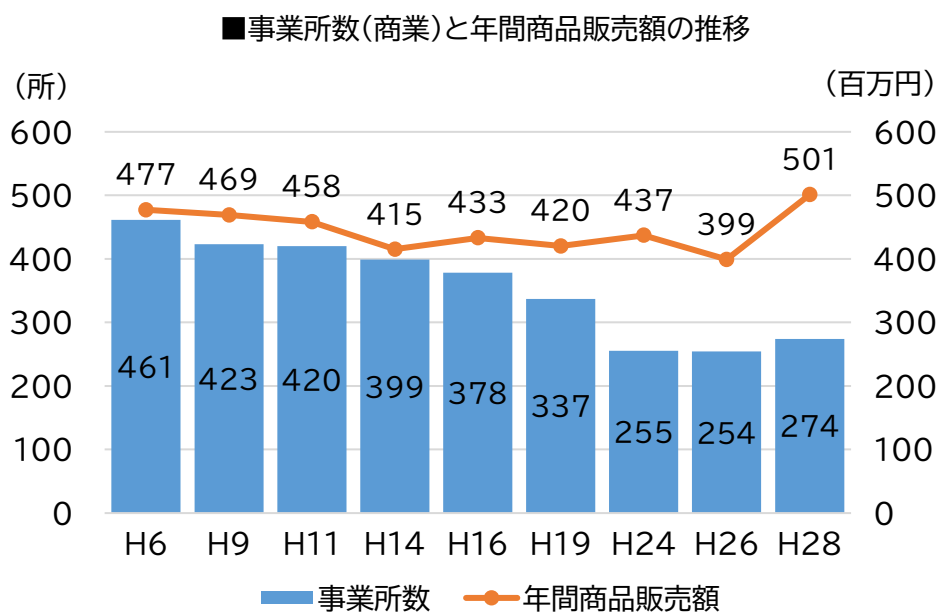
<sup>8</sup> 農業経営体が経営する耕地(田、畑及び樹園地の計)の面積。

製造業の事業所数はほぼ一定で推移しており、令和2(2020)年には101か所となっています。製造品出荷額等は増減を繰り返しており、令和2(2020)年には3,032億円となっています。



出典:工業統計調査

商業の事業所数は平成26(2014)年までは減少していましたが、平成28(2016)年には増加し、274か所となっています。年間商品販売額についても同様に、平成26(2014)年までは減少傾向にありましたが、平成28(2016)年には増加し、501百万円となっています。



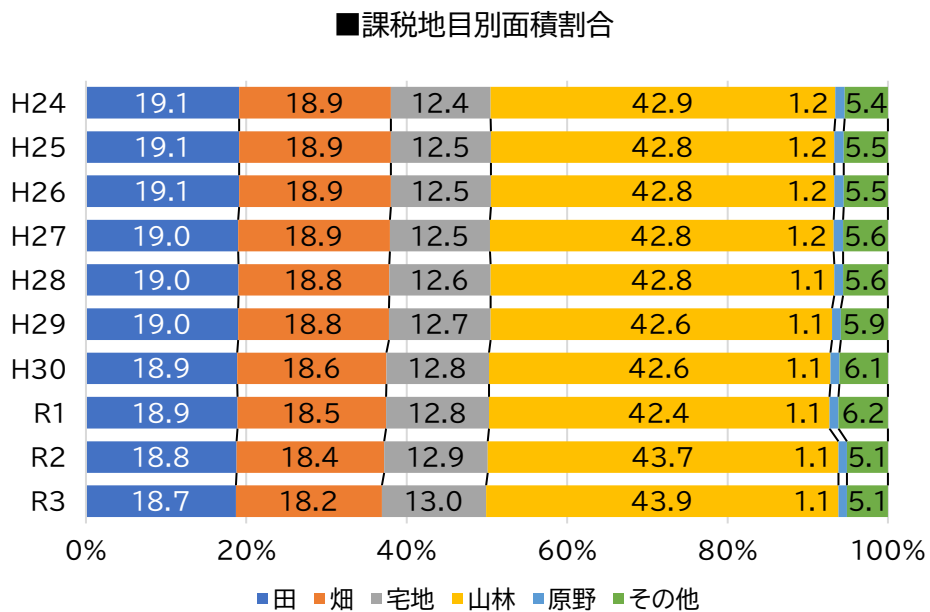
出典:商業統計調査

## 2 自然環境について

### (1)土地利用

課税地目別面積割合の推移は、田、畑がわずかに減少し、宅地、山林の割合は増加傾向にあります。

令和3(2021)年の割合は山林が最も多く43.9%であり、田が18.7%、畑が18.2%、宅地が13.0%、原野が1.1%となっています。



出典:市勢ダイジェスト



## (2) 植生、林野の状況

東部、西部の山地は異なる植生となっています。

東部には牧草地やクリーミズナラ群落、クヌギコナラ群集が、西部にはヤマボウシーブナ群集、ウラジロモミコメツガ群落、ハリモミ群落、カラムツ植林等があり、それぞれに特徴的な植生が見られます。

林野面積はほぼ一定で推移していますが、蓄積量<sup>9</sup>は針葉樹、広葉樹ともに増加しています。

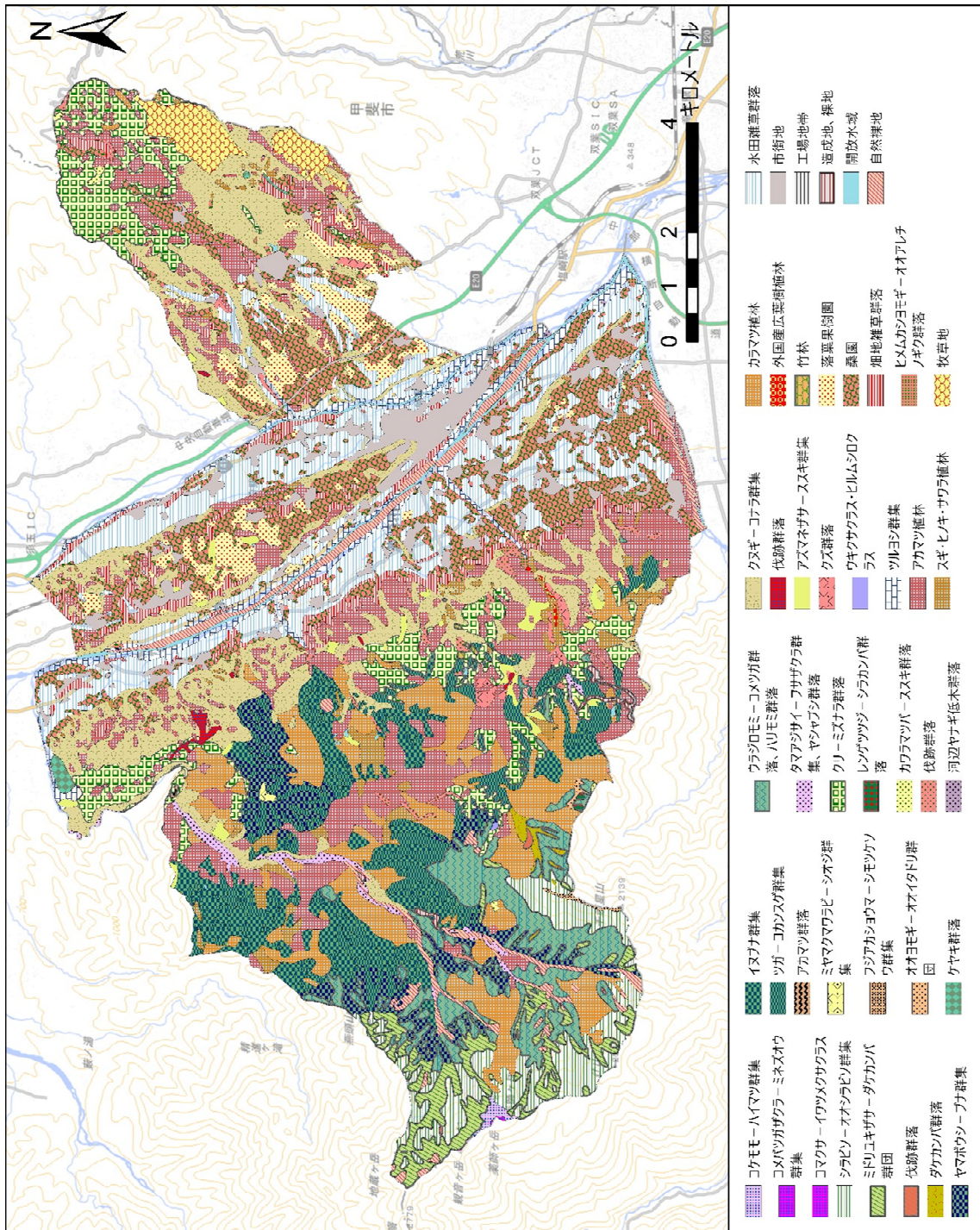
### ■ 林野面積及び蓄積量の推移

年度	面積 (ha)	蓄積 (m <sup>3</sup> )		
		総数	針葉樹	広葉樹
H22	9,256	1,549,355	1,004,161	545,194
H23	9,256	1,568,381	1,015,741	552,640
H24	9,258	1,583,234	1,025,838	557,396
H25	9,258	1,613,396	1,041,003	572,393
H26	9,258	1,631,612	1,054,520	577,092
H27	9,258	1,655,536	1,070,042	585,494
H28	9,254	1,672,583	1,080,205	592,378
H29	9,264	1,692,385	1,095,280	597,105
H30	9,264	1,716,887	1,106,740	610,147
R1	9,264	1,729,006	1,114,672	614,334
R2	9,264	1,749,536	1,127,587	621,949

出典：山梨県統計年鑑

<sup>9</sup> 森林法に基づく全国森林計画、民有林対象の地域森林計画、国有林の地域別の森林計画等に該当する森林における立木の材積量。

■植生図



出典：植生調査(1/50,000縮尺)  
第2-5回

### (3)自然公園・観光

本市を含む、3県10市町村にまたがる南アルプス地域は、南アルプスユネスコエコパーク(生物圏保存地域)に登録されています。

ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的として始まり、保存機能・学術的研究支援・経済と社会の発展の3つの機能があります。それぞれの機能は、「多くの動植物の生息が可能な『核心地域』」、「自然の保全・持続可能な利活用への理解の増進、将来の担い手の育成等が行われる『緩衝地域』」、「自然環境の保全と調和した持続可能な地域社会の発展のための取組みが行われる『移行地域』」が担っています。

本市の大部分は、「甘利山のレンゲツツジ」に代表される緩衝地域及び移行地域に属しています。

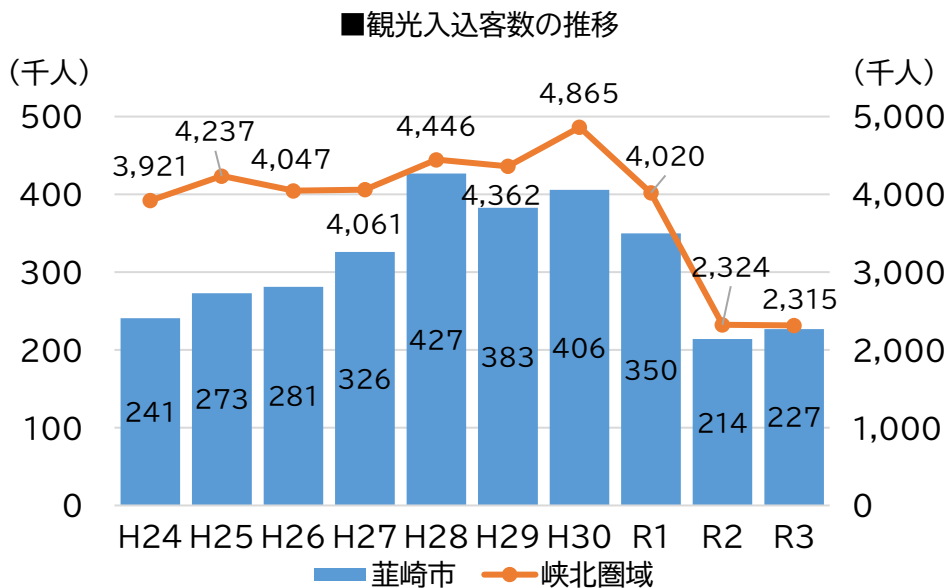
南アルプス地域には、ゴゼンタチバナやヤマトイワナ、ヤマネ、ライチョウといった希少種のほか、北岳の固有種であるキタダケソウなどが生息し、豊かな生態系が育まれています。

本市西部は、南アルプス国立公園及び県立南アルプス巨摩自然公園の一部にもなっており、様々な面から動植物や景観の保全に取り組んでいます。

市内にはオオキンケイギクやアライグマなどの特定外来生物が繁殖しており、健全な生態系を維持していくためにも駆除や侵入防止に努めていく必要があります。

市街地では、総合公園である韮崎中央公園が整備されていますが、身近な公園や緑地が不足しており、本市の魅力である自然を生かしたまちづくりを行っていくことが求められています。

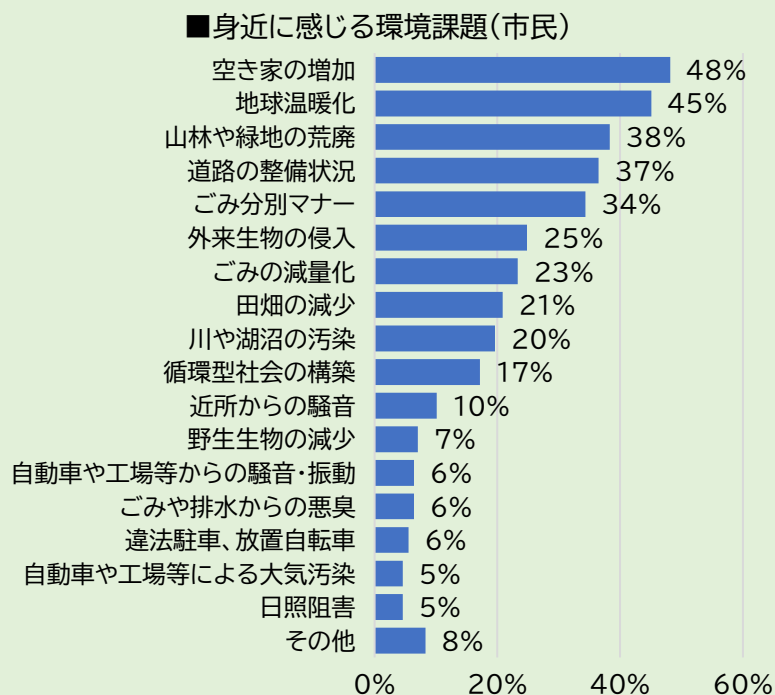
また、本市の観光客数は、平成28(2016)年までは増加傾向にありましたが、平成30(2018)年以降減少傾向に転じており、令和2(2020)年以降は、新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響で大きく減少しています。本市を含む峡北圏域においても、近年は減少傾向にあります。



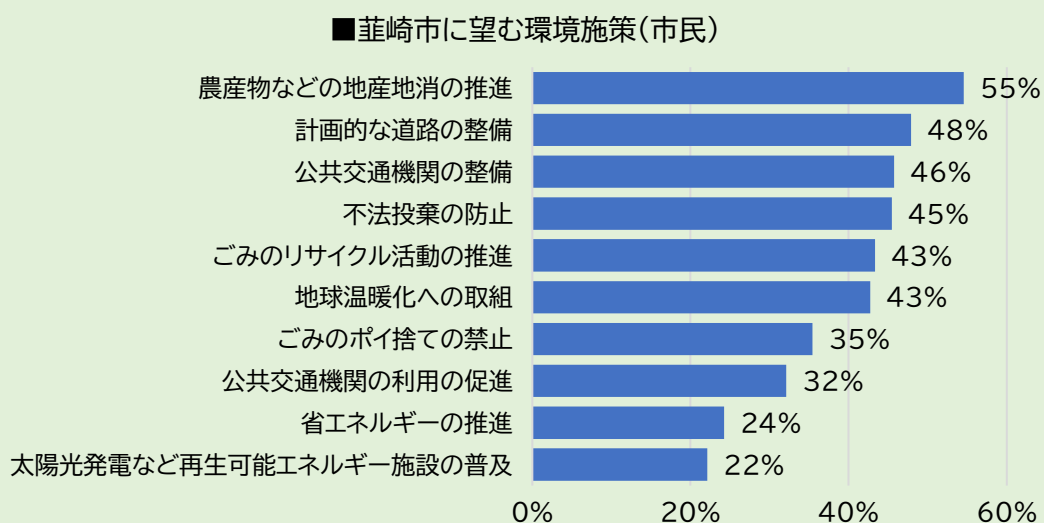
出典:山梨県観光入込客統計調査報告書



令和4(2022)年11月に実施した環境に関するアンケート調査では、身近に感じる環境課題として、自然環境に関する項目では、「山林や緑地の荒廃」、「外来生物の侵入」が比較的高い割合を占めました。



韮崎市に望む環境施策は、「農産物などの地産地消の推進」が最も高く、農業の振興が求められています。しかし、自由意見では、耕作放棄地が目立っているという意見が複数挙げられました。

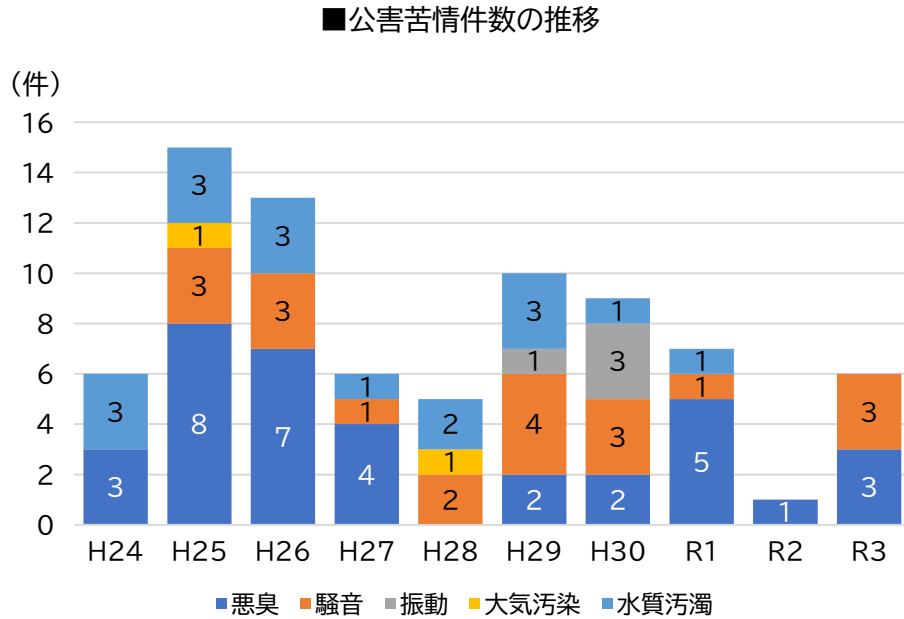


### 3 生活環境について

#### (1) 公害苦情の状況

本市に寄せられる典型7公害に関する公害苦情件数の推移は年度によるばらつきが大きく、令和3(2021)年度には6件となっています。内訳は、悪臭、騒音がそれぞれ3件となっています。

悪臭に関しては、平成24(2012)年度以降、平成28(2016)年度を除き毎年苦情が寄せられている状況にあります。



出典: 主要施策成果説明書

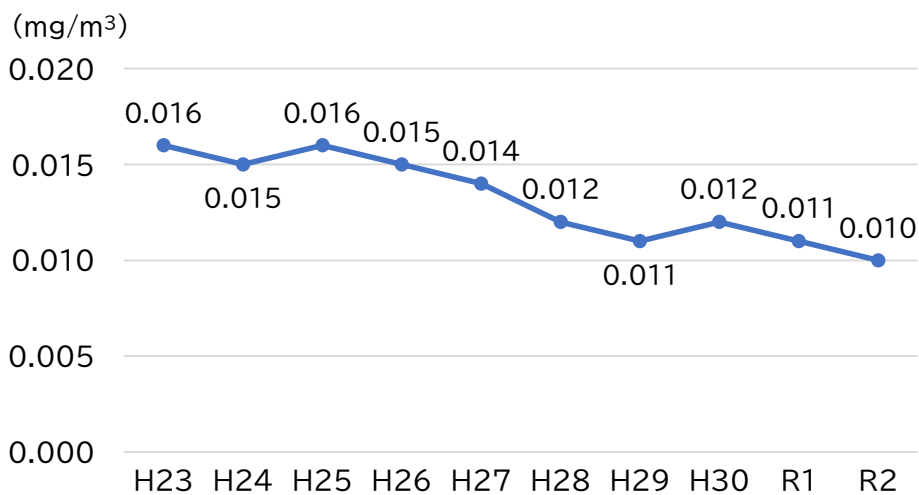
## (2)大気質の状況

本市には山梨県が設置する大気常時監視局として、北巨摩合同庁舎に一般環境大気測定局があります。

SPM(浮遊粒子状物質<sup>10</sup>)、二酸化窒素<sup>11</sup>ともに減少傾向にあり、令和2(2020)年までの10年間、毎年環境基準<sup>12</sup>を達成していますが、光化学オキシダント<sup>13</sup>に関しては、令和2(2020)年まで環境基準を達成できていない状況となっています。

光化学オキシダントは、本市のみならず、山梨県内の全ての一般環境大気測定局(10局)で環境基準を超過しています。全国での環境基準達成率は、令和2(2020)年度に一般環境大気測定局で0.2%、自動車排出ガス測定局で0%であり、全国的に低い状況にあります。

■SPM(浮遊粒子状物質)の測定結果の推移(年平均値)



出典:やまなしの環境

■SPM(浮遊粒子状物質)の測定結果

年度	年平均値	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		環境基準 達成○ 非達成×
	mg/m <sup>3</sup>	時間	%	日	%	
H23	0.016	0	0.0	0	0.0	○
H24	0.015	0	0.0	0	0.0	○
H25	0.016	0	0.0	0	0.0	○
H26	0.015	0	0.0	0	0.0	○
H27	0.014	0	0.0	0	0.0	○
H28	0.012	0	0.0	0	0.0	○
H29	0.011	0	0.0	0	0.0	○
H30	0.012	0	0.0	0	0.0	○
R1	0.011	0	0.0	0	0.0	○
R2	0.010	0	0.0	0	0.0	○

出典:やまなしの環境

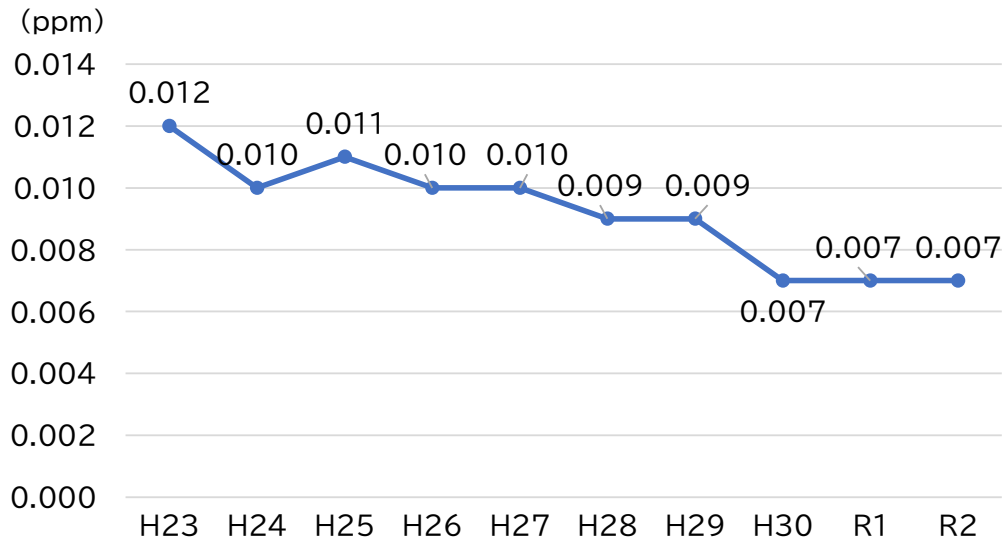
<sup>10</sup> 大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10μm以下のもの。微小なため大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着して、呼吸器に影響を及ぼす。

<sup>11</sup> ものの燃焼過程で発生し、呼吸器に影響を及ぼす。自動車や航空機など、移動発生源が排出量に大きく寄与している。

<sup>12</sup> 人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

<sup>13</sup> 工場の煙や自動車の排気ガスなどが原因で発生し、粘膜や農作物に影響が及ぼされる。

■二酸化窒素の測定結果の推移(年平均値)



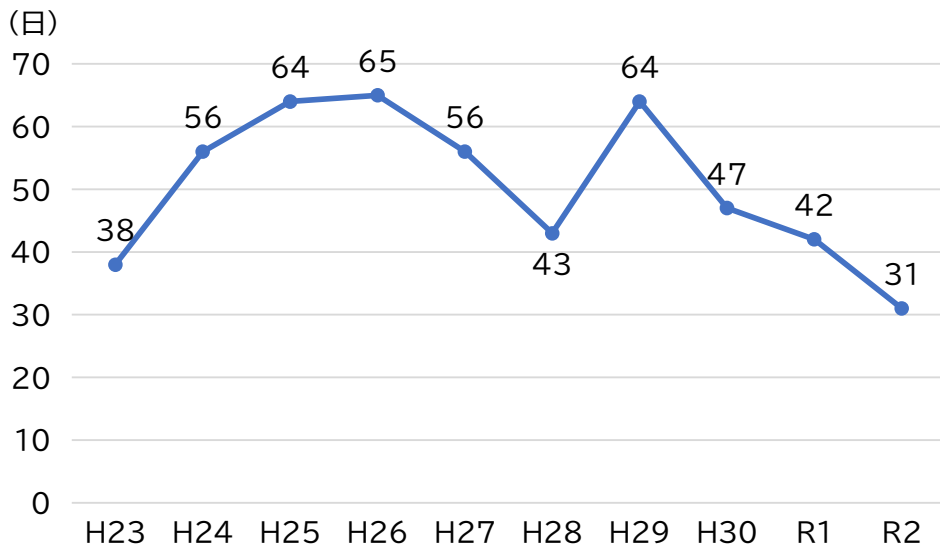
出典:やまなしの環境

■二酸化窒素の測定結果

年度	年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		環境基準 達成○ 非達成×	日平均値が0.04ppm以上 0.006ppm以下の日数とその割合	
	ppm	時間	%		日	%
H23	0.012	0	0.0	○	0	0.0
H24	0.010	0	0.0	○	0	0.0
H25	0.011	0	0.0	○	0	0.0
H26	0.010	0	0.0	○	0	0.0
H27	0.010	0	0.0	○	0	0.0
H28	0.009	0	0.0	○	0	0.0
H29	0.009	0	0.0	○	0	0.0
H30	0.007	0	0.0	○	0	0.0
R1	0.007	0	0.0	○	0	0.0
R2	0.007	0	0.0	○	0	0.0

出典:やまなしの環境

■光化学オキシダントの昼間の1時間値が環境基準を超えた日数



出典:やまなしの環境

■光化学オキシダントの測定結果

年度	昼間の1時間値 の年平均値	昼間の1時間値 の最高値	昼間の1時間値が0.006ppmを 超えた日数と時間数		環境基準 達成○ 非達成×
	ppm	ppm	日	時間	
H23	0.012	0.085	38	165	×
H24	0.010	0.089	56	278	×
H25	0.011	0.088	64	297	×
H26	0.010	0.098	65	412	×
H27	0.010	0.088	56	314	×
H28	0.009	0.091	43	253	×
H29	0.009	0.091	64	347	×
H30	0.007	0.083	47	275	×
R1	0.007	0.086	42	240	×
R2	0.007	0.086	31	153	×

出典:やまなしの環境



(3)騒音の状況

平成24(2013)年から自動車騒音状況の常時監視を行っています。対象となる路線は、高速道路1路線、一般国道2路線、県道7路線となっており、一般国道で実施した調査では、過去に昼夜ともに環境基準を超過した地点がありました。

また、地域全体で評価する面的評価によると、昼夜とも基準値以下の戸数の割合は、ここ10年の平均値で95.0%となっており、令和2(2020)年の全国平均は94.4%であったことから、これを上回る結果となっています。

■道路騒音等調査結果

年度	路線名	沿道地点				背後地地点	
		等価騒音レベル(dB)		環境基準(dB)		等価騒音レベル(dB)	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
H24	一般国道20号	68	65	70	65	51	49
H25	一般国道20号	72	70			49	48
	一般国道52号 (現県道42号線)	71	67			47	41
H26	韮崎南アルプス中央線	65	57			49	44
		67	60			51	44
		67	58			52	44
H27	一般国道141号	69	63			55	42
		69	65			57	45
		73	69			51	46
H28	穴山停車場線	62	53			48	44
	北原下条南割線	65	57			48	49
	韮崎増富線	67	61			47	40
H29	島上条宮久保絵美堂線	55	43			38	32
	須玉中田線	68	56			43	37
		66	59			53	53
H30	甲府韮崎線	65	60			41	40
	茅野北杜韮崎線	63	59			41	41
		70	62			40	39
R1	茅野北杜韮崎線	68	60			49	37
		50	45			40	37
		63	56			46	41
R2	中央自動車道西宮線	56	56			45	44
		53	52			45	43
		67	57	41	32		
R3	韮崎昇仙峡線	63	54	35	29		
		60	49	35	28		

※赤網掛けは環境基準を超過した地点

出典：自動車騒音常時監視結果

#### (4)水質の状況

山梨県では、市内を流れる富士川(釜無川)、塩川、黒沢川において、月に1度、4地点で水質測定を行っており、環境基準の類型<sup>14</sup>は、富士川(釜無川)がAA、黒沢川がC、塩川が指定なしとなっています。

pH<sup>15</sup>は富士川(釜無川)、黒沢川それぞれの地点で環境基準(AA、C:6.5以上8.5以下)をわずかに超える値が測定されています。

DO<sup>16</sup>は、平成28年度以降の全ての測定結果が安定して推移しており、環境基準(AA:7.5mg/L以上、C:5mg/L以上)を達成しています。

BOD<sup>17</sup>は、黒沢川においては平成28年度以降の全ての測定結果が環境基準(AA:1mg/L以下、C:5mg/L以下)を達成していますが、富士川(釜無川)では上限を超える値が測定されています。

SS<sup>18</sup>は、令和2(2020)年の富士川(釜無川)で大幅に環境基準(AA:25mg/L以下)を超える値が測定されています。

大腸菌群数<sup>19</sup>は、富士川(釜無川)で毎年環境基準(AA:50MPN/100mL以下)を大幅に超過しています。

本市においても市内の8地点(平成30(2018)年以降は10地点)で水質測定を実施しています。環境基準の類型が指定されている黒沢川では、DO、BOD、SSは、上流、下流ともに環境基準を達成しています。一方、pHは平成25(2013)年を除き、下流において毎年環境基準を達成していない状況にあります。

なお、下水道整備率については、令和2(2020)年に本市では66.4%となっていますが、同年の山梨県平均は67.1%、全国平均は80.1%であり、平均を下回る状況となっています。

#### ■生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目	pH	DO	BOD	SS	大腸菌群数	
類型	AA	6.5以上8.5以下	7.5mg/L以上	1mg/L以下	25mg/L以下	50MPN/100mL以下
	A	6.5以上8.5以下	7.5mg/L以上	2mg/L以下	25mg/L以下	1,000MPN/100mL以下
	B	6.5以上8.5以下	5mg/L以上	3mg/L以下	25mg/L以下	5,000MPN/100mL以下
	C	6.5以上8.5以下	5mg/L以上	5mg/L以下	50mg/L以下	—
	D	6.0以上8.5以下	2mg/L以上	8mg/L以下	100mg/L以下	—
E	6.0以上8.5以下	2mg/L以上	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。		

出典:環境省 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

<sup>14</sup> 生活環境の保全に関して、公共用水域を水域の利用目的、水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況などを考慮して水域類型の指定を行っている。

<sup>15</sup> 水素イオン濃度水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示す。

<sup>16</sup> 水中に溶け込んでいる酸素の量。汚染度が高いほど小さくなる。

<sup>17</sup> 微生物が水中の有機汚濁物質を分解するために必要とする酸素の量。汚染度が高いほど大きくなる。

<sup>18</sup> 水の濁りの度合いを表す指標。魚類のえらを塞ぎ呼吸を妨げて窒息させる危険性や、太陽光線の透過を妨げ、藻類の同化作用を阻害させる等の影響がある。

<sup>19</sup> し尿による水の汚染を表す指標。大腸菌群は環境中や動物の大腸などに広く存在する。

■公共用水域水質測定結果(山梨県調査)

項目	水域	地点	H28	H29	H30	R1	R2
pH (最小～最大)	富士川 (釜無川)	船山橋	7.6～8.8	7.4～8.3	7.8～8.0	7.8～8.3	7.8～8.7
		藤井堰	7.7～8.8	7.8～8.6	7.4～8.1	7.7～8.1	7.7～8.3
	塩川	塩川橋	7.6～8.9	7.6～9.0	7.8～8.2	7.8～8.3	7.7～8.7
		黒沢川	黒沢川流末	7.9～9.4	8.0～9.1	7.9～9.2	7.5～9.4
DO(mg/L) (最小～最大)	富士川 (釜無川)	船山橋	7.8～13	7.9～13	8.3～12	8.6～12	8.9～13
		藤井堰	8.3～13	8.4～13	8.3～12	8.2～12	8.5～13
	塩川	塩川橋	8.5～13	8.6～13	8.5～12	8.5～12	9.1～13
		黒沢川	黒沢川流末	8.1～14	9.0～14	8.1～13	8.4～13
BOD(mg/L) (最小～最大)	富士川 (釜無川)	船山橋	<0.5～1.4	0.5～1.5	0.5～1.9	<0.5～1.0	0.6～1.4
		藤井堰	<0.5～1.5	0.5～1.2	0.5～1.0	<0.5～1.2	0.5～1.2
	塩川	塩川橋	<0.5～1.3	0.5～1.0	0.5～1.0	<0.5～1.0	<0.5～1.4
		黒沢川	黒沢川流末	0.9～1.4	0.8～1.6	0.7～1.4	0.5～3.3
SS(mg/L) (最小～最大)	富士川 (釜無川)	船山橋	1～6	1～21	2～13	1～24	<1～120
		藤井堰	<1～20	1～15	<1～11	1～15	1～10
	塩川	塩川橋	<1～6	<1～7	<1～7	<1～15	1～11
		黒沢川	黒沢川流末	2～30	1～19	2～18	1～50
大腸菌群数 (MPN/100mL) (最小～最大)	富士川 (釜無川)	船山橋	1,300～130,000	1,300～30,000	3,300～30,000	1700～130,000	490～130,000
		藤井堰	790～49,000	330～49,000	790～49,000	700～33,000	330～49,000
	塩川	塩川橋	330～79,000	490～49,000	490～33,000	330～49,000	1100～49,000
		黒沢川	黒沢川流末	2,300～130,000	1,100～30,000	3,300～79,000	3,300～79,000

注：<は報告下限値未滿を示す。

出典：やまなしの環境

■公共用水域水質測定結果(韮崎市調査)(pH(平均値))

地点	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
徳島堰	8.3	8.2	8.6	8.5	8.2	8.0	8.2	8.2
権現沢川上流	7.6	7.6	7.5	7.4	7.6	7.6	7.7	7.7
権現沢川下流	7.8	7.8	7.9	7.6	7.8	7.9	8.1	7.9
黒沢川上流	7.9	7.9	8.3	7.7	8.1	7.7	8.0	8.0
黒沢川下流	8.5	8.4	8.6	8.4	8.5	8.6	9.1	9.0
藤井堰	8.0	8.0	8.3	7.7	8.0	8.4	8.4	8.2
古川	8.0	8.0	8.0	7.9	7.7	7.7	7.9	7.7
割羽沢川下流	7.7	7.7	7.8	7.8	7.7	7.6	7.7	7.6
地点	H30	R1	R2	R3				
徳島堰上流	7.8	7.9	7.6	7.8				
徳島堰下流	8.0	8.3	7.8	8.0				
権現沢川上流	7.6	7.6	7.7	7.6				
権現沢川下流	7.8	7.8	7.7	7.6				
黒沢川上流	7.8	7.8	7.8	7.7				
黒沢川下流	8.5	8.6	8.5	8.9				
藤井堰	8.0	8.0	7.9	7.8				
古川	7.6	7.8	8.0	7.9				
割羽沢川上流	8.1	8.1	8.1	8.2				
割羽沢川下流	7.7	7.7	7.8	8.0				

出典：主要施策成果説明書

■公共用水域水質測定結果(葦崎市調査)(DO(平均値))

地点	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
黒沢川上流	9.9	9.3	10.3	10.9	10.6	10.1	9.5	10.7
黒沢川下流	10.8	10.6	11.2	12.1	10.6	11.4	12.0	13.5
権現沢川上流	9.8	9.7	9.1	10.1	10.2	10.7	10.4	10.8
権現沢川下流	10.0	9.6	9.4	10.8	10.4	10.9	10.2	11.2
藤井堰	10.2	9.6	10.0	10.6	11.1	10.5	11.0	10.9
徳島堰	11.8	11.0	11.3	13.6	12.0	12.0	11.2	12.1
古川	9.5	9.3	9.3	10.2	9.8	10.0	10.2	10.0
割羽沢川下流	8.9	9.0	9.4	10.6	9.9	10.6	9.2	9.6
地点	H30	R1	R2	R3				
徳島堰上流	11.6	12.2	11.8	12.0				
徳島堰下流	11.7	12.8	11.9	12.0				
権現沢川上流	10.4	10.5	10.9	11.4				
権現沢川下流	10.6	10.7	10.9	11.6				
黒沢川上流	9.8	10.0	10.0	11.1				
黒沢川下流	11.4	12.0	11.2	12.5				
藤井堰	10.5	10.5	10.4	10.8				
古川	9.5	10.1	10.5	10.8				
割羽沢川上流	11.4	12.1	12.0	12.4				
割羽沢川下流	10.7	10.4	11.0	11.8	単位：mg/L			

出典:主要施策成果説明書

■公共用水域水質測定結果(葦崎市調査)(BOD(平均値))

地点	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
徳島堰	0.9	0.8	1.0	1.5	0.7	0.8	0.9	1.0
権現沢川上流	0.6	0.7	0.65	0.9	0.7	0.6	0.7	0.7
権現沢川下流	1.9	0.9	0.75	1.5	0.7	0.7	0.8	0.8
黒沢川上流	0.9	1.0	2.3	0.8	0.8	1.2	0.8	0.8
黒沢川下流	1.1	1.4	1.1	1.4	0.9	0.7	1.0	1.0
藤井堰	0.8	0.9	1.7	1.4	1.1	0.6	0.5	1.5
古川	0.9	1.1	1.0	1.1	0.6	0.8	0.8	0.8
割羽沢川下流	1.7	2.0	1.8	2.8	1.2	1.5	6.8	6.8
地点	H30	R1	R2	R3				
徳島堰上流	0.6	0.7	0.5	0.5				
徳島堰下流	0.9	0.8	0.8	0.6				
権現沢川上流	0.8	0.7	0.5	0.5				
権現沢川下流	0.6	0.8	1.0	0.7				
黒沢川上流	1.0	0.8	0.6	0.7				
黒沢川下流	1.2	1.0	0.9	0.8				
藤井堰	0.7	0.7	0.7	0.6				
古川	0.8	0.7	0.6	0.6				
割羽沢川上流	1.2	1.3	0.6	1.1				
割羽沢川下流	1.2	0.9	1.0	0.7	単位：mg/L			

出典:主要施策成果説明書

■公共用水域水質測定結果(葦崎市調査)(SS(平均値))

地点	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
黒沢川上流	7.6	2.9	3.4	3.0	3.1	3.9	3.2	2.2
黒沢川下流	6.4	4.7	7.6	10.0	5.8	8.0	8.8	3.9
権現沢川上流	14.3	7.3	5.9	5.0	3.0	5.5	4.7	7.8
権現沢川下流	14.6	14.8	10.5	8.0	7.4	7.9	7.0	7.1
藤井堰	14.4	8.4	11.8	12.0	5.7	5.4	8.5	2.7
徳島堰	8.7	9.4	27.4	12.0	5.6	2.2	4.1	4.8
古川	8.5	10.5	12.2	4.0	6.8	8.0	5.4	5.3
割羽沢川下流	10.8	8.8	10.3	7.0	8.6	3.9	4.0	3.2
地点	H30	R1	R2	R3				
徳島堰上流	1.6	5.8	10.0	5.2				
徳島堰下流	1.7	8.8	9.9	5.7				
権現沢川上流	2.8	34.9	9.1	6.4				
権現沢川下流	2.3	6.5	10.0	7.6				
黒沢川上流	7.9	9.3	6.5	8.1				
黒沢川下流	13.3	8.0	7.7	5.5				
藤井堰	4.0	5.8	4.9	3.6				
古川	12.7	3.3	6.1	5.8				
割羽沢川上流	5.5	6.3	8.0	8.5				
割羽沢川下流	3.6	5.1	5.0	6.0				

単位：mg/L

出典：主要施策成果説明書

■公共用水域水質測定結果(葦崎市調査)(大腸菌群数(平均値))

地点	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
徳島堰	19,150	7,950	3,300	396,150	28,650	137,500	*7,900	111,000
権現沢川上流	4,825	5,593	15,125	39,615	2,755	2,845	1,715	7,200
権現沢川下流	20,725	4,138	6,848	41,150	1,742	5,400	1,450	11,200
黒沢川上流	3,548	3,275	18,525	11,895	2,250	2,300	735	8,650
黒沢川下流	9,825	10,825	13,525	48,000	4,325	6,050	5,050	14,950
藤井堰	14,500	11,675	8,275	168,500	25,375	46,550	3,100	18,500
古川	15,675	7,600	16,198	12,000	7,800	28,100	17,745	13,000
割羽沢川下流	23,725	22,975	23,575	43,500	29,700	50,600	*92,000	122,150
地点	H30	R1	R2	R3				
徳島堰上流	24,850	20,000	1,500	3,730				
徳島堰下流	195,000	18,150	10,450	3,600				
権現沢川上流	18,800	5,665	4,150	2,045				
権現沢川下流	15,200	15,500	14,450	1,330				
黒沢川上流	9,350	8,200	4,345	4,800				
黒沢川下流	18,950	11,395	3,400	2,300				
藤井堰	3,895	9,000	18,150	9,350				
古川	8,150	5,950	40,700	1,950				
割羽沢川上流	60,500	6,400	28,500	13,200				
割羽沢川下流	18,150	5,150	9,700	7,450				

MPN/100mL

※平成28年度の徳島堰及び割羽沢川下流は、動物等のし尿汚染等により2回のうち1回が測定数値上限(240,000MPN/100ml)を超えてしまい測定不能であったため、測定出来た1回のみ数値である。

出典：主要施策成果説明書

### (5)都市景観の状況

本市の都市部のうち、古くからの集落地は、塀や建物、宅地内樹木などによる景観を有しています。

平和観音や本市の玄関口である韮崎駅などは、市のシンボルとして、市民に親しまれています。

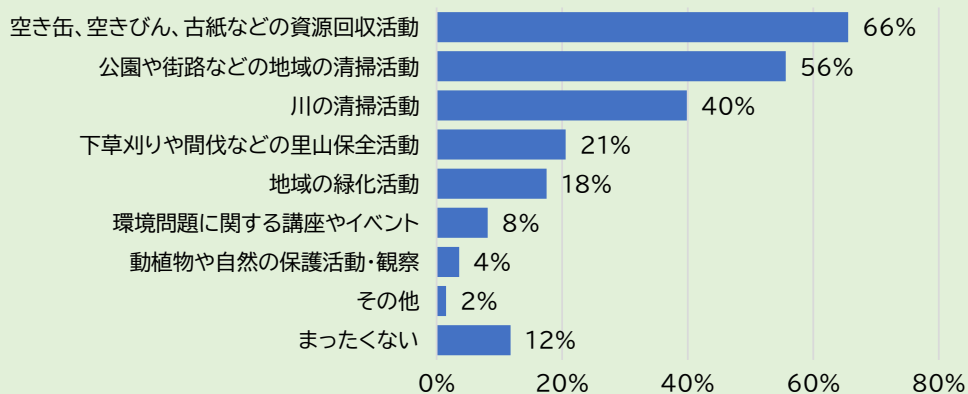
■ 韮崎市平和観音



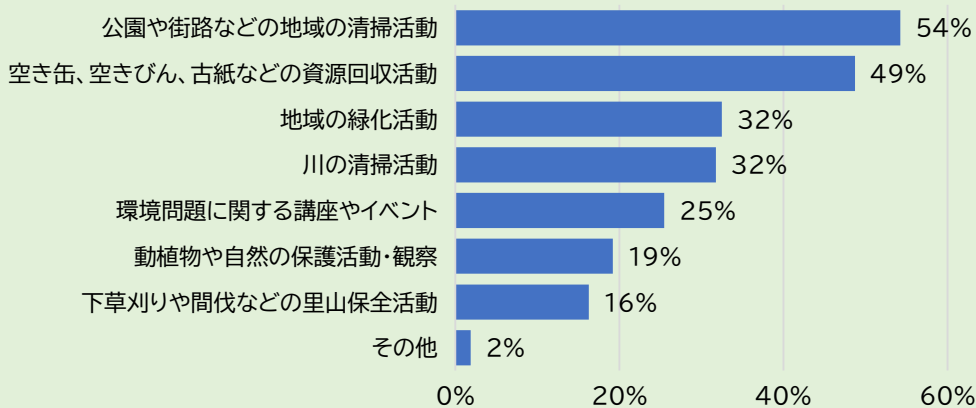
アンケート調査によると、環境保全活動へ参加したことがある市民のうち、半数以上が「空き缶、空きびん、古紙などの資源回収活動」、「公園や街路などの地域の清掃活動」へ参加しており、これらの活動に参加したいと回答した割合も高くなっています。

「地域の緑化活動」など、参加したことがある割合よりも参加したい割合の方が多い活動がみられ、市民は環境保全活動に意欲的ではあるものの、実際には参加できていない現状が伺えます。

■ 参加したことがある環境保全活動(市民)



■ 参加したい環境保全活動(市民)



また、自由意見ではバイクの騒音や雑草、ポイ捨てによる景観の悪化が懸念事項として挙げられました。道路騒音等調査では環境基準を達成しているものの、地域や時間帯によっては騒音の問題が発生していることが考えられます。

## 4 循環型社会について

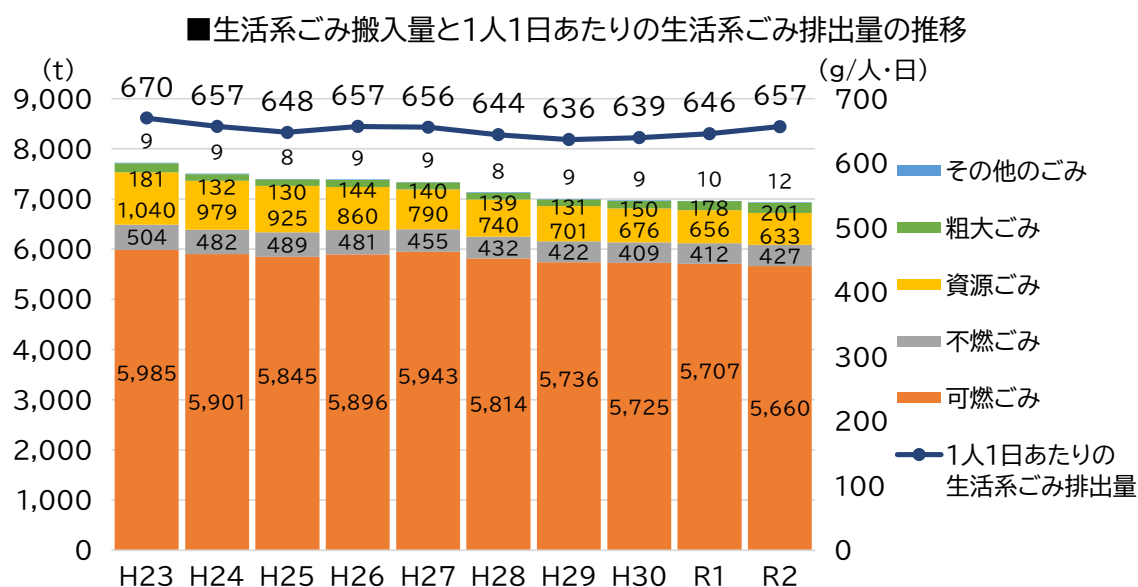
### (1) 廃棄物の状況

本市の廃棄物は、近隣の北杜市、甲斐市との3市で構成されている峡北広域行政事務組合で共同処理しています。

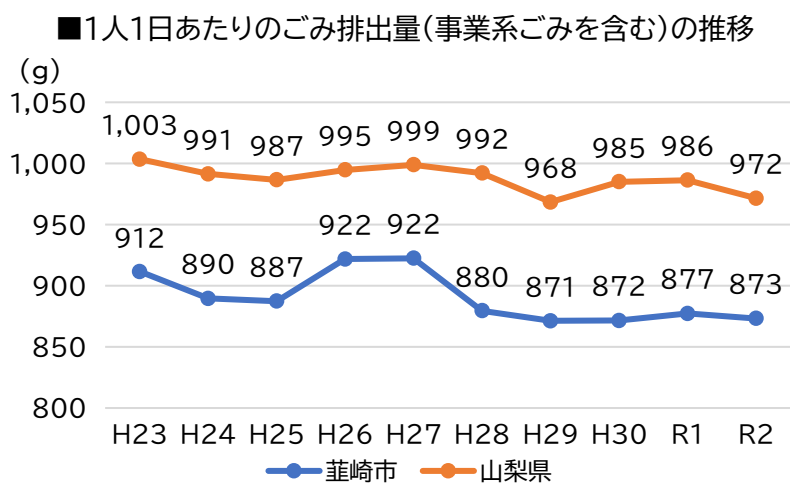
生活系ごみの搬入量は、令和2(2020)年までの10年間減少を続け、令和2(2020)年には新型コロナウイルス感染症の蔓延により家庭で過ごす時間が増えるなどの生活様式の変化で、可燃ごみは減少し、粗大ごみや不燃ごみは増加しました。

1人1日あたりの生活系ごみ排出量は、本市の人口の減少傾向もあり、近年は増加傾向を示しています。

また、1人1日あたりのごみ排出量(事業系ごみを含む)は、令和2(2020)年で873gであり近年はほぼ一定で推移しています。これは山梨県の平均と比較して100gほど低い値となっています。



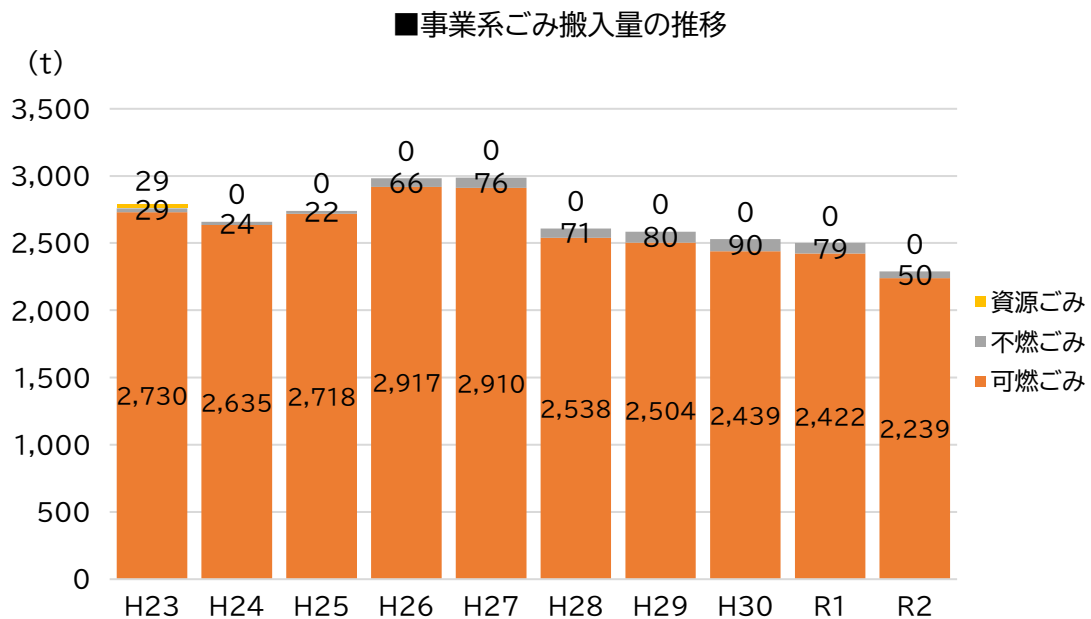
出典：一般廃棄物処理実態調査



出典：一般廃棄物処理実態調査



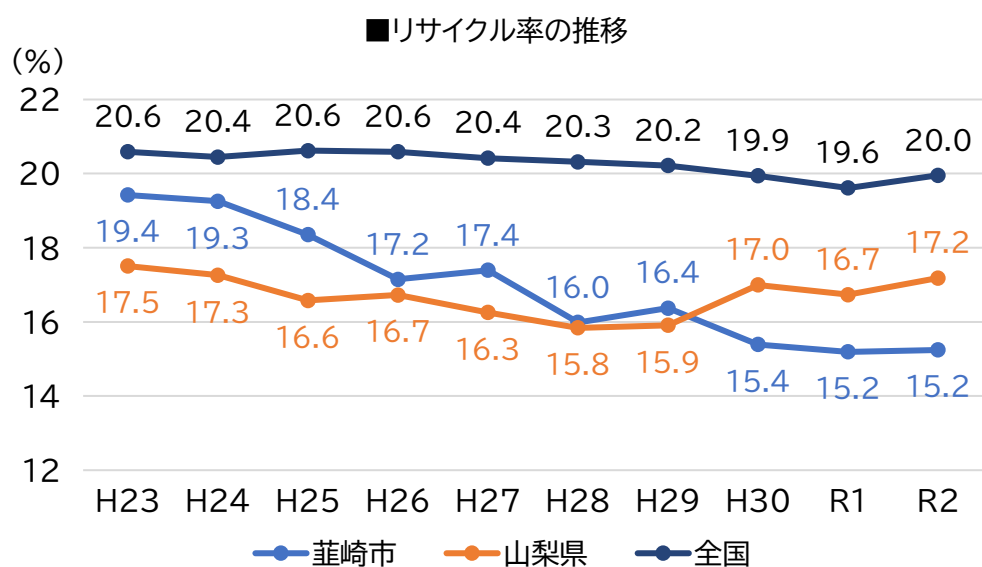
事業系ごみの搬入量は、平成27(2015)年までは増加していましたが、それ以降は減少傾向にあります。令和2(2020)年には、生活系ごみと同様に生活様式の変化がありました。搬入量は平成23(2011)年と比較し、約20%削減されています。



出典：一般廃棄物処理実態調査

本市のリサイクル率は、令和2(2020)年に15.2%となり、平成23(2011)年の19.4%と比較すると4ポイント以上低下しています。

山梨県及び全国の平均とは、差が開いている状況です。

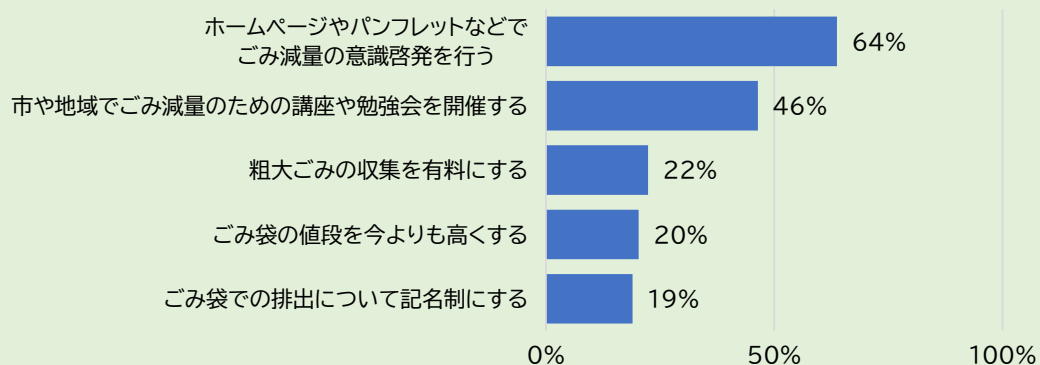


出典：一般廃棄物処理実態調査



アンケート調査によると、家庭ごみの減量のためには「ホームページやパンフレットなどでごみ減量の意識啓発を行う」、「市や地域でごみ減量のための講座や勉強会を開催する」ことが効果的であると考えている市民が多くいます。市民の意識の向上などの、ソフト面での対策が求められています。

#### ■家庭ごみの減量に効果的だと思う対策(市民)



自由意見ではごみのポイ捨てに関する指摘が多く、道端や川のごみが目立っている状況にあります。廃棄物の適正な処理を推進するためにも、市民の意識啓発を促し、良好な生活環境を維持する必要があります。

## 5 地球環境について

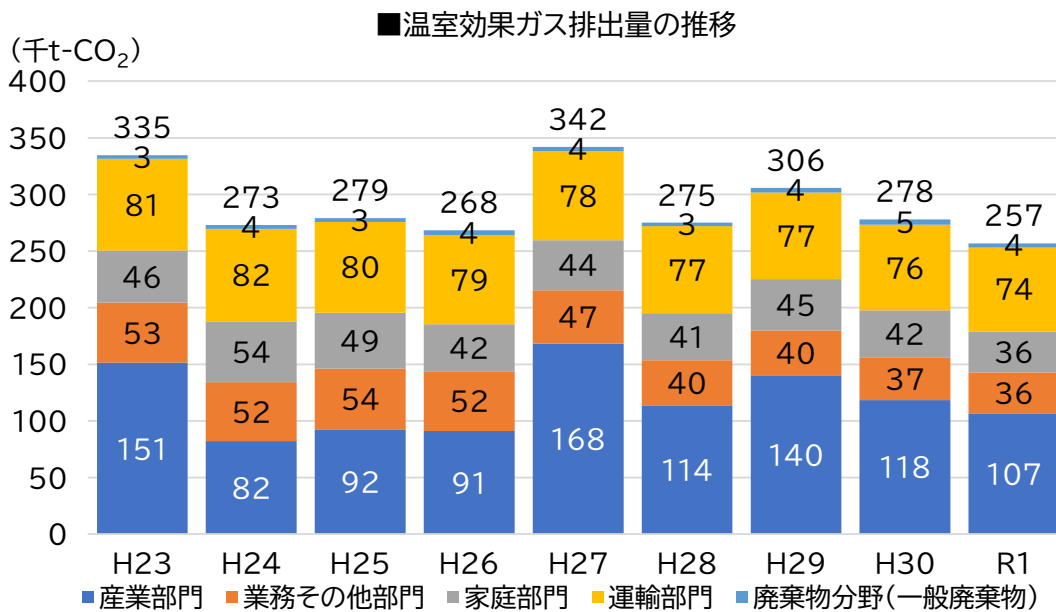
### (1) 区域から排出される温室効果ガスの状況

環境省の自治体排出量カルテによると、韮崎市全体から排出された温室効果ガスの量は、令和元(2019)年度に257千t-CO<sub>2</sub>となっており、増減はあるものの近年は減少傾向にあります。

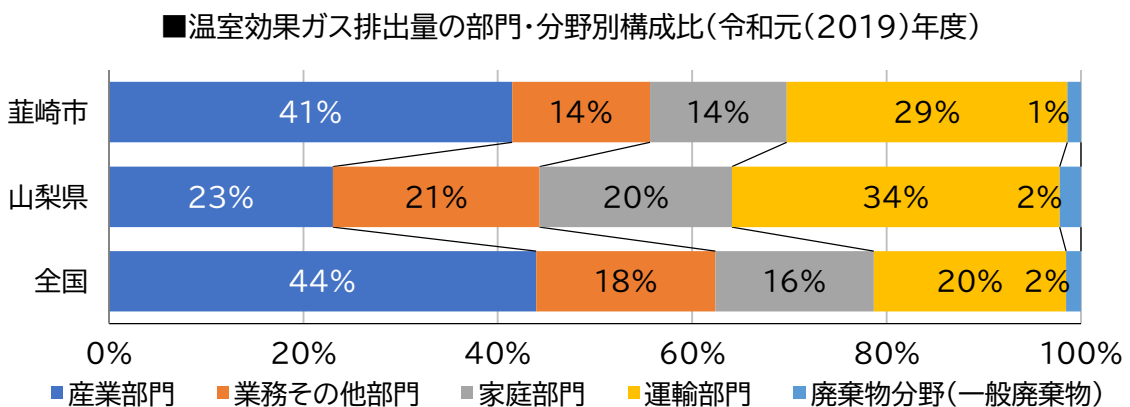
部門・分野ごとの排出量では、産業部門は年度により大きく変動していますが、その他の部門においては減少傾向となっています。

令和元(2019)年度の排出量の内訳は、多い順に、産業部門41%、運輸部門29%、業務その他部門14%、家庭部門14%、廃棄物分野及び家庭部門1%となっています。

山梨県の平均と比較すると、本市は産業部門が占める割合が非常に多く、その他の部門は少ない状況ですが、全国の平均と比較すると、運輸部門の占める割合が多くなっています。



出典: 自治体排出量カルテ



出典: 自治体排出量カルテ

## (2) 韮崎市の事務事業から排出される温室効果ガスの状況

本市の事務事業において排出される温室効果ガスは、令和4(2022)年度に、平成23(2011)年度比で2.00%削減することを目標としています。温室効果ガス排出量は、平成30(2018)年度、令和元(2019)年度では全項目について目標を達成していませんでした。令和2(2020)年度にはメタン以外の項目で目標を達成したものの、直近の令和3(2021)年度では、一酸化二窒素のみが目標を達成しています。

上記の結果は二酸化炭素の排出係数の影響を受けるものですが、具体的な内訳を見ると、燃料の使用量については、令和3(2021)年度には揮発油、軽油、A重油、電気の使用量が基準年度より削減できており、目標を達成しています。一方、灯油、液化石油ガスの使用量は基準年度と比較して増加しています。

また、自動車走行距離は、令和3(2021)年度には目標を達成しています。しかし、年度による走行距離のばらつきが大きくなっている状況にあります。

### ■温室効果ガス排出量の推移

項目		二酸化炭素 (kg-CO <sub>2</sub> )	メタン (kg-CO <sub>2</sub> )	一酸化二窒素 (kg-CO <sub>2</sub> )	計
H23 (基準年度)		2,969,296.00	67.00	2,281.00	29,716,440.00
H30	CO <sub>2</sub> 排出量	3,049,013.82	89.49	2,492.08	3,051,595.39
R1	CO <sub>2</sub> 排出量	347,252.16	138.29	4,213.15	3,051,603.60
R2	CO <sub>2</sub> 排出量	2,878,663.57	73.80	2,001.38	2,880,738.75
R3	CO <sub>2</sub> 排出量	2,960,490.77	77.39	2,055.61	2,962,623.77
	基準年度比(%)	99.70	115.51	90.12	99.70
目標値 (R4)		2,909,910.00	65.00	2,235.00	2,912,210.00

「第2次韮崎市地球温暖化対策実行計画 取組結果」をもとに作成

### ■燃料使用量の推移

項目		揮発油 (L)	灯油 (L)	軽油 (L)	A重油 (L)	液化石油ガス (kg)	電気 (kwh)
H23 (基準年度)		30,091	31,436	12,054	231,850	38,205	5,616,802
H30	使用量	22,965	23,866	1,848	206,000	32,138	4,535,743
R1	使用量	24,878	21,585	1,451	202,000	32,818	4,500,479
R2	使用量	23,599	24,215	1,162	215,400	35,122	4,624,125
R3	使用量	24,197	34,264	1,764	189,000	40,319	4,573,206
	基準年度比(%)	80.41	109.00	14.63	81.52	105.53	81.42
目標値 (R4)		29,489	30,807	11,812	227,213	37,440	5,504,465

「第2次韮崎市地球温暖化対策実行計画 取組結果」をもとに作成

■自動車走行距離の推移

項目		ガソリン					
		乗用車 (km)	軽乗用車 (km)	普通貨物車 (km)	小型貨物車 (km)	軽貨物車 (km)	特殊車両 (km)
H23 (基準年度)		123,319	18,191	—	61,607	61,780	3,973
H30	距離	160,188	35,096	9	32,632	83,791	2,032
R1	距離	363,761	36,631	0	31,497	80,118	2,429
R2	距離	111,448	30,286	0	25,696	88,761	2,650
R3	距離	107,583	30,903	0	31,217	88,352	3,756
	基準年度比(%)	87.24	169.88	—	50.67	143.01	94.54
目標値 (R4)		120,852	17,827	—	60,374	60,544	3,893
項目		軽油				計 (km) (ガソリン+軽油)	
		乗用車 (km)	普通貨物車 (km)	小型貨物車 (km)	特殊車両 (km)		
H23 (基準年度)		—	1,488	26,508	1,395	298,261	
H30	距離	2,206	1,688	13,831	745	332,209	
R1	距離	1,443	1,139	7,549	904	525,471	
R2	距離	726	358	8,329	764	269,018	
R3	距離	308	865	7,911	5,016	275,931	
	基準年度比(%)	—	58.13	29.84	359.57	92.51	
目標値 (R4)		—	1,458	25,977	1,367	292,292	

「第2次韮崎市地球温暖化対策実行計画 取組結果」をもとに作成

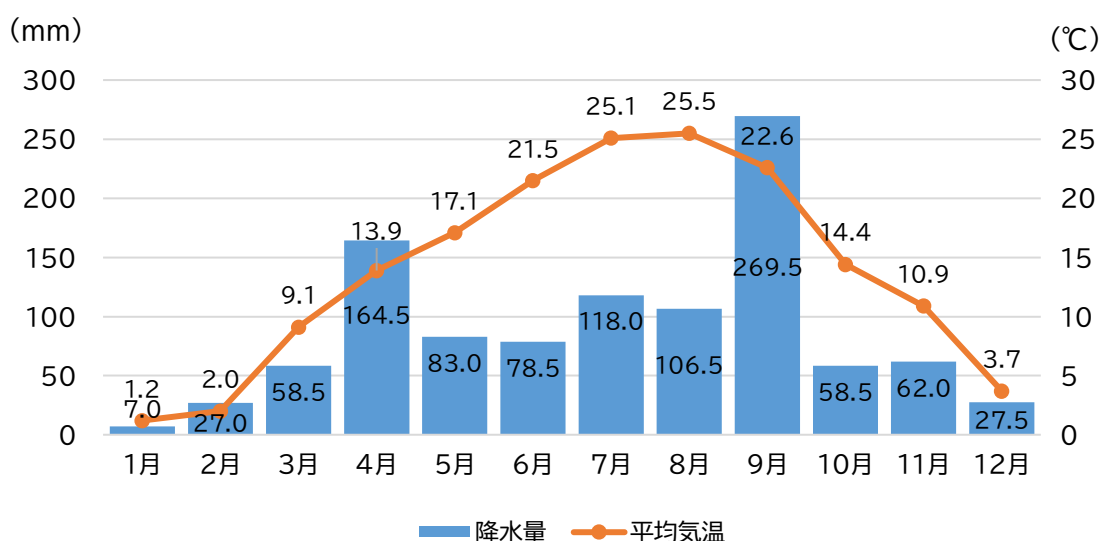
### (3)気候の状況

本市には、アメダスの葦崎観測所が設置されています。令和4(2022)年では、平均気温13.9℃、総降水量1,060mmと冷涼で少雨な地域となっており、内陸気候の特徴をもっています。

気温の推移による年平均値では、日最低气温は約9℃で昭和53(1978)年からほとんど変化がない一方で、日平均気温と日最高気温は、令和4(2022)年までの10年間の平均で13.8℃、19.9℃となり、昭和53(1978)年からの10年間の平均に比べ、それぞれ0.4℃、1.0℃上昇し、寒暖差が徐々に大きくなっています。

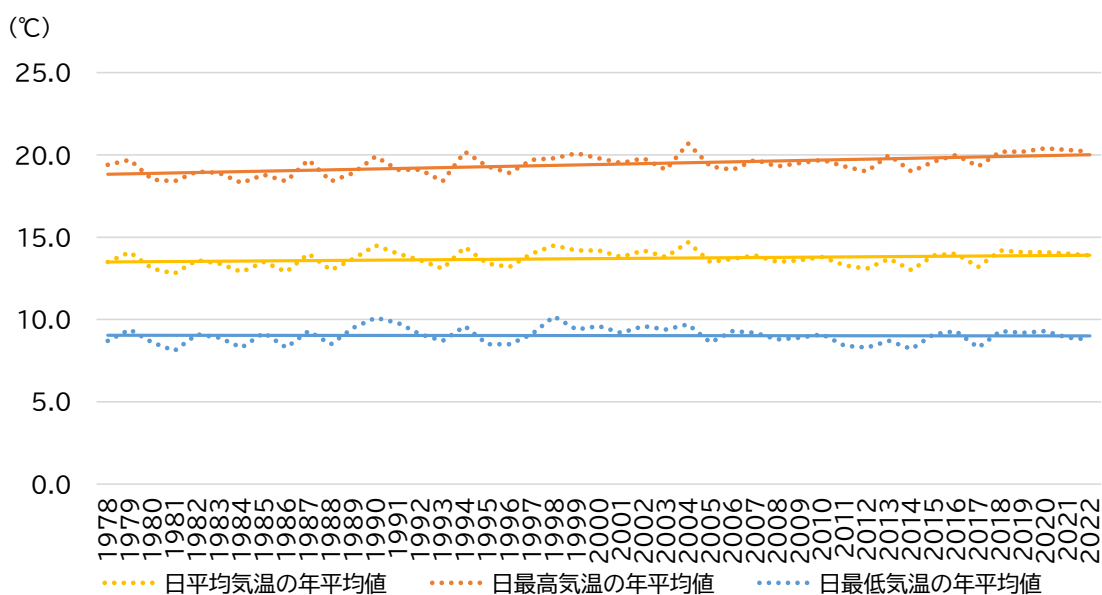
近年の気温上昇は、気候変動によるものと考えられており、熱中症対策などに対する市民への意識啓発等の取組みの重要性が高まっています。

■降水量・気温の経年変化(令和4(2022)年)



出典:気象庁ホームページ

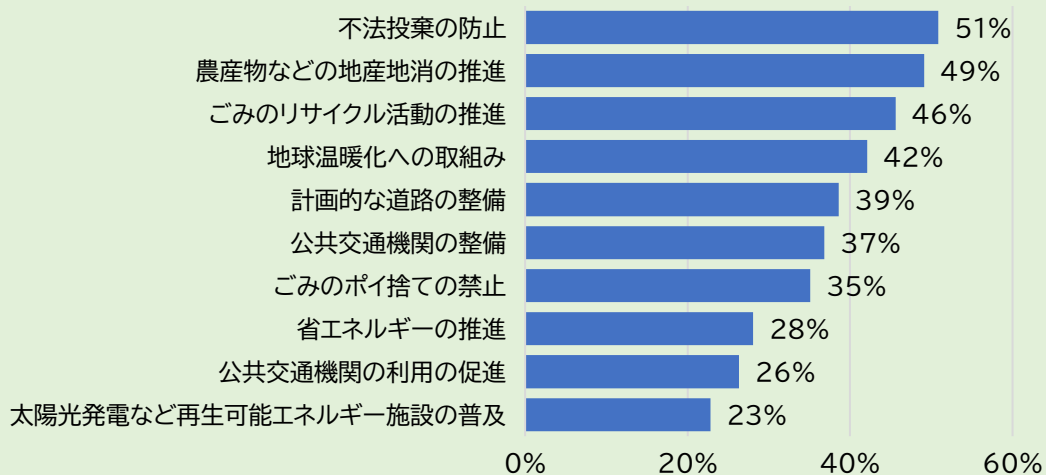
■気温の推移



出典:気象庁ホームページ

アンケート調査によると、事業者が市に望む環境施策として、「地球温暖化への取組み」は42%となっていますが、「太陽光発電など再生可能エネルギー<sup>20</sup>施設の普及」は最も低く、23%です。地球温暖化対策を推進するためにも、事業者が再生可能エネルギーを利用しやすい環境を整備していく必要があります。

#### ■ 荊崎市に望む環境施策(事業者)



また、自由意見では公共交通機関の利便性の悪さを挙げた市民が多くみられました。自家用車を利用せざるを得ない環境にある市民も多く、生活利便性の低下や温室効果ガスの排出につながっています。

<sup>20</sup> 永続的に利用することができるエネルギー源の総称。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等がある。

## 第3章 韮崎市の環境課題

1 自然環境に係る課題 .....	36
2 生活環境に係る課題 .....	37
3 循環型社会に係る課題 .....	38
4 地球環境に係る課題 .....	39
5 その他の課題 .....	40

# 1 自然環境に係る課題

本市は茅ヶ岳、鳳凰三山、甘利山などの山々に囲まれ、市の中央部には釜無川が流れており、自然豊かな環境を有しています。

本市の森林蓄積量は年々増加しており、豊かな自然環境を形成する大きな要素となっています。アンケート調査結果においても木々の多さや緑の豊かさに満足しているとの意見が多く見られました。一方で、身近に感じる環境課題として「山林や緑地の荒廃」を挙げた市民も多く、自然豊かな本市の環境を保全していくためには、緑の適切な維持・管理を行っていかねばなりません。

本市西部は南アルプス国立公園及び県立南アルプス巨摩自然公園の一部、また南アルプスユネスコエコパークに指定された区域となっており、希少な動植物の生息・生育も見られ、本市の豊かな生物多様性<sup>21</sup>を形成しています。これらのエリアは、関係市町村及び各種団体により、自然環境保全に関する様々な取り組みが行われてきていますが、豊かな環境を次世代に引き継ぐために、今後さらなる地域間の連携、交流の拡大が求められます。

アンケート調査結果では、身近に感じる環境課題として外来生物<sup>22</sup>の侵入を挙げている市民が25%となっており、豊かな生物多様性を保全するためには、侵入を防止するとともに、駆除することが必要です。本市でもオオキンケイギクなどの外来生物が侵入しており、市民・事業者・市が協働で駆除を継続することが求められています。

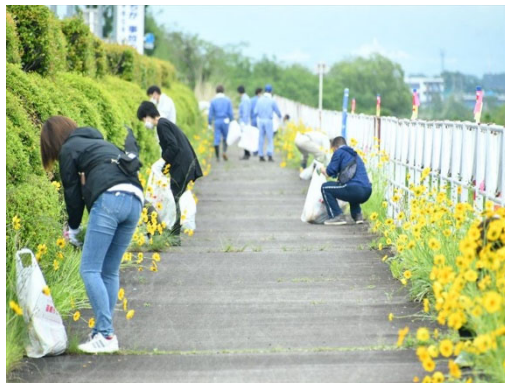
農業においては、経営耕地面積、総農家数が減少傾向にあり、衰退している状況にあります。アンケート調査結果でも、耕作放棄地が増加し、目立っているという意見が挙げられました。前計画では、農業従事者の高齢化や農業への新規参入者の確保が困難等の理由により、施策は実施しているものの効果が表れないという問題があります。一方、市に望む環境施策として、「農産物などの地産地消の推進」が市民では1番目に、事業者では2番目に高い項目となっており、農業の振興や地元の野菜の消費の促進が求められています。「新規就農者育成総合対策」や地域計画等の支援、計画を通し、農業従事者の確保や、農地の有効活用を行っていかねばなりません。また、農業へ被害を及ぼす鳥獣への対策も必要です。

■甘利山のレンゲツツジ



出典：韮崎市ホームページ

■特定外来生物駆除作業の様子



出典：韮崎市

<sup>21</sup> 生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

<sup>22</sup> 日本に本来の分布域を持たず、海外から導入された生物。



## 2 生活環境に係る課題

本市に寄せられる典型7公害に関する公害苦情件数は、年度によってばらつきはありますが、令和3(2021)年度は6件であり、悪臭と騒音に関する苦情が寄せられました。

一方、アンケート調査の結果では、「空気のさわやかさ、きれいさ」、「におい(悪臭がしないこと)」、「水辺のきれいさ」の、公害に関連する項目の満足度は高い結果が得られました。

大気質については、浮遊粒子状物質、二酸化窒素ともに減少傾向にあり、最近10年間で毎年環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては環境基準を達成できていない状況となっており、山梨県及び全国でも達成率が低い状況にあります。

騒音については、令和3(2021)年度に実施した道路交通騒音調査の結果、すべての地点で環境基準を達成しています。

アンケート調査結果でも「自動車や工場等からの騒音・振動」を身近な環境課題として感じている市民は6%であり、本市の騒音、振動の状況は概ね良好と言えますが、アンケート調査での自由意見では、夜間のバイク等の騒音が気になるという意見が複数挙げられており、一部では騒音に係る課題も見られる状況にあります。

水質については、pHや大腸菌群数等の指標において環境基準値を超える値が測定されています。一方、アンケート調査結果では、韮崎市第2次環境基本計画の施策の効果として「大気や水など地域環境が良好な状態に保たれている」と回答した市民は約半数であり、市の取組みの効果を実感している市民も多く見られます。

前計画で位置付けた施策では、環境基準や不法投棄の収集量は目標を達成していますが、汚水処理施設整備率及び不法投棄の件数は目標を達成できていませんので、今後も生活環境の常時監視及び日常生活での環境配慮行動、事業者による環境汚染の防止に努めていく必要があります。

アンケート調査では、雑草やごみのポイ捨てにより景観が損なわれているという意見が挙げられました。良好な景観を維持し、地域住民が快適な生活環境の中で過ごすためにも、市民の意識向上や環境美化活動の推進に努めていくことが重要です。

また、中学生からは、公園などの遊ぶ場所を求める声があり、身近な公園が不足している現状を踏まえ、自然と触れ合う場の創出が課題となっています。

さらに、「地域の緑化活動」に参加したい市民は32%と意欲的であることから、身近な環境保全活動へ参加する機会の創出が必要です。

### ■不法投棄の様子



出典：韮崎市

### 3 循環型社会に係る課題

本市の生活系ごみのエコパークたつおかへの搬入量は、平成23(2011)年以降、毎年減少を続けています。1人1日あたりのごみ排出量は、令和2(2020)年で873gであり、山梨県の平均と比較して100g程度少ない値となっていることから、ごみの排出量を減少させる取組みが進んでいると言えます。しかし、人口減少が進行していることから、1人1日あたりの生活系ごみの排出量は前計画での目標を達成できていない状況にあります。

アンケート調査結果では、家庭ごみの減量のためには「ホームページやパンフレットなどでごみ減量の意識啓発を行う」、「市や地域でごみ減量のための講座や勉強会を開催する」ことが効果的であるとする市民が多いことが分かります。

市民一人ひとりが廃棄物の減量の意識を身に付け、ごみを出さない生活様式へ転換することでごみの排出量をさらに削減することが可能となります。

本市のリサイクル率は減少を続けており、平成30(2018)年以降は山梨県の平均を下回って推移しています。1人1日あたりの生活系ごみの排出量と同じく、前計画の目標を達成できていませんが、アンケート調査結果によると、90%近くの事業者は「分別によるリサイクル」を既に行っていると回答しています。本市では、令和4(2022)年度からプラスチックの一括回収を実施しており、今後もリサイクルを促進し、ごみの排出量の減少につなげていく必要があります。

アンケート調査結果では、SDGsへの貢献を意識した行動について「海の豊かさを守ろう」という観点で実践をしている市民や中学生が多く見られ、自由意見では、道端や河川のごみの散乱が目立つという意見も挙げられました。環境中に排出されたごみは、やがて河川を通じて海に流出し、海洋ごみとなり、回収が困難になってしまうため、内陸部である本市でも廃棄物の適切な処理を行うとともに、リサイクル率の向上を図っていく必要があります。

■環境衛生センター



出典：峡北広域行政事務組合ホームページ

■拠点リサイクル



出典：韮崎市

## 4 地球環境に係る課題

平成27(2015)年12月にCOP21でパリ協定が採択され、平成28(2016)年11月に発効されました。これを受け、日本では令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で46%削減することを目標として掲げるとともに、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。

また、山梨県では、令和3(2021)年2月に県内全市町村共同による「やまなし『ゼロカーボンシティ』宣言」を行いました。このような状況の中、本市においても、温室効果ガス排出量実質ゼロへ向けて取組みを推進していく必要があります。

本市の温室効果ガス排出量は、令和元(2019)年時点で257千t-CO<sub>2</sub>であり、平成17(2005)年以降では最も低い値となりました。年度により排出量が大きく変動していますが、産業部門が約40%、運輸部門が約30%を占めているため、この2部門からの削減が重要となります。

本市の事務事業から排出される温室効果ガスは、令和3(2021)年度時点で目標を達成していませんので、継続した取組みを実施していく必要があります。

アンケートでは、節電や節水、ゼロカーボン・ドライブ<sup>23</sup>等、身近な行動に取り組んでいる市民・事業者が多く見られます。また、事業者が市に望む環境施策として、「地球温暖化への取組み」が40%以上となっていますが、「太陽光発電など再生可能エネルギー施設の普及」は、その他の項目と比較して低い水準に留まっています。市民が、再生可能エネルギーを利活用するためには、導入コストや維持費が課題でありますので、負担が少ない方法で新エネルギーの導入を図っていかねばなりません。

アメダスの韮崎観測所によると、昭和53(1978)年から令和4(2022)年までに、日平均気温の年平均値、日最高気温の年平均値は上昇傾向にあり、本市でも気候変動、地球温暖化の影響が身近に見られつつあります。本市の豊かな環境を守るためにも、市民・事業者・市が一体となって地球温暖化の防止に取り組んでいく必要があります。

### ■やまなしメガソーラー(韮崎)



出典:山梨県ホームページ

<sup>23</sup> 再生可能エネルギーを使って発電した電力と電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車を活用した、走行時の二酸化炭素排出量がゼロのドライブのこと。



## 5 その他の課題

アンケートによると、環境活動への参加意欲を示した市民は約80%となりました。実際に参加した活動と参加したい活動を比較すると、「環境問題に関する講座やイベント」、「動植物や自然の保護活動・観察」に意欲的であるものの、実際には参加できていない市民が多いことが分かります。

事業者アンケートでも、環境活動の活発化のためには「実施する場と機会の充実」が必要との回答が多く見られます。

小学生・中学生におけるSDGsの認知度は高いことから、環境教育の効果が表れていることが推測され、市民に対してもこのような機会の提供が求められています。近年は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、市民が集まる機会が減少しており、前計画では環境保全事業、環境関連行事・イベントの参加者数が目標を達成できていません。

また、市内の公共交通機関の利便性に不満を感じているとの意見が多く見られますので、公共交通の利便性を高めつつ、排気ガスや騒音、振動対策などの環境に配慮した持続可能な地域旅客サービスの提供を検討するとともに、利用を促していく必要があります。

### ■環境教育の様子



出典：韮崎市

## 第4章 計画の目標

1 韮崎市の望ましい環境像 .....	42
2 望ましい環境像の実現に向けた取組みの体系 .....	44

# 1 韮崎市の望ましい環境像

本市を取り巻く環境課題を踏まえ、望ましい環境像を「自然と共生する持続可能な美しいふるさと」と定めます。

## 望ましい環境像

### 自然と共生する持続可能な美しいふるさと

本市は、茅ヶ岳、鳳凰三山、南アルプスなどの山々に囲まれ、レンゲツツジ、スズラン、ゲンジボタルなどの多様な動植物が生息・生育する自然豊かな環境を有しています。

第2次計画では、これを未来につなげるという思いを込め、「みどり輝く豊かな未来」を望ましい環境像として、取組みを推進してきました。

本計画策定に際し実施したアンケート調査の結果では、将来あるべき環境像として、「みどり豊かな環境」や「水清らかな環境」などのほかに、「機能的な生活環境」に対するものがあり、都市機能の充実を図るとともに、「自然エネルギーを利用する環境」への意見もあったことから、自然に配慮し、保全しつつ、環境にやさしい美しく住みよいまちをつくることが求められています。

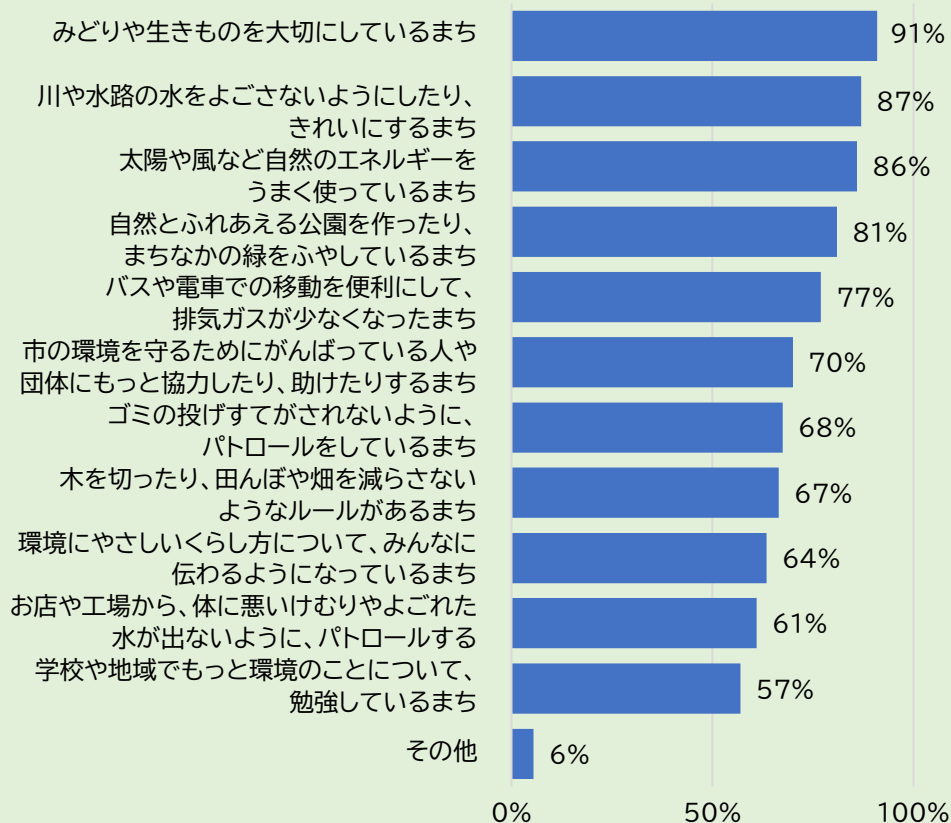
また、第7次総合計画の将来像である「すべての人が輝き 幸せを創造するふるさと にらさき」に基づく活力あるまちづくりを進めるうえでも、豊かな自然や生活との共生を図り、持続可能な社会を構築することが不可欠であり、循環型社会、脱炭素社会の実現に取り組む必要があります。

これらのことから、望ましい環境像を「自然と共生する持続可能な美しいふるさと」と定め、目標を達成するために、市民一人ひとりが主役であることを自覚し、次世代につながるまちづくりに取り組むとともに、市民並びに事業者、市の三者協働による様々な取組みを推進します。

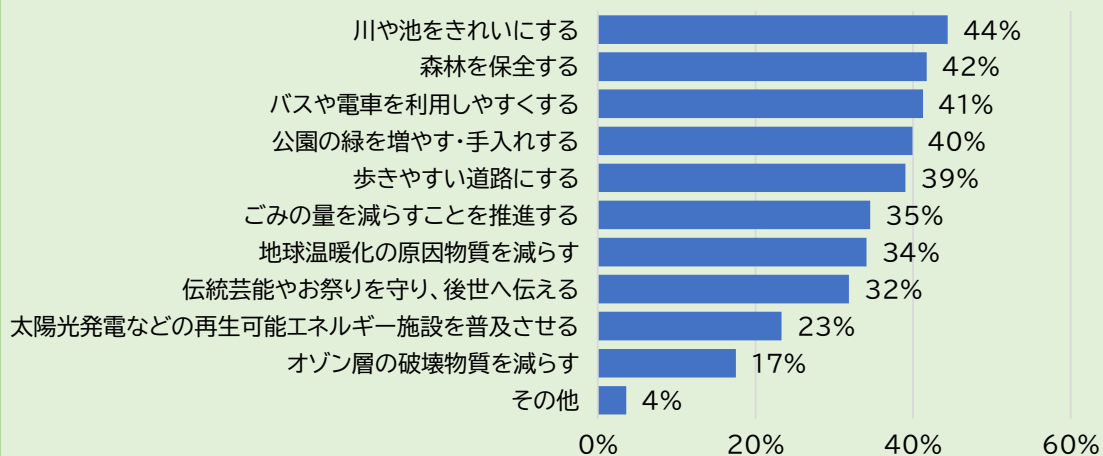
## 参 考

小学生及び中学生向けのアンケート結果では、緑や水辺、生きものなど、自然環境の保全に関する項目が高い割合を占めており、幅広い年代で「美しい自然」が求められています。

### ■市に望む将来像(小学生)

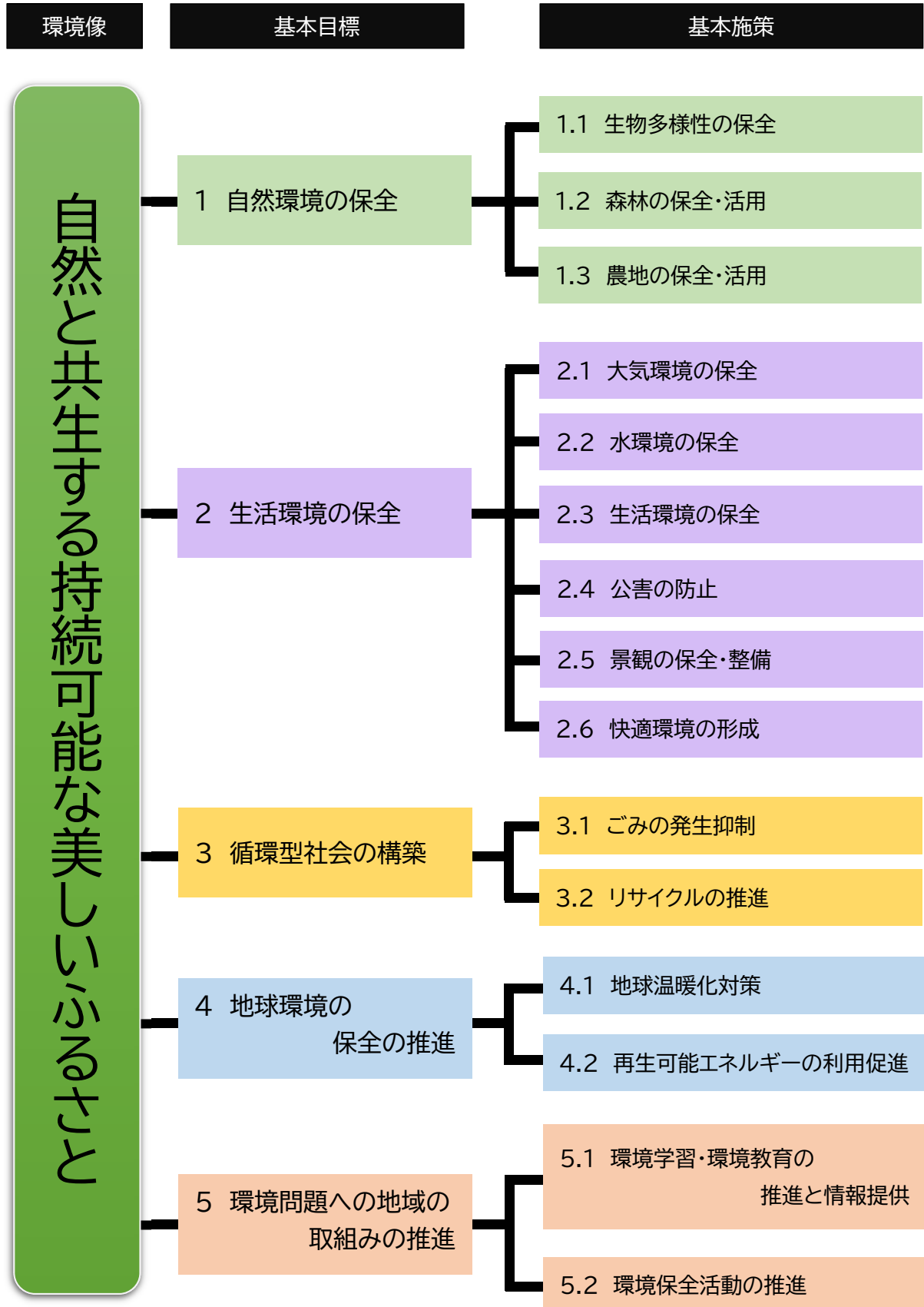


### ■市の環境を良くするために望むこと(中学生)



## 2 望ましい環境像の実現に向けた取組みの体系

「自然と共生する持続可能な美しいふるさと」を実現するため、次のとおり5つの基本目標を掲げ、15の施策を推進します。





なお、本計画で示す各取組みは、望ましい環境像の実現に向けた行動であるとともに、「SDGs（持続可能な開発目標）」に資する取組みとして位置づけます。

【SDGs－「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」－】

SDGsは、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、すべての国連加盟国が令和12(2030)年までに取り組む17分野の目標のことで、

発展途上国への開発協力だけでなく、生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

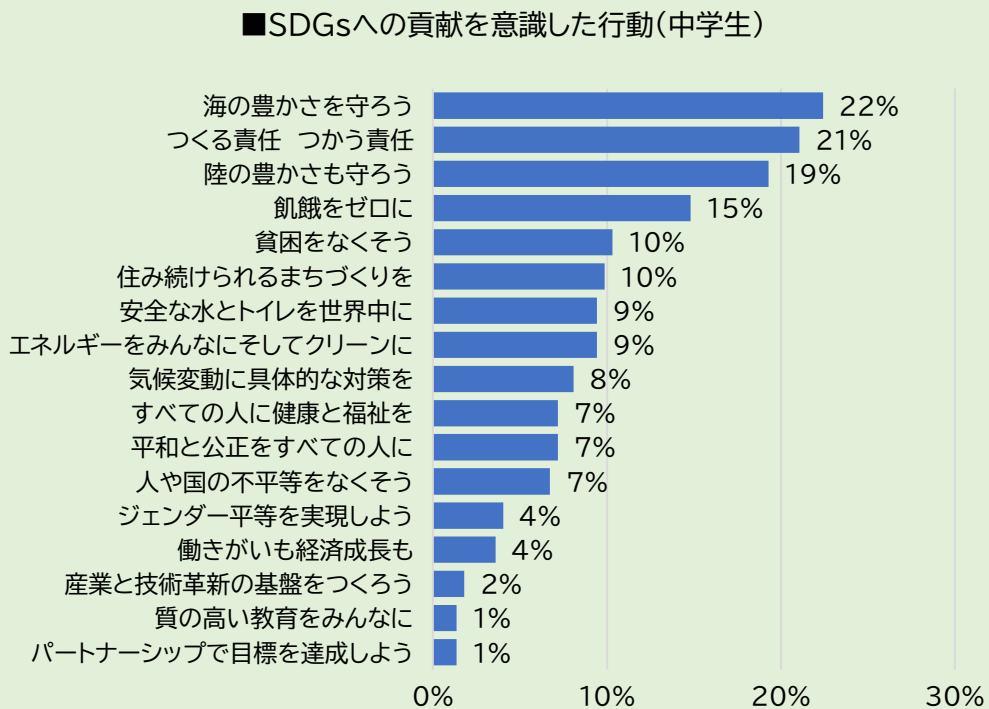
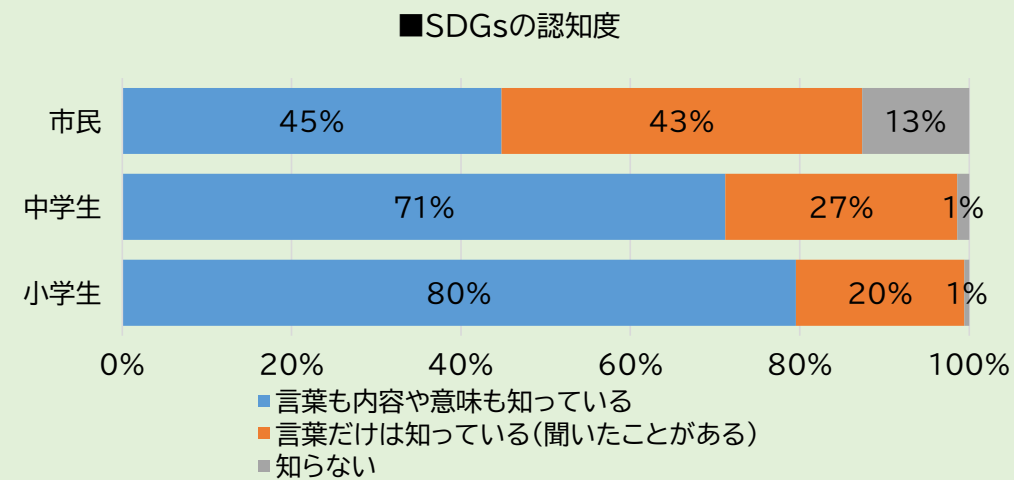


## 参 考

アンケートでは、市民(20歳以上)の「SDGsの認知度(言葉、内容や意味も知っている割合)」が45%であったのに対し、中学生では71%、小学生では80%であり、本市の将来を担う若年層への環境教育の効果が表れていることが伺えます。

また、「SDGsを考えた行動(自由回答)」では、節水、節電、エコバッグの持参、食べ残しを出さないなどの日常的な行動のほか、ものを長く使うことやごみのポイ捨てをしないことなど、非常に多くの小学生が、環境を考えた取組みを行っていることが分かります。

中学生においても、小学生と同様に、ゴミを出さない・分別するなど、SDGsの「つくる責任 つかう責任」、「海の豊かさを守ろう」、「陸の豊かさを守ろう」に該当するものが多く、豊かな自然を守るため、身近な消費行動に配慮していることが分かります。



## 第5章 基本目標を達成するための施策

1 自然環境の保全.....	48
2 生活環境の保全 .....	56
3 循環型社会の構築.....	70
4 地球環境の保全の推進.....	75
5 環境問題への地域の取組みの推進 .....	81

# 1 自然環境の保全

## 1-1 生物多様性の保全

本市に生息・生育する動植物についての調査、把握及び自然公園等の保全を推進し、動植物保護のための事業を推進します。また、有害鳥獣や特定外来生物の捕獲及び防除に努め、生態系や農林業への被害抑制を図ります。



### 【主な取組み】

#### ① 自然公園・天然記念物等の保全 《産業観光課》

国立公園・県立自然公園自然環境保全地区の保全協力を努めます。

また、保全活動を行うにあたり、ボランティア団体との連携についても推進します。

#### ② 自然保全活動の推進 《産業観光課》

ユネスコエコパークに登録された南アルプスとその周辺の、保全管理と利活用を推進します。

#### ③ 公共施設への緑地及び水辺の設置 《公共施設関係各課》

公共施設内に緑地や水辺空間を形成し、動植物の生息・生育空間を創出します。

#### ④ 適切な開発事業の実施 《建設課》

開発事業を実施するにあたり、動植物の生息・生育環境に配慮した開発を推進します。

#### ⑤ 生物多様性の理解 《市民生活課》《教育課》

生物多様性について理解を深めるため、環境教育、環境学習について推進を強化するとともに、自然観察等の自然とふれあう場の提供についても推進します。

#### ⑥ 鳥獣被害対策《産業観光課》

韮崎市鳥獣被害防止計画に基づき、森林生態系への影響や、サル・シカ・イノシシなどによる食害<sup>24</sup>を最小限に抑えつつ、地域と一体となった対策を推進します。

また、食害が増加する要因、食害による被害、食害動物の種・生息域について把握し、侵入防止や駆除を推進します。

#### ⑦ 特定鳥獣の保護管理《産業観光課》

県の特定鳥獣保護管理事業と連携し、特定鳥獣(ニホンジカ、イノシシ等)の保護管理に努めます。

#### ⑧ 特定外来生物の侵入防止と駆除の推進《産業観光課》《市民生活課》

健全な生物多様性を保全するために、市民へ意識啓発を行うとともに、特定外来生物の侵入防止や、市内に侵入した特定外来生物の駆除を推進します。

#### ⑨ 海洋プラスチックごみの削減《市民生活課》

海洋ごみの半分以上を占め、海洋生物への影響が国際的な問題となっている海洋プラスチックごみ削減のため、プラスチックの一括回収やマイバッグの活用等の普及啓発に努めます。

#### ⑩ 文化財、保全地域指定による保全《教育課》

韮崎市文化財保護条例に基づき、本市の文化財(天然記念物等)について調査し、優れた価値を有する文化財について指定し、保全することを検討します。

また、地域に息づく歴史文化資源を指定・登録文化財としての価値だけでなく、これからの生活を豊かにする「地域遺産」として捉え、暮らしの中で活かしながら時間をかけて継承していく流れを熟成します。

---

<sup>24</sup> 動物の摂食行為により、森林や農作物へ被害が及ぼされること。

## 1-2 森林の保全・活用

韮崎市森林整備計画に基づき、計画的に森林整備を行い、森林の持つ公益的機能<sup>25</sup>の回復・維持に努めます。また、市民・事業者との協働による森林保全活動や森林環境教育を推進します。



### 【主な取組み】

#### ① 森林の適正な管理 《産業観光課》

松くい虫防除事業に基づき、伐倒処理や薬剤の樹幹注入などの松くい虫の駆除及び予防を計画的に行い、被害を最小限に抑えます。同時に間伐、枝打ち等を推進し、森林の荒廃を防ぎ、公益的機能を向上させることで、脱炭素社会の実現に努めます。

#### ② 森林の公益的機能の向上 《産業観光課》

森林の公益的機能を高めるため、森林整備の推進にあたっては里山環境に配慮した整備を行います。

#### ③ 市民参加による森林整備の推進 《産業観光課》

甘利山森林保全活動など、ボランティア団体、NPO法人等の参加による森林整備事業を推進します。

#### ④ 森林環境教育の推進 《産業観光課》

森林の大切さについて、情報提供や体験活動を推進することにより、市民の森林保全に関する意識の向上を図ります。

<sup>25</sup> 森林が持つ生物多様性保全機能や水源涵養機能、土砂災害防止機能など、私たちに様々な恩恵を与える機能のこと。

**⑤ 複層林<sup>26</sup>化の推進 《産業観光課》**

森林の持つ公益的機能を発揮させるため、森林整備の実施に当たっては、針葉樹林の伐採と広葉樹林の造成を推進します。

**⑥ 地域材の利用促進 《産業観光課》《営繕住宅課》**

地域材の生産や利用を推進し、地場産業の活性化に努めます。

**⑦ 盛土の安全確保の推進 《市民生活課》**

盛土による災害防止のため、事業者に対し法令の遵守を指導するとともに、定期的に未届の盛土のパトロールを実施します。

---

<sup>26</sup> 様々な樹齢、樹高、樹種で構成された人工林で、豊かな生態系が育まれ、防災機能の向上も図れる。



## 1-3 農地の保全・活用

新規就農者や農業経験の少ない就農者に対して、農業技術、経営ノウハウ、給付金などの支援等を行い、農業従事者の確保に努めます。

また、遊休農地や耕作放棄地の現状を把握し、適切な管理を促進します。優良農地については、農道や水路の整備等により保全・有効活用に努めます。



### 【主な取組み】

#### ① 新規就農者への支援 《産業観光課》

農地流動化<sup>27</sup>、支援金交付、研修受け入れ農家への支援等、新規就農者が定着しやすい環境づくりに努めます。

#### ② 地産地消の推進 《産業観光課》

オーガニック野菜などの地元農産物の学校給食への供給等により、地産地消を推進します。

#### ③ 担い手の育成・確保 《産業観光課》

認定農業者等の担い手を育成・確保するため、各種補助金や支援策などの情報提供等を通じて、生産体制の強化を図ってまいります。

また、地域の農業を維持していくため関係機関と連携を図りながら、地域ごとに将来の農業や効率的な農地利用についての話し合いを促し、地域計画を策定します。

#### ④ 遊休農地や耕作放棄地の発生防止 《産業観光課》

農業委員や農地利用最適化推進委員等の協力を得ながら、遊休農地・耕作放棄地の現状を把握し、保全管理を推進するとともに、所有者に対して土地の管理についての意向調査を行うほか、適切な管理を促します。

#### ⑤ 優良農地の保全 《産業観光課》《建設課》

農道や水路の整備を計画的に行うとともに、地域の実情にあった小土地改良事業などを通じて、優良農地の保全に努めます。

<sup>27</sup> 農地を借りたい人に使われていない農地を貸し出すなど、農地の集積を図り、効率的に活用していくこと。

**⑥ 農地流動化の推進 《産業観光課》**

農地中間管理機構等を活用した農地の利用集積を促進し、農業の生産性向上に努めます。

**⑦ 農地多面的機能の維持・管理 《産業観光課》《建設課》**

ため池、用水路、農地等、多様な生物の生息・生育する空間を有する地域においては、農地の環境保全機能の維持・管理に努めます。

**⑧ 農産物地域ブランド化の確立 《産業観光課》**

農産物の他地域との差別化、市場での優位性を確立するため、六次産業化<sup>28</sup>の支援等を通じて農産物のブランド化を推進します。

**⑨ 鳥獣被害対策(再掲) 《産業観光課》**

韮崎市鳥獣被害防止計画に基づき、森林生態系への影響や、サル・シカ・イノシシなどによる食害を最小限に抑えつつ、地域と一体となった対策を推進します。

また、食害が増加する要因、食害による被害、食害動物の種・生息域について把握し、侵入防止や駆除を推進します。

---

<sup>28</sup> 一次産業としての農林漁業、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業の総合的な推進により、地域資源に新たな付加価値を生み出す取組み。(1×2×3=6次産業化)

## 自然環境の保全における【各主体の役割】

区 分	役 割
市民	環境学習・環境教育等を通じての自然や生態系への理解 自然保護活動への積極的な参加 農林業体験、環境学習等、イベントへの積極的な参加
事業者	開発等の事業活動における環境配慮 自然保護活動への積極的な参加と支援
市	公益的機能維持のための森林保全推進 新規就農者に対する受け入れ体制の強化・各種支援の検討 地場産農産物の利用拡大による地産地消の普及 イベントを通じての生産者と消費者との交流 農地巡回の実施等、遊休農地・耕作放棄地の現状把握 土地所有者と耕作希望者との相談窓口設置 環境教育、自然観察会、農林業体験等、イベントの企画

## 自然環境の保全における【環境指標】

指標名	単 位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和13年度)
耕作放棄地面積	a	42,753	33,801
耕作放棄率	%	19.0	15.0
森林面積	ha	9,264	9,272
森林整備面積(生活インフラ整備等累計)	ha	10	40
林業経営体数	団体	3	3
過去10年間間伐面積(累計)	ha	135	160
総農家数	戸	1,752	1,324
農家人口	人	2,634	1,433
認定農業者数	人	62	76
果樹産出額	千万円	236	259
市民農園の数	箇所	2	2
市民農園の予測利用者数	人	43	54
有害鳥獣被害面積	ha	730	600

## 2 生活環境の保全

### 2-1 大気環境の保全

大気汚染物質の排出量低減に向け、工場・事業所に対し設備の適正な管理や排出基準の遵守、緊急時の対応等について指導するとともに、自動車排ガスへの対策、公共交通機関を利用した環境負荷の少ない交通体系の検討等、発生源の対策に努めます。

また、光化学スモッグ<sup>29</sup>発生による被害を未然に防止するための迅速な対応、野焼き禁止の周知や監視等、地域の大気環境の監視体制の強化に努めます。



#### 【主な取組み】

##### ① 工場・事業所への指導 《市民生活課》

県や関係機関と協力し、工場・事業所への立ち入り検査を行い、設備の適正な管理や排出基準の遵守について指導します。

##### ② 揮発性有機化合物(VOC)への対策 《市民生活課》

光化学オキシダント発生の主な原因である揮発性有機化合物(VOC)の排出量削減に向けて、県や関係機関と協力し、工場・事業所への指導を行います。

##### ③ 公用車への環境負荷の少ない自動車の導入促進 《総務課》

公用車の適正台数について把握し、新規購入・更新にあたっては、環境負荷の少ない電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHV)等の選択を検討します。

<sup>29</sup> 光化学オキシダントの濃度上昇によって空気にもやがかかるとのこと。

#### ④ ゼロカーボン・ドライブの普及・促進 《市民生活課》

市広報やホームページ、SNS等を通じて、ゼロカーボン・ドライブに関する情報を市民に提供し、普及啓発に努めます。

また、市も率先してゼロカーボン・ドライブの実践に努めます。

#### ⑤ 自動車排ガスの抑制 《市民生活課》

環境負荷の少ない電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHV)等を購入する市民に対し、補助金を交付することで導入の促進を図り、自動車排ガスの抑制を推進します。

#### ⑥ 自動車等のアイドリングの抑制 《市民生活課》

自動車等のアイドリングが環境に与える負荷等を周知することで、アイドリングの抑制を推進します。

#### ⑦ 市内公共交通の利用促進 《総合政策課》

自動車排ガスによる環境負荷削減のため地域公共交通計画を策定し、公共交通機関の利用を促進するとともに、デジタル技術やAIを活用し、持続可能な地域旅客サービスの提供を推進します。

#### ⑧ 大気の常時監視 《市民生活課》

光化学スモッグによる被害を未然に防止するため、関係機関と協力し、大気の測定データなどの情報提供に努めます。

#### ⑨ 野焼き<sup>30</sup>禁止の周知・監視 《市民生活課》

野焼きの禁止に関して、市広報やホームページへの掲載及び防災行政無線により市民への周知を徹底します。

また、環境衛生指導員と協力し、監視体制を強化します。

---

<sup>30</sup> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により原則禁止とされているが、災害対策や農林漁業などのために必要な場合においては例外とされている。

## 2-2 水環境の保全

公共下水道や合併処理浄化槽の整備の推進、事業者に対して設備の適正な管理、取水量や排水基準の遵守及び緊急時の対応等について指導し、水質汚濁の防止に努めます。

また、河川の常時監視、水路の整備及び河川清掃を実施し、良好な水辺環境の形成に努めます。



### 【主な取組み】

#### ① 公共下水道事業の推進 《上下水道課》

韮崎市公共下水道事業計画に基づき、公共下水道の整備を推進し、公共用水域の保全に努めます。

#### ② 公共下水道及び合併処理浄化槽の適正管理 《上下水道課》

公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の設置を推進し、河川等の水質保全に努めます。  
また、合併処理浄化槽の適切な維持管理について指導します。

#### ③ 工場・事業所への指導 《市民生活課》

県や関係機関と協力し、工場・事業所への立ち入り検査を行い、設備の適正な管理及び取水量や排水基準の遵守について指導します。

#### ④ 市民協働による河川清掃の実施 《建設課》

河川の環境保全及び環境美化への意識の醸成を図るため、市民との協働により河川一斉清掃等を実施します。

#### ⑤ 水質の常時監視 《市民生活課》

市内の河川(中小河川及び地下水を含む)を継続的に調査し、工場や生活排水による河川等への影響について調査します。



**⑥ 新し尿処理施設整備の推進 《市民生活課》**

生活排水の適正な処理を推進し、循環型社会を構築するための施設整備について、関係市と協議を進めます。

**⑦ 河川の整備 《建設課》**

増水時の河川水を安全に流すため、浚渫、河道掘削や河床整正の整備を推進します。  
また、水路の整備を行い、水辺環境の改善を図ります。

**⑧ ホタルの生息環境づくり 《産業観光課》《建設課》**

市民と協働で、ホタルの生息環境の保全活動を行い、市民の河川水質浄化に対する意識の向上を図ります。

## 2-3 生活環境の保全

工場・事業所や建設作業現場において、騒音・振動・悪臭に関する規制基準の遵守を指導するほか、自動車騒音の現状把握及び基準の達成・維持に努めます。また、関係機関と協力してごみ焼却施設等の適正管理や環境調査を行い、ダイオキシン類の現状把握、発生抑制に努めます。



### 【主な取組み】

#### ① 工場・事業所への指導 《市民生活課》

県や関係機関と協力し、工場・事業所への立ち入り検査を行い、設備の適正な管理や騒音・振動・悪臭に関する規制基準の遵守について指導します。

#### ② 自動車騒音の常時監視・対策 《市民生活課》《建設課》《総務課》

自動車騒音の常時監視を実施するとともに、交通量の緩和などの交通流対策、公共施設の整備等の沿道対策を総合的に推進します。また、騒音等について、要請限度を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められた場合は、県公安委員会等に対し、自動車騒音等を減少させるよう要望します。

#### ③ 特定建設作業への指導 《市民生活課》

特定建設作業<sup>31</sup>に伴う騒音・振動に関して適切な指導を行い、規制基準の遵守に努めます。

#### ④ 野焼き禁止の周知・監視(再掲) 《市民生活課》《産業観光課》

野焼きの禁止に関して、市広報やホームページへの掲載及び防災行政無線により市民への周知を徹底します。

また、環境衛生指導員と協力し、監視体制を強化します。

<sup>31</sup> 建設作業のうち、著しい騒音や振動を発生する、法令で定められた作業。

**⑤ 家畜等の適正管理 《産業観光課》**

家畜排せつ物法に基づき、家畜の排せつ物、糞わら、堆肥等の適正な管理について指導し、悪臭の発生防止に努めます。

**⑥ 協働による監視 《市民生活課》**

市民と協働し、地域の監視を行い、悪臭等の公害の発生防止に努めます。

**⑦ ペットの適正飼育 《市民生活課》**

市広報やホームページ、SNS等を活用し、ペットの飼い方、マナーについての普及啓発に努めるとともに、野良猫へのTNR活動<sup>32</sup>など、ボランティア団体と連携した活動を推進します。

**⑧ 工場・事業所の照明対策 《市民生活課》**

漏れ光等により、周辺景観に影響を及ぼさないよう、関係機関と協力し、光害の発生防止に努めます。

**⑨ ダイオキシンの常時監視 《市民生活課》**

大気・水質・土壌・底質・地下水のダイオキシン類濃度の調査を関係機関と協力しながら実施し、現状の把握に努めます。

**⑩ 焼却施設等の適正管理 《市民生活課》**

峡北広域行政事務組合と連携し、ダイオキシン類の発生源となる恐れのあるごみ焼却施設等の適正管理に努めます。

**⑪ 新ごみ処理施設整備の推進 《市民生活課》**

新ごみ処理施設の整備について、将来にわたり安定的かつ効率的なごみ処理体制を確保し、環境負荷の低減及び循環型社会を構築するための協議を関係市町村と進めます。

**⑫ 緑化の推進 《建設課》**

事業者・市民と連携し、公園等の緑化施設の適正な管理、市内事業所・住宅、道路沿道の緑化を推進します。

---

<sup>32</sup> 「Trap(捕獲)」、「Neuter(不妊手術)」、「Return(元の場所に戻す)」の頭文字をとったもので、野良猫の繁殖を抑え、殺処分される猫を減らす活動。

## 2-4 公害等の防止

市民への公害防止啓発活動等の推進に努めるとともに、発生した公害苦情に対しては、原因解明、再発の防止に努めます。また、美化活動やパトロールを実施し、不法投棄の防止や監視体制の強化を図ります。



### 【主な取組み】

#### ① PRTR制度<sup>33</sup>活用の推進 《市民生活課》

関係機関と協力し、化学物質排出量及び移動量の把握、化学物質の自主管理体制(PRTR)の整備を指導します。

#### ② 公害苦情の適正処理 《市民生活課》

発生した公害苦情に対して、現地の調査等により原因を究明し、適切な処理・指導を行います。

#### ③ 不法投棄防止パトロールの実施 《市民生活課》

関係機関と協力し、不法投棄の実態把握と防止に向け、定期的な巡回パトロールを強化します。

#### ④ 不法投棄等の監視強化 《市民生活課》

各地区の環境衛生指導員及び不法投棄監視協力員と連携し、不法投棄に対する監視を強化し、防止に努めます。

#### ⑤ 工場・事業所への指導(再掲) 《市民生活課》

県や関係機関と協力し、工場・事業所への立ち入り検査を行い、設備の適正な管理や騒音・振動・悪臭に関する規制基準の遵守について指導します。

<sup>33</sup> 人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境(大気、水、土壌)へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。

**⑥ 自動車騒音の常時監視・対策(再掲) 《市民生活課》《建設課》《総務課》**

自動車騒音の常時監視を実施するとともに、交通量の緩和などの交通流対策、公共施設の整備等の沿道対策を総合的に推進します。また、騒音等について、要請限度を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められた場合は、県公安委員会等に対し、自動車騒音等を減少させるよう要望します。

**⑦ 工場・事業所の照明対策(再掲) 《市民生活課》**

漏れ光等により、周辺景観に影響を及ぼさないよう、関係機関と協力し、光害の発生防止に努めます。

**⑧ ダイオキシン類の常時監視(再掲) 《市民生活課》**

大気・水質・土壌・底質・地下水のダイオキシン類濃度の調査を関係機関と協力しながら実施し、現状の把握に努めます。

**⑨ 啓発活動の推進 《市民生活課》**

市広報やホームページ、SNS等を活用し、公害の防止に向けた施策等について情報提供することで、市民活動の推進を図ります。

## 2-5 景観の保全・整備

韮崎市都市計画マスタープランに基づき、良好な市街地景観やシンボル景観の形成に努めます。また、豊かな景観資源や歴史・文化資源の保全・活用による地域づくりに努めます。



### 【主な取組み】

#### ① シンボル景観の形成 《建設課》《産業観光課》

市のシンボルとなる建築物とその周辺の環境整備を進め、シンボル景観の形成を図ります。

#### ② 緑化の推進(再掲) 《建設課》

事業者・市民と連携し、公園等の緑化施設の適正な管理、市内事業所・住宅、道路沿道の緑化を推進します。

#### ③ 計画的な市街地の形成 《建設課》

韮崎市都市計画マスタープランに基づき市街地を計画的に整備し、ユニバーサルデザインに配慮した良好な景観の形成を図ります。

#### ④ 身近な公園の創出 《建設課》

住宅地・集落地にポケットパーク的な公園を整備し、市民に交流の場を提供します。

#### ⑤ 景観計画の推進 《建設課》

本市の豊かな景観資源を将来にわたって守り活かすため、韮崎市景観計画を市民との協働により推進します。

#### ⑥ 周辺景観への配慮 《建設課》

屋外広告物の適正管理を行い、周辺景観への配慮を求めます。また、開発事業者に対し、周辺景観や景観資源に配慮した事業実施を求めます。

**⑦ 新たな歴史・文化資源の調査 《教育課》**

市民の参加による新たな歴史・文化資源の発掘を行い、保存・活用について検討します。

また、本市が育んできた歴史文化の尊重と、その保存・活用による地域づくりの実現を目指します。

**⑧ 歴史文化基本構想の推進 《教育課》**

韮崎市歴史文化基本構想に基づき、神山地区において、武田八幡宮や白山城等の武田氏と関連の深い国指定文化財や、国登録記念物である徳島堰を中心に広がる棚田景観、伝統的な集落景観の保存・活用による次代への継承を目指します。



## 2-6 快適環境の形成

都市公園の健全な運営や市内の緑化、良好な水辺環境の維持・管理を推進し、人と自然が触れ合える場の提供を図ります。

また、市民と市との協働による美化活動の推進及び文化の継承・活用に努めます。



### 【主な取組み】

#### ① 都市公園の整備 《建設課》

葦崎市都市公園条例に基づき、葦崎中央公園と葦崎公園を利用者が満足できる公園とするよう健全な運営と適正な整備を行います。

#### ② 市内の緑化推進 《産業観光課》

葦崎市緑化推進協議会と連携し、市民の緑化への意識の向上を図ることで、市内の緑化を推進します。

#### ③ 水辺環境の維持・管理 《建設課》

釜無川、塩川、御勅使川等の水辺空間を、親水性や景観、生態系に配慮しつつ整備し、良好な空間の形成を推進します。

#### ④ 市民協働による美化活動の推進 《建設課》

アダプトプログラムを推進し、市民と市の協働による地域の道路・公園・河川等の身近な公共空間の環境美化を推進します。

#### ⑤ 市民協働による河川清掃の実施(再掲) 《建設課》

河川の環境保全及び環境美化への意識の醸成を図るため、市民との協働により河川一斉清掃等を実施します。

⑥ 山岳景観の活用 《産業観光課》

優れた山岳景観について、周辺環境整備を行うとともに観光資源としての活用を図ります。

⑦ 武田の里の形成促進 《教育課》

文化財の調査・適切な保存・指定・公開による活用等の促進、武田氏関連の史跡をはじめとする文化財整備等による武田の里のまちづくりを推進します。

⑧ 伝承文化の継承・地域遺産の保護 《教育課》

地域遺産の掘り起こしと保護・継承を推進します。

⑨ 歴史再発見ウォークや遺跡見学会等の実施 《教育課》

歴史再発見ウォークや遺跡見学会等への参加により、地域文化に対する意識の向上を図ります。

⑩ 穂坂自然公園の活用 《産業観光課》

里山を活かした自然とのふれあいに対する取組みを推進します。

⑪ 自然保全活動の推進(再掲) 《産業観光課》

ユネスコエコパークに登録された南アルプスとその周辺の、保全管理と利活用を推進します。

⑫ 空き家の適正管理 《総合政策課》《市民生活課》

空き家バンク<sup>34</sup>制度を活用し、空き家の有効活用を図るとともに、所有者に対して、空き家の適正管理の周知に努めます。

⑬ ポイ捨ての防止 《市民生活課》

地域の環境美化推進や意識啓発により、ポイ捨てされない環境づくりや環境美化に対する意識の醸成に努めます。

---

<sup>34</sup> 市への定住促進や地域の活性化を目的として、使われずに眠っている空き家を有効活用するため、その売買・賃貸に関する情報提供をする制度。

## 生活環境の保全における【各主体の役割】

区 分	役 割
市民	ゼロカーボン・ドライブの実施 公共交通機関の利用 公共下水道への接続、合併処理浄化槽への切り替え 浄化槽の適正管理 河川一斉清掃への参加 環境美化活動、研修会等への参加 花壇・生垣・緑のカーテン等の設置 環境美化活動等、アダプトプログラムの推進 自然環境学習会等への積極的な参加
事業者	工場・事業所における特定施設等、処理施設の適切な維持管理 規制基準等の遵守 PRTR制度の活用 環境美化活動、研修会等への参加 工場・事業所の敷地内、屋上、壁面等の緑化推進 屋外広告物の周辺景観への配慮 開発事業における景観資源への配慮 自然環境学習会等への積極的な参加
市	工場・事業所への規制の遵守と指導 公共下水道整備事業、合併処理浄化槽事業の推進 継続的な環境測定の実施と現状把握 公害苦情の適正な処理 不法投棄の防止、パトロールの実施 環境イベントの機会の提供 環境美化活動、研修会への支援 公共施設の緑化推進 既存公園の適正な維持・管理、新規公園の整備 水辺環境の適正な維持・管理 環境美化活動等、アダプトプログラムの支援 自然環境学習会等の開催 遺跡見学会等の開催

## 生活環境の保全における【環境指標】

指標名	単 位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和13年度)
公害苦情件数	件	6 (R3年度)	5
大気汚染物質の環境基準達成度	%	100	100
河川の水質環境基準達成度(BOD)	%	100	100
不法投棄の収集量	t	8.7	7
不法投棄件数	件	74	50
下水道普及率	%	66.9	74.0
水洗化率	%	93.8	95.0
污水处理施設整備率	%	67.0	74.9
污水处理人口普及率	%	88.4 (R3年度末)	92.4
騒音の環境基準達成度(道路に面する地域)	%	100	100
地域の清掃活動の実施回数	回	81	100
地域の清掃活動の参加者数	人	4,603	5,700
指定・登録文化財件数	件	78	80
歴史・文化保護団体数	団体	4	4
アダプトプログラムの参加団体数	団体	9	11
アダプトプログラムの実施公園数	箇所	7	9

## 3 循環型社会の構築

### 3-1 ごみの発生抑制

3R + I<sup>35</sup>活動の推進及び排出事業者や処理業者への指導により、廃棄物の減量化や再資源化に努めます。

また、韮崎市一般廃棄物処理基本計画に基づいた普及啓発活動や環境教育等により、市民・事業者・市が一体となった取組みの推進に努めます。



#### 【主な取組み】

##### ① 廃棄物減量化の推進 《市民生活課》

ごみ減量アクションプランに基づき、市民・事業者・市の三者が「チームにらさき」として廃棄物の削減に努めます。

また、環境教育等の機会を通じて、詰め替え商品等の選択、マイバッグ持参によるレジ袋の辞退等、積極的な取組みを周知啓発するとともに資源物の適正な分別や事業者に対する施策を強化します。

##### ② 生ごみの減量化 《市民生活課》

生ごみの処理方法及び水切りの徹底について啓発するとともに、生ごみ処理機や生ごみ処理容器の購入者に補助金を交付し、生ごみの減量化、たい肥化を推進します。

##### ③ 分別収集計画の推進 《市民生活課》

韮崎市分別収集計画に基づき、廃棄物の適正な分別や排出及び資源循環への取組みを推進します。

<sup>35</sup> 3R(リデュース、リユース、リサイクル)に、再生可能な資源に置き換えるという意味のリニューアブル(Renewable)を加えたもの。

#### ④ グリーン購入<sup>36</sup>の推進 《総務課》

市の調達物品について、再商品化製品の積極的な使用に努めるとともにグリーン購入を推進します。

また、市民、事業者に対してグリーン購入の普及啓発を推進します。

#### ⑤ 食品ロス<sup>37</sup>削減の推進 《市民生活課》《産業観光課》

食品ロス削減のためのレシピ集等の配布により、食品ロス削減を推進します。

また、2010運動<sup>38</sup>について、パンフレット等を配布することにより周知を図るとともに、協力事業者を拡大し、飲食店等の食品ロス削減を推進します。

#### ⑥ 一般廃棄物処理基本計画の推進 《市民生活課》

韮崎市一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の発生・排出抑制、資源化、リサイクルの普及啓発、環境教育の推進等を計画的に進めます。

#### ⑦ 産業廃棄物の適正処理 《市民生活課》

排出事業者や処理業者に対して、産業廃棄物の減量化・再生利用・適正処理について、県や関係機関と協力し対応します。

#### ⑧ 建築廃棄物の発生抑制 《営繕住宅課》

建築物の適切な解体処理を指導することにより、建築廃材等の発生抑制に努めます。

#### ⑨ バイオマス資源<sup>39</sup>の利活用 《市民生活課》《産業観光課》

食品残渣、木質系バイオマス資源の総合的な活用方法について検討し、循環型社会の構築に努めます。

#### ⑩ 公共下水道及び合併処理浄化槽の適正管理(再掲) 《上下水道課》

公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の設置を推進し、河川等の水質保全に努めます。

また、合併処理浄化槽の適切な維持管理について指導します。

#### ⑪ 海洋プラスチックごみの削減(再掲) 《市民生活課》

海洋ごみの半分以上を占め、海洋生物への影響が国際的な問題となっている海洋プラスチックごみ削減のため、プラスチックの一括回収やマイバッグの活用等の普及啓発に努めます。

---

<sup>36</sup> 購入の必要性を十分に考慮し、環境負荷ができるだけ小さい製品を、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

<sup>37</sup> 食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。日本では年間522万tの食品ロス(令和2(2020)年度推計値)が発生している。

<sup>38</sup> 宴会の際、乾杯後の20分と終了前の10分は料理を楽しむことで、食べ残しを減らす運動。

<sup>39</sup> 化石燃料を除く動植物由来の資源のこと。木材や農作物、廃棄物などが含まれる。

## 3-2 リサイクルの推進

ごみの分別や3R+1活動を周知啓発し、過剰包装の拒否、フリーマーケットの利用、資源ごみの分別回収等、市民一人ひとりが積極的に活動するための情報や場の提供を推進します。



### 【主な取組み】

#### ① ごみの分別収集の推進 《市民生活課》

ごみの分別マニュアルに基づき、ごみの適正な分別、排出等の周知や啓発に努めます。

#### ② 廃食油の回収・BDF化の推進 《市民生活課》

一般家庭から排出される、てんぷら油等の動植物油を回収し、BDF(バイオディーゼル燃料<sup>40</sup>)としての再利用を推進します。

#### ③ 常時回収可能な拠点リサイクル会場の設置 《市民生活課》

市内各地区リサイクルステーションを維持するとともに、資源ごみを常時回収できる拠点リサイクル会場を設置します。

#### ④ 3R+1活動の周知啓発 《市民生活課》

環境講座や市広報、ホームページ、SNS等を活用し、3R+1活動について市民・事業者への周知啓発に努めます。

#### ⑤ リサイクル活動への支援 《市民生活課》

資源ごみの回収やフリーマーケットの開催等、市民のリサイクル活動につながる情報の提供や支援について検討します。

#### ⑥ 小型家電リサイクルの推進 《市民生活課》

小型家電の分別方法や認定事業者との協定などを検討し、小型家電リサイクル法に基づくリサイクルを推進します。

<sup>40</sup> 菜種油や廃食用油などをメチルエステル化して製造される、ディーゼルエンジン用のバイオ燃料のこと。硫黄酸化物をほとんど含まないため、ディーゼル車の排気ガス対策として有効。



⑦ プラスチックのリサイクルの促進 《市民生活課》

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、市内で発生したプラスチック製の容器包装やプラスチック製品の一括回収を推進します。

## 循環型社会の構築における【各主体の役割】

区 分	役 割
市民	生ごみの堆肥化によるごみの減量推進 再生品、詰め替え品の購入推進 ごみの分別の徹底 マイバッグの活用 リサイクル率の向上
事業者	リサイクル製品の積極的な使用 環境負荷低減に向けた事業活動への検討 廃棄物の適正処理 ごみの分別の徹底 リサイクル率の向上
市	市広報、ホームページ等を利用した分別収集におけるルールの周知徹底 リサイクル製品の積極的な使用 グリーン購入の推進 拠点リサイクル会場の設置 3R+1活動に関する情報提供及び普及啓発活動 農林業活動に伴い発生するバイオマス資源の利用方法検討

## 循環型社会の構築における【環境指標】

指標名	単 位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和13年度)
ごみ排出量	t	5,757	4,925
市民1人当たりのごみ排出量(可燃・不燃ごみ)	g	554	520
資源ごみ収集量	t	595	655
プラスチック回収量	t	—	60
ごみの再生利用率	%	15.2 (R3年度末)	20.0

## 4 地球環境の保全の推進

### 4-1 地球温暖化対策

市の事務事業における温室効果ガス排出の削減に取り組むとともに、市内公共交通の利便化、緑化推進、森林整備等に努め、ゼロカーボンシティ<sup>41</sup>として、カーボンニュートラル実現に向けた取組みを推進します。また、市民・事業者・市の各主体に対し省エネルギー<sup>42</sup>活動の周知啓発を行い、エネルギー消費の低減に向けた取組みを推進します。



#### 【主な取組み】

##### ① 地球温暖化対策実行計画の推進 《市民生活課》

韮崎市地球温暖化対策実行計画に基づき、市の事務事業における温室効果ガスの排出量削減に取り組めます。

##### ② 公共施設への再生可能エネルギー設備の導入 《総務課》

脱炭素化を推進するため、庁舎への新たな太陽光発電設備の導入を目指すとともに、公共施設等への設備導入を検討します。

##### ③ グリーン購入の推進(再掲) 《総務課》

市の調達物品について、再商品化製品の積極的な使用に努めるとともにグリーン購入を推進します。

また、市民、事業者に対してグリーン購入の普及啓発を推進します。

##### ④ ゼロカーボン・ドライブの普及・促進(再掲) 《市民生活課》

市広報やホームページ、SNS等を通じて、ゼロカーボン・ドライブに関する情報を市民に提供し、普及啓発に努めます。

また、市も率先してゼロカーボン・ドライブの実践に努めます。

<sup>41</sup> 令和 32(2050)年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す自治体。

<sup>42</sup> 限りあるエネルギー資源を効率よく使うこと。

**⑤ 森林の適正な管理(再掲)《産業観光課》**

松くい虫防除事業に基づき、伐倒処理や薬剤の樹幹注入などの松くい虫の駆除及び予防を計画的に行い、被害を最小限に抑えます。同時に間伐、枝打ち等を推進し、森林の荒廃を防ぎ、公益的機能を向上させることで、脱炭素社会の実現に努めます。

**⑥ 緑化の推進(再掲)《建設課》**

事業者・市民と連携し、公園等の緑化施設の適正な管理、市内事業所・住宅、道路沿道の緑化を推進します。

**⑦ 公用車への環境負荷の少ない自動車の導入促進(再掲)《総務課》**

公用車の適正台数について把握し、新規購入・更新にあたっては、環境負荷の少ない電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHV)等の選択を検討します。

**⑧ ESCO事業<sup>43</sup>の導入検討《総務課》**

省エネルギー診断によるエネルギー使用量削減の可能性とESCO事業の導入について検討します。

**⑨ 省エネルギーの啓発《市民生活課》**

地球温暖化対策チェックシートを作成することにより省エネルギーへの意識を高め、消費エネルギー抑制の啓発に努めます。

**⑩ 省エネルギー設備の導入推進《市民生活課》《総務課》《営繕住宅課》**

市内公共施設への省エネルギー設備の導入について検討します。

また、事業者に対し、エネルギー効率の良い設備や再生可能エネルギー設備の導入を提案します。

**⑪ クールビズ・ウォームビズの実施《秘書人事課》**

クールビズ・ウォームビズの継続実施により使用電力を削減することで、温室効果ガスの削減に努めます。

**⑫ 熱中症の防止の情報周知《健康づくり課》**

熱中症警戒アラートが発表された際には、防災行政無線を通じて市民へ周知し、こまめな休息や水分補給を呼びかけます。

---

<sup>43</sup> Energy Service Company事業の略称で、顧客の光熱水費の削減を行い、実現した省エネルギー効果の一部を報酬として受け取る事業。

⑬ 4パーミル・イニシアチブ<sup>44</sup>への取組み 《市民生活課》《産業観光課》

県が先進的に取り組んでいる「4パーミル・イニシアチブ」について、農業分野から脱炭素社会の実現やSDGsに貢献できる取組みとして調査研究します。

⑭ やまなしクールチョイス県民運動<sup>45</sup>の推進 《市民生活課》

地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減のため、県が推進する「クールチョイス(賢い選択)」県民運動の普及啓発に努めます。

⑮ 市内公共交通の利用促進(再掲) 《総合政策課》

自動車排ガスによる環境負荷削減のため地域公共交通計画を策定し、公共交通機関の利用を促進するとともに、デジタル技術やAIを活用し、持続可能な地域旅客サービスの提供を推進します。

---

<sup>44</sup> 世界の土壌表層の炭素量を年間4パーミル増加させることができれば、人間の経済活動などによって増加する大気中の二酸化炭素を実質ゼロにすることができるという考え方で、農業分野から脱炭素社会の実現を目指す取組み。

<sup>45</sup> 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に呼応し、県民一人ひとりが、日常生活の中で身近にできる省エネの取組みやエコ活動など、地球温暖化対策に資する取組みを賢く選択して実践する運動。

## 4-2 再生可能エネルギーの利用促進

再生可能エネルギー施設の導入やバイオマス資源の活用の検討、市民への情報提供を通じて循環型社会の構築に努めます。



### 【主な取組み】

#### ① 再生可能エネルギー施設の導入 《総務課》

やまなしメガソーラー(韮崎)等続く、市内未利用地を活用した再生可能エネルギー施設を検討します。

また、地域脱炭素ロードマップに基づき、公共施設のうち設置可能な建物等の50%に太陽光発電設備設置を目指し、市役所屋上、市民交流センターニコリに続き、新設する公共施設への導入を検討します。

#### ② 再生可能エネルギーに関する情報の提供 《市民生活課》

環境講座やまちづくり出前塾、市広報やホームページ、SNSを通じて、再生可能エネルギーに関する情報を市民に提供し、普及啓発に努めます。

#### ③ バイオマス資源の利活用 《市民生活課》

食品残渣、木質系バイオマス資源の総合的な活用方法について検討し、循環型社会の構築に努めます。

#### ④ 再生可能エネルギーの利用促進 《市民生活課》

クリーンエネルギー普及促進事業費補助金などにより、再生可能エネルギー設備や電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド車(PHV)等の導入を促進します。

## 地球環境の保全の推進における【各主体の役割】

区 分	役 割
市民	公共交通機関の利用 EVやPHV等の導入 節電、節水、ゼロカーボン・ドライブ等、省エネルギー活動の推進 節水、節電型の省エネルギー製品の購入
事業者	省エネルギー、再生可能エネルギー設備の導入 節電、節水、ゼロカーボン・ドライブ等、省エネルギー活動の推進 社用車へのEVやPHV等の導入 環境に配慮した事業活動の推進
市	公共交通機関の利便性の向上 グリーン購入の推進 ゼロカーボン・ドライブの普及促進 公用車へのEVやPHV等の導入 公共施設への省エネルギー、再生可能エネルギー設備の導入 機器導入のための補助金制度の実施 メガソーラーの普及促進 省エネルギー、再生可能エネルギーに関する情報提供

## 地球環境の保全の推進における【環境指標】

指標名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和13年度)
温室効果ガス総排出量(市庁舎・建物関係)	t	2,963	2,235
市民バスの1日平均乗車人員	人	132	150
路線バスの1日平均乗車人員	人	609	625
再生エネルギー利用施設数	施設	5	13
公用車へのEVやPHV等導入台数	台	6	15
EVやPHV等導入に対する補助金交付件数 (クリーンエネルギー普及促進事業費補助金)	件	34	74



## 5 環境問題への地域の取組みの推進

### 5-1 環境学習・環境教育の推進と情報提供

まちづくり出前塾や環境講座・イベント等により、子どもを含めた市民への環境学習の場を提供するとともに、専門知識を有した人材の育成に努めます。



#### 【主な取組み】

##### ① 市民に向けた環境学習の推進 《市民生活課》

まちづくり出前塾において、市の環境に関する施策や社会情勢に則したテーマを検討し、市民への環境学習の充実を図ります。

##### ② 子ども向け環境教育の推進 《市民生活課》

幼稚園や保育園、学校での環境教育の充実を図るため、環境講座・イベント等の開催を推進します。

##### ③ 環境教育専門家の確保 《市民生活課》

市民とのパートナーシップの下、環境学習の中心となる環境関係の専門家などの人材を確保します。

##### ④ 緑のカーテンの設置 《市民生活課》

学校へ緑のカーテンを設置することで省エネルギーを推進するとともに、子どもの地球温暖化に対する意識の向上を図ります。

##### ⑤ キッズISOプログラム<sup>46</sup>の推進 《市民生活課》

子どもへの環境教育の一環として、キッズISOプログラムの実施を推進します。

<sup>46</sup> 世の中にある問題を自分でも改善できる問題としてとらえ、実際に解決策を提言し、周りを巻き込みながら行動できる人材を育成することを目的とした、子どものための環境教育プログラム。

⑥ エシカル消費<sup>47</sup>の概念の推進 《産業観光課》

食品ロスの削減等のため、まちづくり出前塾の開催等を通じて市民のエシカル消費の意識の向上を図り、地域として取組みを推進します。

---

<sup>47</sup> 地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。

## 5-2 環境保全活動の推進

事業者の環境マネジメントシステム<sup>48</sup>の導入や、市民との協働による環境保全活動を推進します。

また、環境リスクに関する正確な情報を市民・事業者・市が共有し、安心・安全な生活環境を実現するため、環境コミュニケーション<sup>49</sup>の構築に努めます。



### 【主な取組み】

#### ① 環境マネジメントシステムの推進 《市民生活課》

ISO14001<sup>50</sup>、エコアクション21<sup>51</sup>等、環境マネジメントシステムについて情報提供し、導入の推進を図ります。

#### ② 市民協働による美化活動の推進(再掲) 《建設課》

アダプトプログラムを推進し、市民と市の協働による地域の道路・公園・河川等の身近な公共空間の環境美化を推進します。

#### ③ 市民協働による甘利山の環境保全の推進 《産業観光課》

甘利山の美しく豊かな自然を保全して次世代に継承するため、市民や有志と協働して「甘利山クリーン大作戦」を継続的に実施します。

#### ④ 市民協働による河川清掃の実施(再掲) 《建設課》

河川の環境保全及び環境美化への意識の醸成を図るため、市民との協働により河川一斉清掃等を実施します。

<sup>48</sup> 組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組み。

<sup>49</sup> 環境問題に関わる利害関係者全般で情報の共有を図り、問題の未然防止や解決につなげること。

<sup>50</sup> 国際標準化機構(ISO)によって定められた環境マネジメントシステムの規格の1つ。事業活動が環境に与える影響を管理し、環境パフォーマンスの向上を図ることを目的としている。

<sup>51</sup> 環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム。中小企業等の幅広い事業者が自主的に環境配慮に対する取組みを展開でき、その結果を「環境経営レポート」として公表できる。

**⑤ 環境情報の収集 《市民生活課》**

市民や事業者により新しい環境情報を提供するため、環境の現状について定期的に調査を行い、環境情報の収集に努めます。

**⑥ 環境情報の提供 《市民生活課》**

大気・水質等の公害に関する情報、廃棄物やリサイクルに関する情報、環境教育・学習に関する情報、環境関連イベントに関する情報等を市広報やホームページ、SNS等により市民や事業者へ提供します。

**⑦ 環境コミュニケーションの構築 《市民生活課》**

環境を題材とした研修会・シンポジウム等を開催するなど、市民・事業者・市が積極的に参加できる環境コミュニケーションの構築に努めます。

## 環境問題への地域の取組みの推進における【各主体の役割】

区 分	役 割
市民	環境学習会への参加 テレビ、本、新聞、広報誌などから環境情報の収集 環境保全活動への参加 アダプトプログラムへの参加 市・事業者との連携、協力の推進
事業者	環境学習会への参加 職場における環境研修・教育の推進 環境保全活動への参加 環境マネジメントシステムの導入検討 市・市民との連携、協力の推進
市	環境情報の収集、提供 環境学習会の開催 市民活動の支援 緑のカーテンの設置推進 環境マネジメントシステムの導入推進 市民団体組織の活動内容把握と活動状況の広報 事業者・市民との連携、協力の推進

## 環境問題への地域の取組みの推進における【環境指標】

指標名	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和13年度)
まちづくり出前塾実施回数	回	3	6
環境関連事業参加者数	人	107	250
子ども向け環境教育実施回数	回	8	11
地域の清掃活動の実施回数(再掲)	回	81	100
地域の清掃活動の参加者数(再掲)	回	4,603	5,700
アダプトプログラムの参加団体数(再掲)	団体	9	11
アダプトプログラムの実施公園数(再掲)	箇所	7	9

## 第6章 計画の推進

1 計画の推進方策の考え方 .....	88
2 計画を推進するための組織と役割 .....	89
3 計画の進捗状況の公表 .....	90

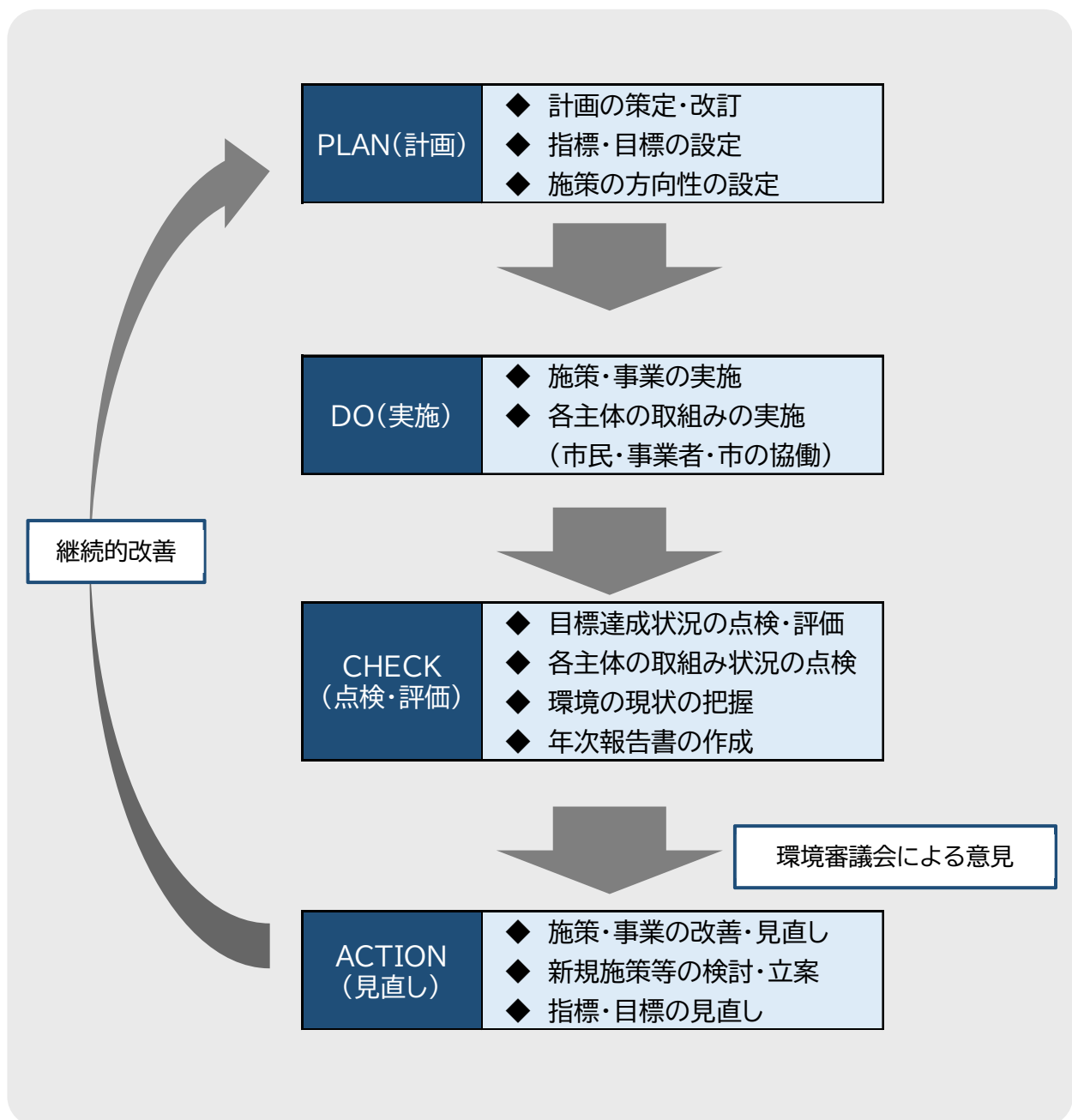
# 1 計画の推進方策の考え方

本計画は、計画(PPLAN)→実施(DO)→点検・評価(CHECK)→見直し(ACTION)のPDCAサイクルに基づき毎年度の進捗状況の把握、評価を行います。

進捗状況は、環境目標の達成状況について経年的な動向を把握し、評価は、葦崎市環境審議会に意見を求めます。

なお、上記の点検・評価結果は「葦崎市環境基本計画年次報告書」としてとりまとめ定期的な公表を行い、市民や事業者等から意見を求め、次年度以降の計画の推進に反映します。

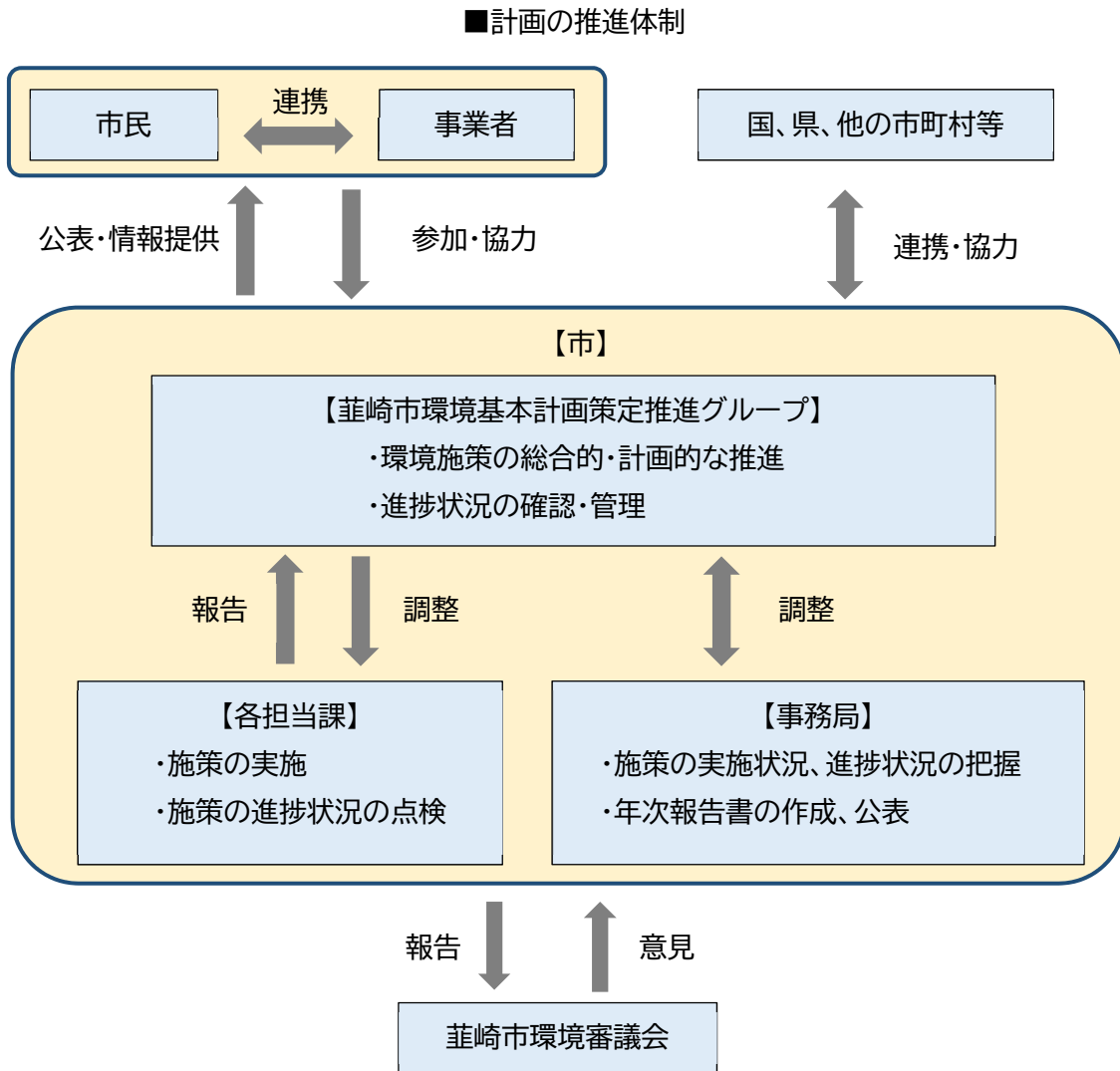
## ■計画の進行管理





## 2 計画を推進するための組織と役割

本計画の推進体制は以下のとおりです。市民・事業者・市がお互いの役割を理解し、各主体が協働することはもちろん、市の関係各課が横断的な連携のもとに本計画に位置付けた取組みを推進します。また、市民・事業者・関係団体等が相互に連携するシステムを構築します。



### ①菰崎市環境審議会

識見を有する者や関係団体の役職員によって構成される組織です。

審議会は、本計画の策定や変更について調査審議するとともに、市長の諮問に応じて専門的見地から意見を述べます。

### ②菰崎市環境基本計画策定推進グループ

本計画の推進にあたって市内の横断的な連携・調査の場として設置された組織です。

計画に位置付けた施策・事業の進捗管理の点検を行うとともに、課題の解決に向けた各部署間の調整を行い、総合的な取組みを推進します。

### 3 計画の進捗状況の公表

本計画を着実に推進し、効果を上げていくために、市民・事業者の環境保全施策に対する理解と積極的な参画を図ります。

そのためには、本計画の目的や取組み内容について広く周知啓発することが重要であることから、市広報やホームページを通じて積極的な公表を行います。

また、施策の実施状況については、「年次報告書」として毎年市ホームページで公表することとします。

# 資料編

1 前計画の進捗状況 .....	92
2 環境審議会委員名簿.....	95
3 蕪崎市環境基本条例.....	96
4 環境に関するアンケート調査結果概要.....	102
5 所管課と主な取組みの対応 .....	120

# 1 前計画の進捗状況

韮崎市第2次環境基本計画で位置付けた施策の進捗状況は以下に示すとおりです。なお、計画策定時の目標年度は平成30(2018)年度であったため、目標値には平成30(2018)年度のものに記載しています。

## ■自然環境の保全に係る指標

自然環境の保全に係る指標	単位	計画策定時		目標値 (H30)	現 状	
		年度	数値		年度	数値
自然環境に対する満足度	%	H19	72.6	80	R4	87.4
農林業に対する満足度（総合政策課）	%	H19	54.4	70	R4	73.0
農林業に対する満足度（産業観光課）	%	H19	54.4	70	R4	56.2
耕作放棄地面積	a	H17	23,607	23,765	R4	42,753
耕作放棄率	%	H17	14.9	14.5	R4	19.0
森林面積	ha	H18	9,258	9,258	R4	9,264
林業経営体数	団体	H17	5	3	R4	3
過去10年間間伐面積（累計）	ha	H19	80	110	R4	135
総農家数	戸	H17	2,481	2,145	R4	1,752
農家人口	人	H17	8,824	6,375	R4	2,634
認定農業者数	人	H19	97	130	R4	62
果樹産出額	千万円	—	—	—	R4	236
市民農園の数	箇所	H20	3	11	R4	2
市民農園の予測利用者数	人	H19	153	660	R4	43
有害鳥獣被害面積	ha	H19	426.5	200	R4	730
捕獲許可鳥獣数	頭・羽	H19	1,184	1,100	R4	1,380

## ■生活環境の保全に係る指標

生活環境の保全に係る指標	単位	計画策定時		目標値 (H30)	現 状	
		年度	数値		年度	数値
公害苦情件数	件	H19	275	150	R4	88
大気汚染物質の環境基準達成度	%	H18	100	100	R4	100
河川の水質環境基準達成度（BOD）	%	H19	100	100	R4	100
不法投棄の収集量	t	H19	15.3	12	R4	8.7
不法投棄件数	件	H19	64	50	R4	74
上下水道の整備に対する満足度	%	H19	58.4	65	R4	78.8
水道普及率	%	H19	97.9	98.5	R4	97.6
有収率	%	H19	82.3	85	R4	65.3
下水道普及率	%	H19	50.8	62	R4	66.9
水洗化率	%	H19	71.3	85	R4	93.8
汚水処理施設整備率	%	H19	45.4	70	R4	67.0
騒音の環境基準達成度 （道路に面する地域）	%	H23	90.9	93	R4	100

■快適環境の保全に係る指標

快適環境の保全に係る指標	単位	計画策定時		目標値 (H30)	現 状	
		年度	数値		年度	数値
環境保全事業参加者数	人	H19	5,340	6,500	R4	4,603
地域の清掃活動の実施回数	回	H19	65	80	R4	81
景観に対する満足度	%	H19	47.5	65	R4	75.4
アダプトプログラムの参加者数	人	H19	224	400	R4	221
中心市街地に対する満足度	%	H19	11.5	65	R4	67.3
公園整備に対する満足度	%	H19	46.6	65	R4	69.0
文化・芸術の振興に対する満足度	%	H19	76.9	80	R4	87.9
地域文化の創造・継承に対する満足度	%	H19	72.2	80	R4	76.8
指定・登録文化財件数	件	H19	76	80	R4	78
歴史・文化保護団体数	団体	H19	2	4	R4	4
計画的な土地利用に対する満足度	%	H19	43.7	65	R4	64.2

■循環型社会に係る指標

循環型社会の構築に係る指標	単位	計画策定時		目標値 (H30)	現 状	
		年度	数値		年度	数値
循環型社会に対する満足度	%	H19	60.7	70	R4	87.4
ごみ排出量	t	H23	6,305	6,056	R4	5,757
市民1人当たりのごみ排出量 (可燃・不燃ごみ)	g	H23	550	522	R4	554
資源ごみ収集量	t	H23	1,050	1,514	R4	595
ごみのリサイクル率	%	H23	14.3	20	R4	9.36

■地球環境保全の推進に係る指標

地球環境保全の推進に係る指標	単位	計画策定時		目標値 (H30)	現 状	
		年度	数値		年度	数値
環境関連行事・イベント参加者数	人	H19	250	250	R4	96
温室効果ガス総排出量 (市庁舎・建物関係)	t	H19	3,836	3,720	R3	2,963
公共交通に対する満足度	%	H19	38.1	60	R4	58.7
市民バスの1日平均乗車人員	人	H19	213	250	R4	132
路線バスの1日平均乗車人員	人	H19	1,135	1,250	R4	609
再生エネルギー利用施設数	施設	H23	2	5	R4	2
エコアクション21認証登録事業所数	事業所	H23	3	5	R4	5
公用車へのエコカー導入台数	台	H23	3	5	R4	6
太陽光発電設置補助金受付累計件数	件	H23	242	780	H27	606
太陽熱高度利用システム補助金受付 累計件数	件	H23	5	25	H27	26
潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）補助金受付累計件数	件	H23	17	75	H27	48
ガスエンジン給湯器（エコウィル） 補助金受付累計件数	件	H23	0	5	H27	0
自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）補助金受付累計件数	件	H23	217	750	H27	415
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）補助金受付 累計件数	件	H23	1	5	H27	10
ペレット及び薪ストーブ補助金受付 累計件数	件	H23	5	25	R3	39
エコカー（電気自動車・プラグインハイブリッド車）導入に対する補助金交付件数（クリーンエネルギー普及促進事業費補助金）	件	H23	—	5	R4	34

## 2 環境審議会委員名簿

役職名	所属団体等	氏名
会長	韮崎市社会福祉協議会 会長	水川 勉
副会長	韮崎市商工会 会長	岩下 和彦
委員	青少年育成プラザ「ミアキス」	片上 隆三
	子育て支援センターちびっこはうす 理事	齊木 美和
	韮崎市男女共同参画推進委員会 副委員長	清水 雅美
	中北林務環境事務所 環境・エネルギー課長	土橋 史
	韮崎市地区長連合会 副会長	内藤 重明
	有限会社Paddy Field 代表取締役	内藤 将
	韮崎・北杜青年会議所 理事長	三井 亮
	韮崎市環境事業協同組合 理事長	向山 陽一郎
	韮崎市校長会 会長	山口 正文
	韮崎市観光協会 理事	山寺 直美
韮崎市愛育会 会長	山本 幸子	

(敬称略、五十音順)

# 3 韮崎市環境基本条例

○韮崎市環境基本条例

平成14年9月25日条例第24号

改正 平成18年3月31日条例第12号  
平成19年3月30日条例第4号  
平成25年3月22日条例第12号  
平成29年12月20日条例第26号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 環境の保全等に関する基本的施策（第7条—第24条）
- 第3章 環境審議会（第25条—第31条）
- 第4章 補則（第32条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全を図るうえで支障になるおそれのあるものをいう。
- （2） 事業者 市内において継続的に物の生産又は役務の提供等事業活動を行っているものをいう。
- （3） 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- （4） 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生じることをいう。



(基本理念)

第3条 環境の保全等は、全ての市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために必要とされる良好な環境の確保及び人と自然との共生を図るとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築を目的として行われなければならない。

3 環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携の下に積極的に取り組むことにより行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類の共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上での課題であることを認識し、すべての者がこれを自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全等についての基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、環境保全等に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念に基づき、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努める責務を有する。

3 事業者は、基本理念に基づき、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境保全等に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念に基づき、その日常生活において、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量、再生資源その他の環境への負荷の少ない製品及び役務の利用、生活排水による水質汚濁の防止等により、環境への負荷の低減に努める責務を有する。

2 市民は、基本理念に基づき、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境保全等に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全等に関する基本的施策

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者をもって組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、韮崎市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。

6 環境基本計画の変更については、前3項の規定を準用する。

(年次報告)

第8条 市長は、環境の現況並びに環境の保全等に関する施策の実施状況に関する報告を毎年作成し、公表するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境保全等について十分配慮しなければならない。

(市民等の意見の反映)

第10条 市は、環境の保全等に関する施策に、市民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育等)

第11条 市は、市民等が環境の保全等についての理解を深めるとともに、市民等の環境の保全等に関する活動が促進されるように、環境教育及び環境学習の振興を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第12条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全等に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供等)

第13条 市は、前2条に定める事項を推進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他環境保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等との連携)

第14条 市は、環境の保全等に関する施策が市民等の積極的な参加と協働により推進されるよう、これらの者との連携に努めなければならない。

(規制等の措置)

第15条 市は、公害その他の環境の保全上の支障を防止するために必要な規制及び指導等の措置を講ずるものとする。

(環境影響の事前配慮)

第16条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について、事前に環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第17条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全等に資する取組みについて、特に必要があると認めるときは、助成その他の措置を講ずるものとする。

(環境の保全に資する施設の整備等)

第18条 市は、環境への負荷の低減のための施設及び公園、緑地その他の快適な生活の確保のための施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第19条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境管理の推進)

第20条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う環境管理に関し、その普及に努めるものとする。

(調査の実施及び監視体制等の整備)

第21条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を策定し、並びに適正に実施するために必要な調査を実施し、及び監視等の体制を整備するものとする。

(環境保全上の支障に係る苦情の処理)

第22条 市は、環境保全上の支障に係る苦情について、適正かつ円滑な処理に努めるものとする。

(国及び県並びに他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、環境の保全等に関する広域的な取組を必要とする施策を実施するに当たっては、国及び県並びに他の地方公共団体との協力を努めるものとする。

(地球環境保全に資する施策の推進)

第24条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

### 第3章 環境審議会

(設置)

第25条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市における環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、韮崎市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第26条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 環境の保全等に関する基本的事項
- (3) その他環境の保全等に関する重要事項

2 審議会は、前項に定める事項に関して必要に応じ、市長に意見を申し出ることができる。

(組織)

第27条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び知識経験のある者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に会長1人、副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを決める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第30条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第31条 審議会の庶務は、市民生活課において処理する。

## 第4章 補則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(葦崎市環境審議会条例の廃止)

2 葦崎市環境審議会条例（昭和46年6月葦崎市条例第18号）は、廃止する。

3 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の葦崎市環境審議会条例第3条第2項に規定する葦崎市環境審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に第27条第2項に規定する葦崎市環境審議会の委員に委嘱された者とみなす。この場合における第28条第1項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは「附則第2項による廃止前の葦崎市環境審議会条例第3条第2項の規定より葦崎市環境審議会の委員に委嘱された日から2年」とする。

(葦崎市公害防止条例の一部改正)

4 葦崎市公害防止条例（昭和61年3月葦崎市条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成18年3月31日条例第12号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第4号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第12号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月20日条例第26号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 4 環境に関するアンケート調査結果概要

### 1 調査の目的

令和5(2023)年3月の韮崎市第3次環境基本計画の策定にあたって、市民の環境等に係る現状に対する満足度や将来の意向等を聴取し、計画の方向性を検討する上での参考とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

※グラフ中の「今回」は令和4(2022)年、「前回」は平成24(2012)年に実施した調査結果を指します。

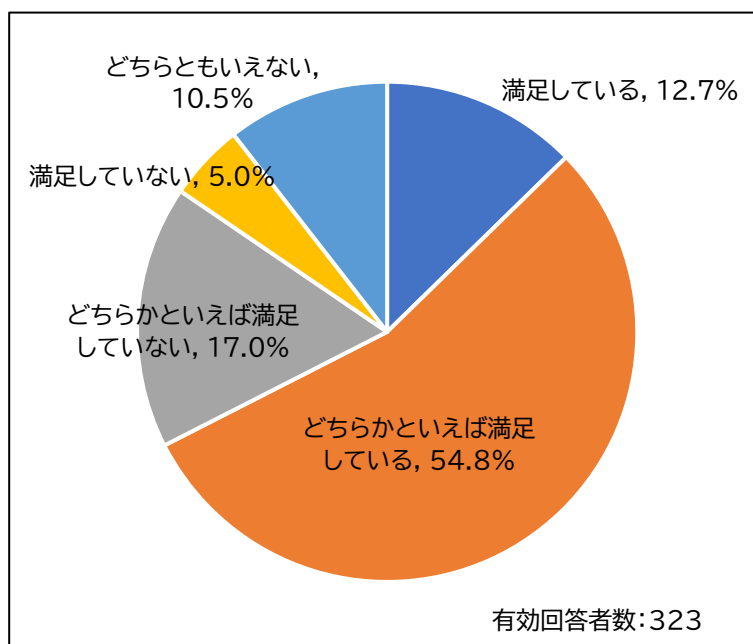
### 2 市民アンケート調査対象・方法

調査対象	20歳以上の市民
調査期間	令和4(2022)年11月18日～11月30日
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
配付数	1,000票
回収数	334票(回収率33.4%)

### 3 市民アンケート調査結果

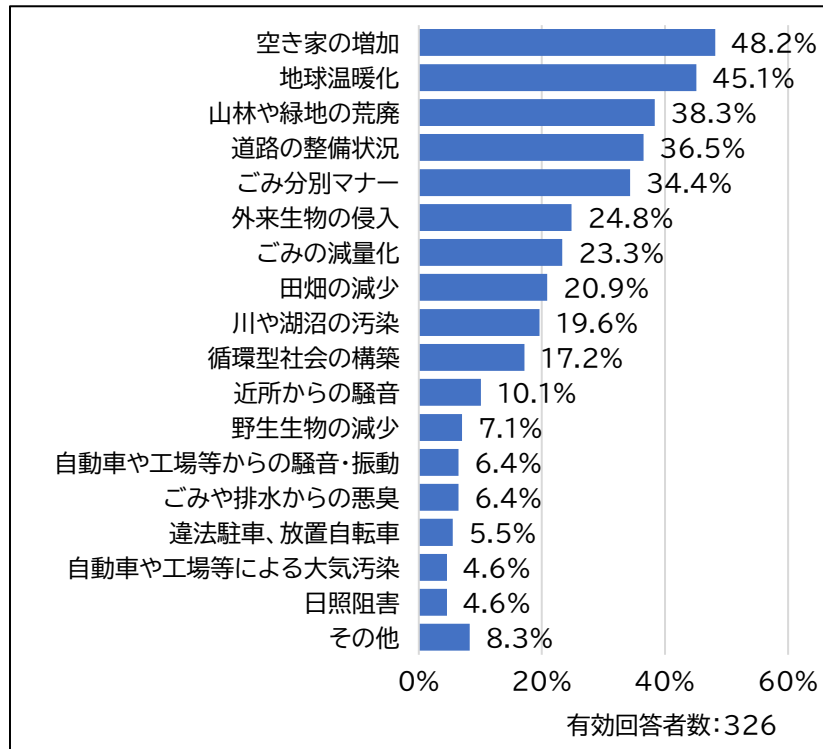
#### (1) 周辺環境全般の満足度

- 周辺環境の満足度は「満足している」が12.7%、「どちらかといえば満足している」が54.8%であり、7割弱の市民が満足しています。
- 満足している理由としては、自然環境が豊かなこと、満足していない理由としては、道路や公共交通機関の整備不足が挙げられています。



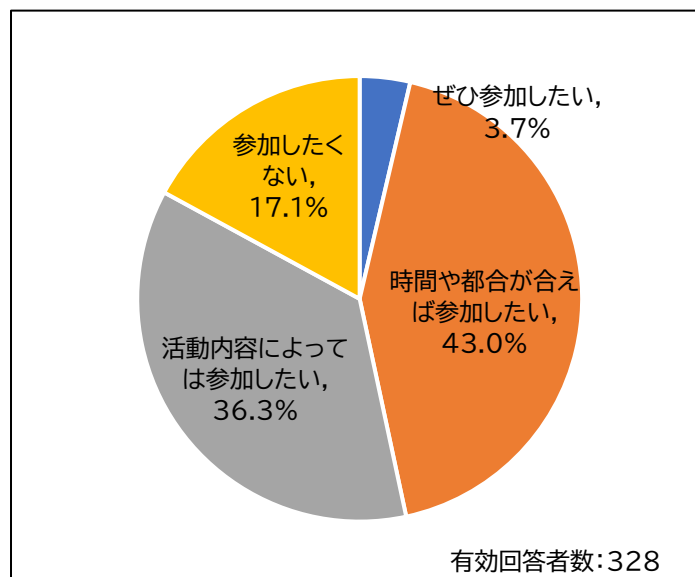
## (2)身近に感じる環境課題

- 「空き家の増加」、「地球温暖化」は半数近くの市民が懸念しています。
- 「道路の整備状況」、「ごみの不法投棄・ポイ捨て」は(1)でも多くの意見が挙げられ、早急な対策が求められます。



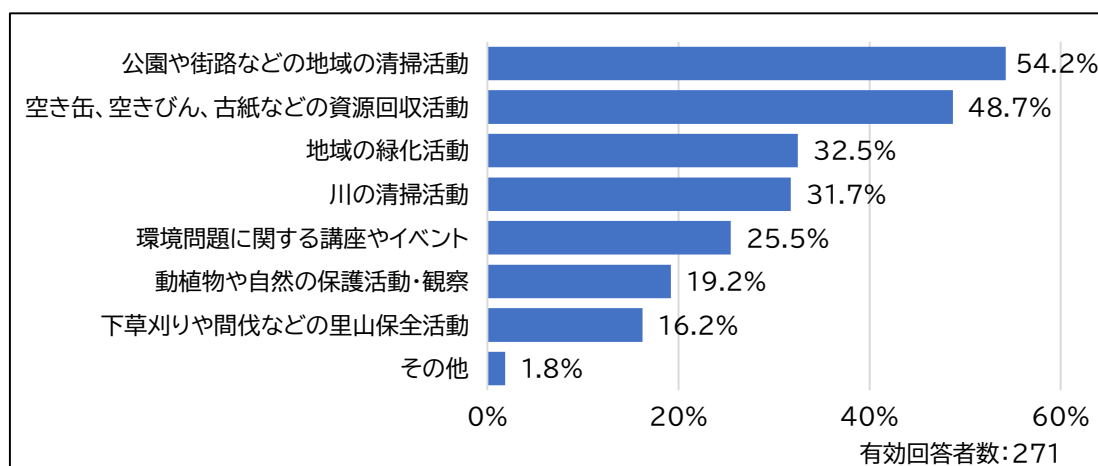
## (3)環境保全活動への参加意欲

- 環境活動に参加したい(「ぜひ参加したい」「時間や都合が合えば参加したい」「活動内容によっては参加したい」)割合は合計で83.0%であり、非常に多くの市民が参加意欲を示しました。
- 「参加したくない」理由としては「多忙であり、時間がとれない」、「体力的に難しい」が60%以上を占めました。



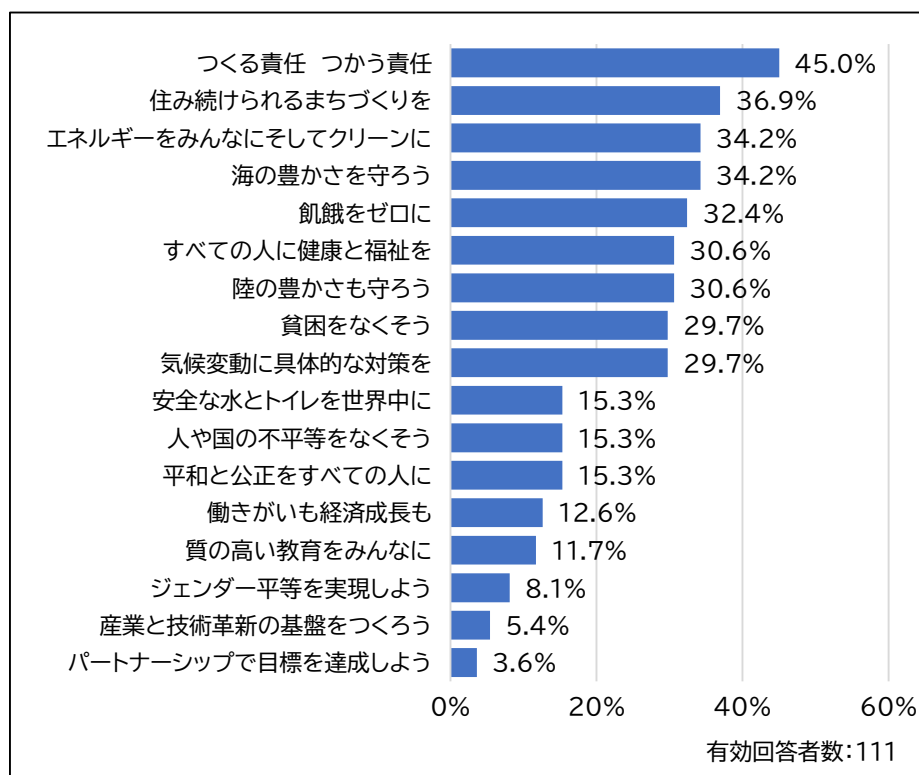
#### (4)参加したい環境保全活動

- 参加したい環境活動は「公園や街路などの地域の清掃活動」が54.2%で最も多く、次いで「空き缶、空きびん、古紙などの資源回収活動」が48.7%となりました。
- 「地域の緑化活動」、「動植物や自然の保護活動・観察」は20歳代、30歳代の若い世代が比較的高い参加意欲を示しました。



#### (5)SDGsの目標への貢献を意識した行動

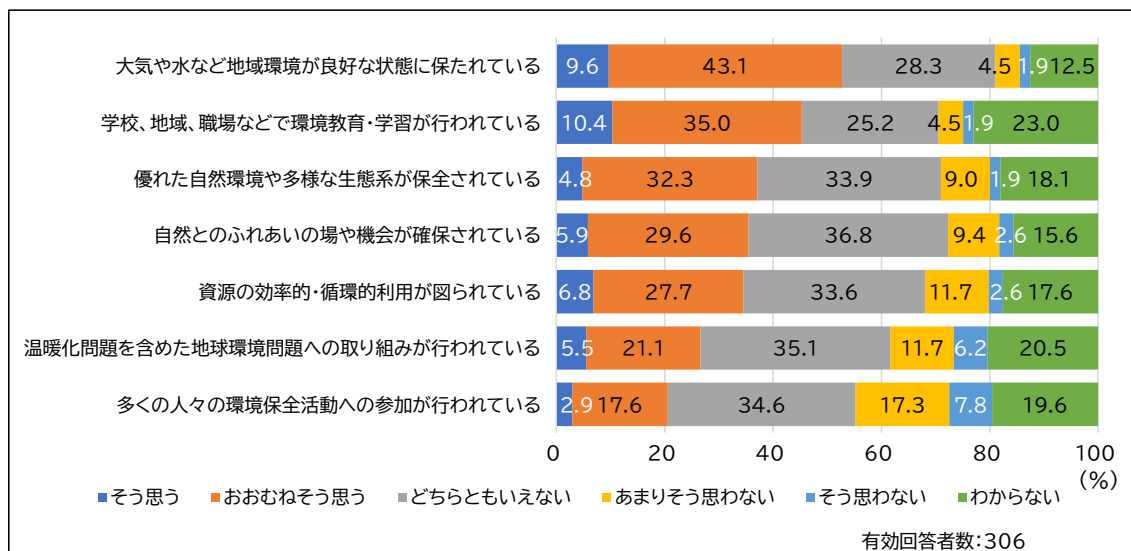
- 日常生活で多くのものを使用、消費するため、「つくる責任 つかう責任」が最も高く、45.0%となりました。
- 具体的な行動内容は、ごみのリデュース・リサイクルやフードロスの削減、フードバンクへの寄付が挙げられました。





### (6)前計画での施策の効果

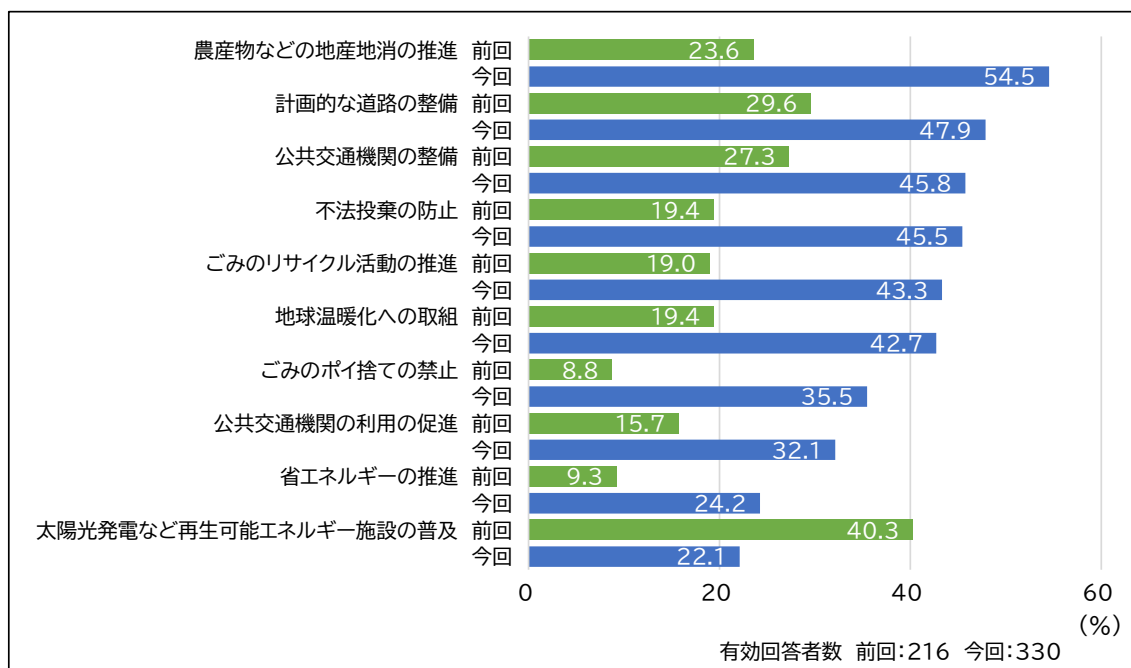
- 「大気や水など地域環境が良好な状態に保たれている」は「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した割合が52.7%と、最も高くなりましたが、その他の項目は効果を実感している市民は過半数に達しませんでした。
- 「わからない」との回答が全体的に多く、情報の周知や、関心を持ってもらうための取組みが課題となっています。



### (7) 韮崎市に望む環境施策

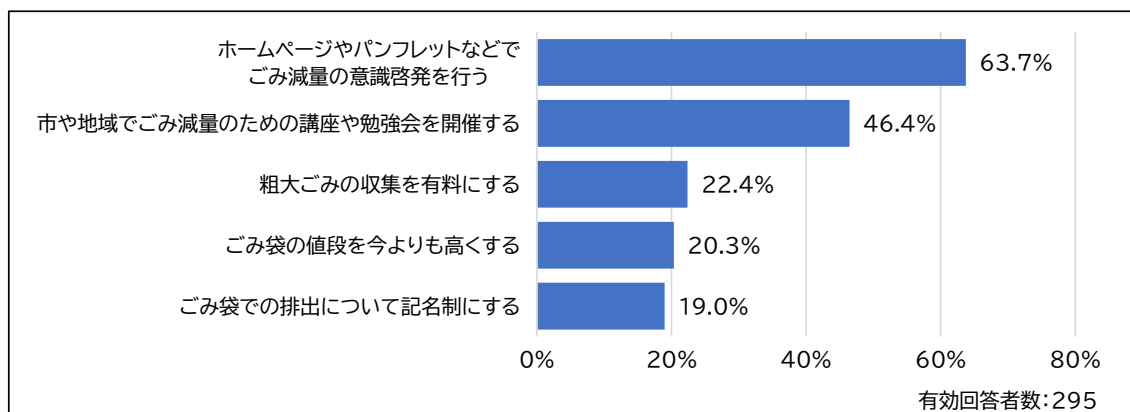
- 「農産物などの地産地消の推進」が過半数となり、地場産業の活性化が求められています。
- 次いで、「計画的な道路の整備」が47.9%となり、交通の便の不満を抱いています。

※前回調査とは選択肢がやや異なるため、比較する際には留意が必要です。



#### (8)家庭ごみの減量に効果的だと思う施策

- 「ホームページやパンフレットなどでごみ減量の意識啓発を行う」が63.7%と最も高く、次いで「市や地域でごみ減量のための講座や勉強会を開催する」が46.4%となり、市民の意識に関する施策が大きく支持されました。
- その他の項目は20%前後となり、金銭面での負担が増えることやプライバシーの問題が懸念されています。



#### 4 市民アンケート調査結果まとめ

- ◆ 市民の韮崎市の環境に対する満足度は概ね高い結果となりました。
- ◆ 市民は主に生活環境に関する環境問題を気にかけており、市の環境に対する不満を感じる要因のひとつとなっています。特に、ごみのポイ捨てが多いと感じており、意識啓発やパトロール、関係機関との連携強化が求められます。
- ◆ 環境保全活動へ参加意欲を示した市民は80%を超え、その半数以上が「公園や街路などの地域の清掃活動」への参加へ興味を示しました。
- ◆ 「環境問題に関する講座やイベント」、「動植物や自然の保護活動・観察」へ参加したことのある市民は少ないものの、参加意欲が示されていることから、環境活動の機会の充実を図っていく必要があります。
- ◆ 前計画の施策により、「大気や水など地域環境が良好な状態に保たれている」と感じている市民は多くいますが、その他の項目では効果を実感している市民は50%未満でした。
- ◆ 韮崎市に望む環境施策では地元の産業の活性化が最も望まれています。また、交通の便が悪いことから、道路や公共交通機関の整備も高く求められています。
- ◆ 家庭ごみの減量のためには、市民の意識向上が最も効果的であると考えられています。
- ◆ 自由意見では、本アンケートをWEBで行うべきなど、回答方法に関する意見も多く挙げられました。

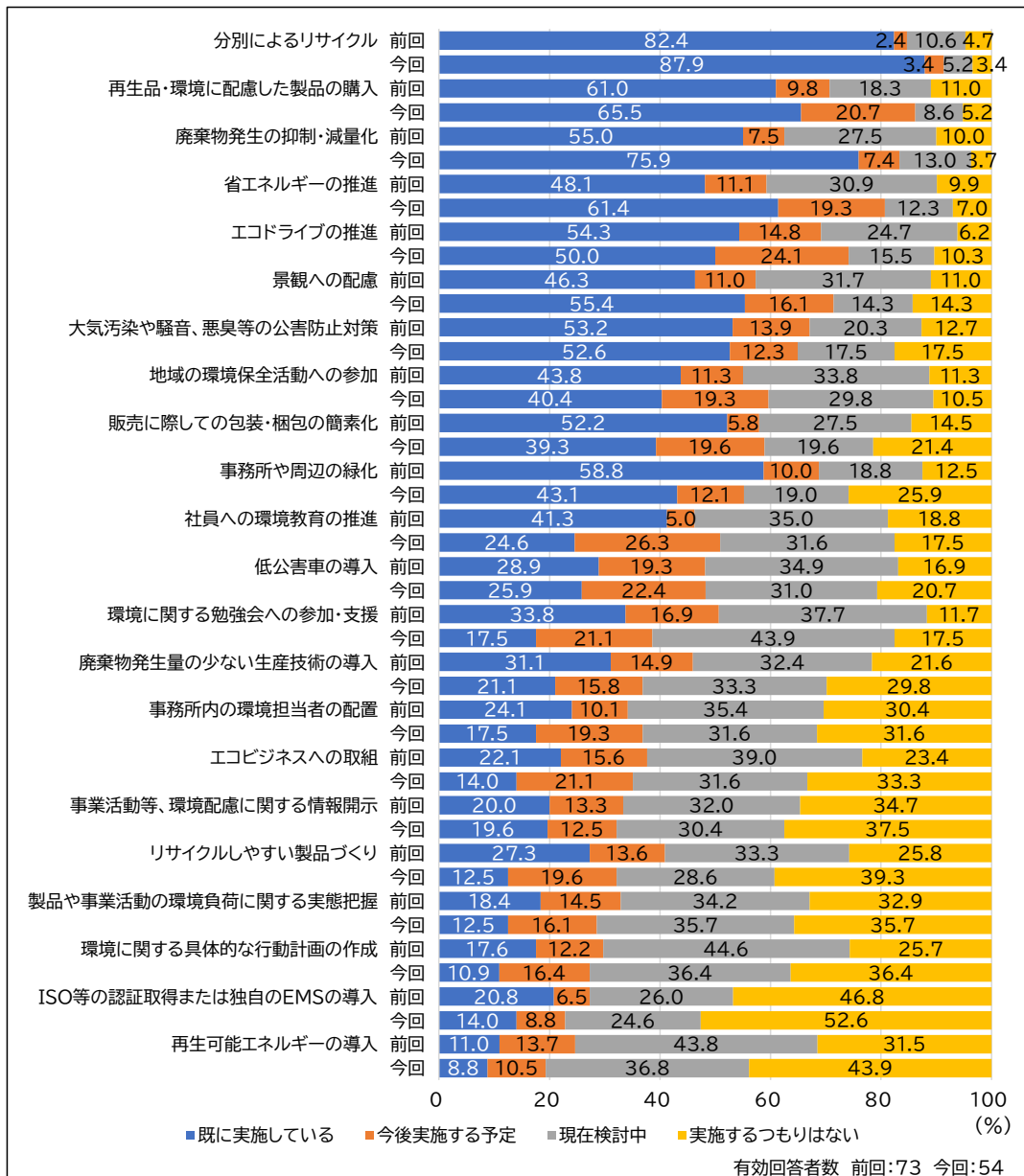
## 5 事業者アンケート調査対象・方法

調査対象	市内の事業者
調査期間	令和4(2022)年11月18日～11月30日
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
配付数	200票
回収数	59票(回収率29.5%)

## 6 事業者アンケート調査結果

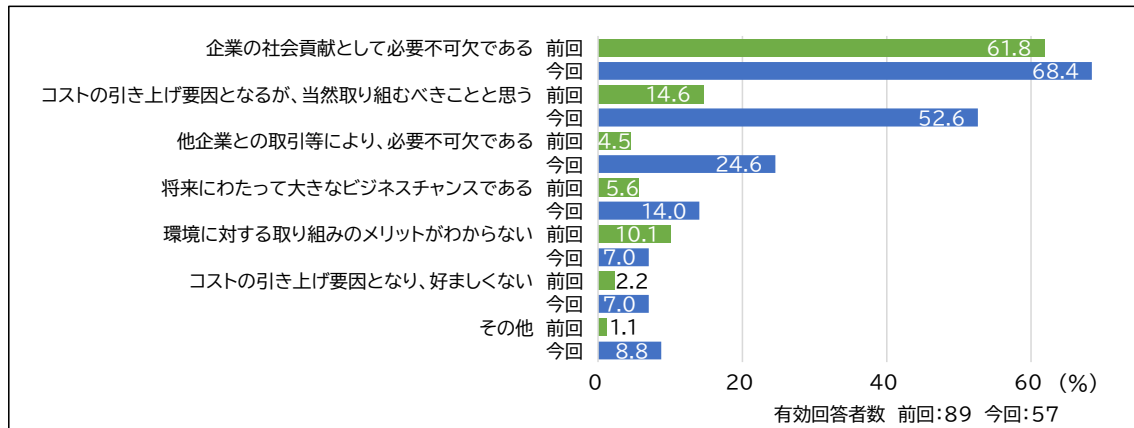
### (1) 日常業務の中での取組み

- 「既に実施している」、「今後実施する予定」割合が高い順に「分別によるリサイクル」、「再生品・環境に配慮した製品の購入」、「廃棄物発生の抑制・減量化」であり、身近で頻度の高い行動が多くみられます。
- 「既に実施している」割合が低い項目においては、前回と比較し、実施割合がさらに下がっているものも多くみられます。



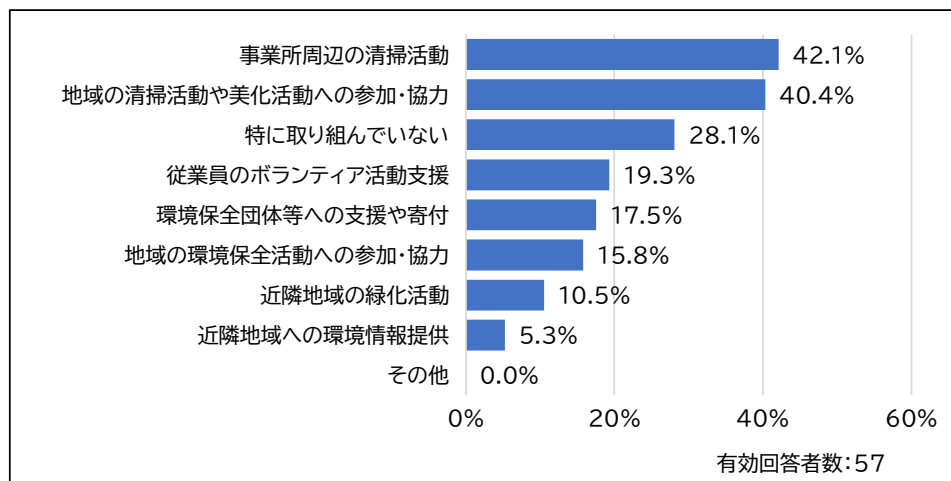
## (2)環境活動の取組みについての考え

- 「企業の社会貢献として必要不可欠である」が68.4%と最も多くの割合を占め、次いで「コストの引き上げ要因となるが、当然取り組むべきことと思う」が52.6%となり、社会の一員としての責任感を持って取り組んでいる事業者が多くみられます。
- 「他企業との取引等により、必要不可欠である」割合は前回より20ポイントほど増加し、企業間でも環境保全への取組みの促進が行われていることが分かります。



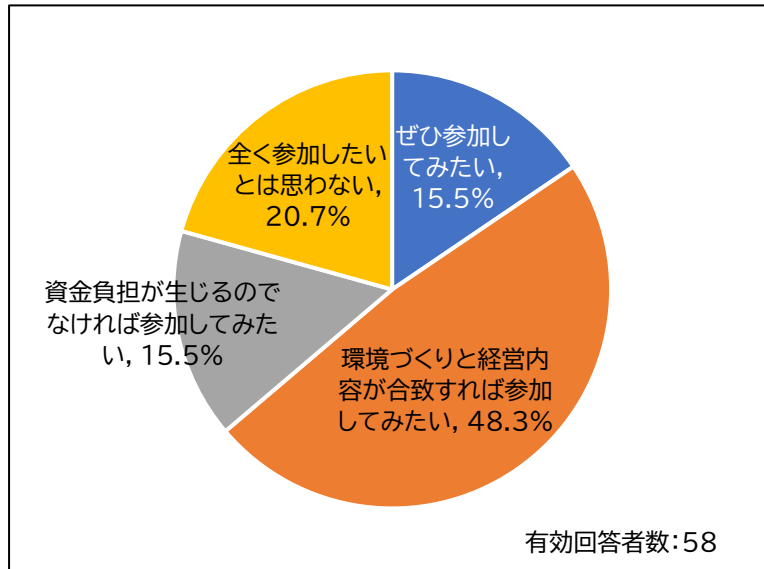
## (3)地域社会の一員としての地域の環境のための取組み

- 「事業所周辺の清掃活動」、「地域の清掃活動や美化活動への参加・協力」は40%を超え、多くの事業者が取り組んでいます。
- 「特に取り組んでいない」と回答した事業者は28.1%と、3番目に多く、企業の取組みの促進や支援が必要です。



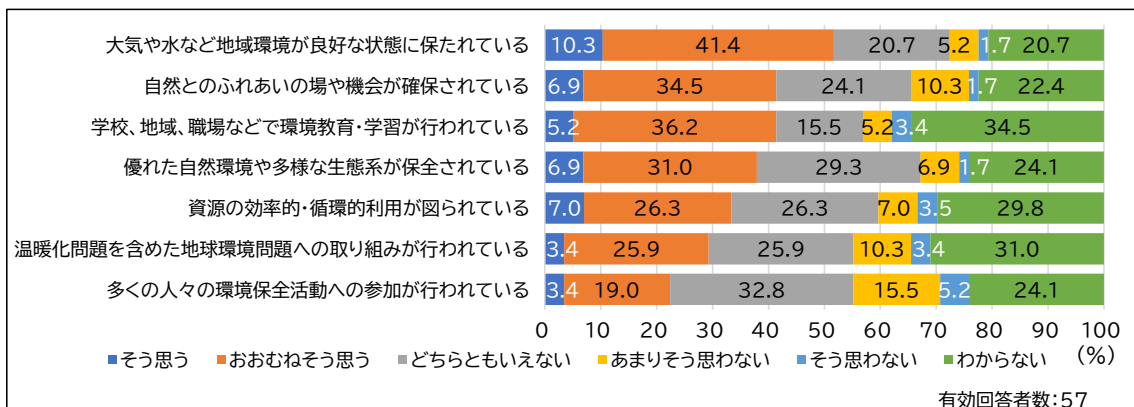
(4)市民・事業者の連携による自主的な環境づくりへの意欲

- 「参加したい」もしくは条件次第で参加したいと回答した人は約80%となり、多くの事業者が市民との連携による環境づくりに関心を寄せています。
- 参加のために市が進めるべきことは「環境に関する様々な情報の提供」、「環境活動への助成・支援」がそれぞれ半数近くを占めました。



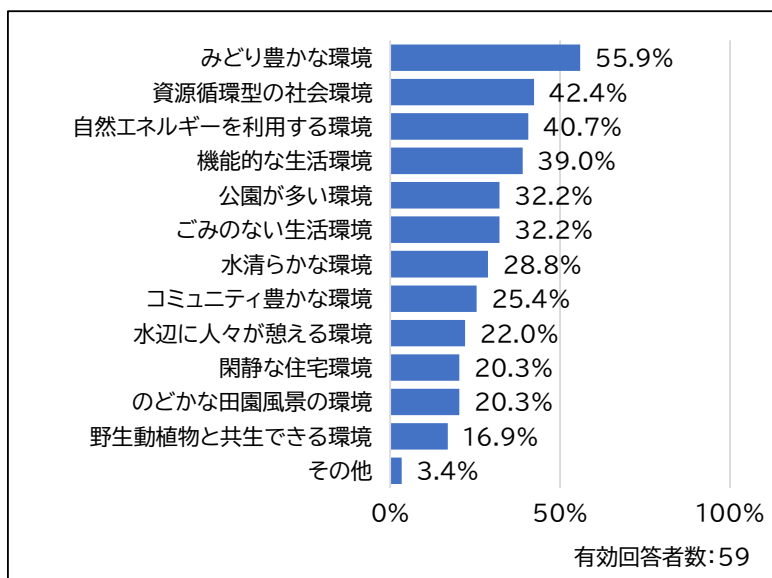
(5)前計画での施策の効果

- 「大気や水など地域環境が良好な状態に保たれている」は「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した割合が51.7%と、市民同様最も高かったが、その他の項目は効果を実感している事業者は50%未満です。
- 新型コロナウイルス感染症の蔓延もあり、「多くの人々の環境保全活動への参加が行われている」と思う事業者は、市民同様最も少なくなりました。



### (6) 将来あるべき環境像

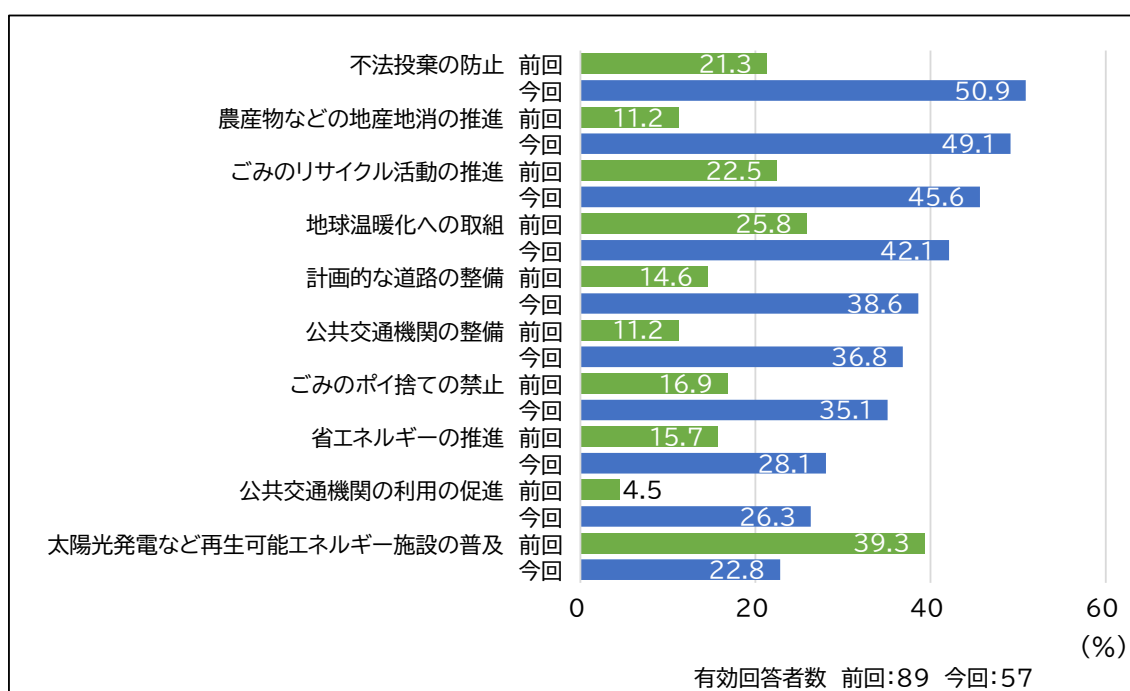
- 「みどり豊かな環境」が55.9%と最も多くの割合を占め、市民同様に自然環境の保全が求められています。
- 次いで「資源循環型の社会環境」が42.4%、「自然エネルギーを利用する環境」が40.7%となり、企業として、地球環境を考えた環境像を回答する事業者が多くみられます。



### (7) 韮崎市に望む環境施策

- 「不法投棄の防止」は過半数を占め、業務から発生する廃棄物が多いため、適切な処理を求めていると考えられます。
- 市民と同じく「公共交通機関の整備」に比べて「公共交通機関の利用の促進」は低くなりました。現状の公共交通機関の利便性には不満があり、改善をしたうえで利用促進を行っていくことが課題となっています。

※前回調査とは選択肢がやや異なるため、比較する際には留意が必要です。



## 7 事業者アンケート調査結果まとめ

- ◆ 事業者が環境活動に取り組む理由として「企業の社会的責任として必要不可欠である」が68.4%で、多くの事業者が社会の一員として環境活動に取り組んでいます。
- ◆ また、他企業との取引等により、必要不可欠である割合は前回より20ポイントほど増加し、企業間でも環境保全への取組みの促進が行われています。
- ◆ 多くの事業者が、地域のために何らかの取組みを行っていますが、30%近くの事業者は特に取り組んでいません。
- ◆ 市民・事業者の連携による環境づくりへは、80%近くの事業者が参加意欲を示しました。
- ◆ 「参加したくない理由」は、「協力したいが、人員や資金の確保が困難であるから」が最も多く、事業者の負担を減らす施策を推進していくことで、取組みのさらなる拡大が見込めます。
- ◆ 参加の意欲を示した事業者においても、「環境に関する様々な情報の提供」、「環境活動への助成・支援」が高く求められています。
- ◆ 前計画での施策の効果は、「多くの人々の環境保全活動への参加が行われている」という事業者は少なく、市民や事業者などの様々な主体が交流できる環境活動の場や機会の充実を図っていく必要があります。
- ◆ 将来あるべき環境像は、市民アンケートの結果と同様に、「みどり豊かな環境」が最も多く、自然環境の保全を推進していかなければなりません。
- ◆ 市に望む環境施策は「不法投棄の防止」が過半数を占め、ポイ捨ての防止と同様に、意識啓発やパトロール、関係機関との連携強化が求められます。
- ◆ 「太陽光発電など再生可能エネルギー施設の普及」を望む事業者は前回より大幅に減少しました。再生可能エネルギーに対するイメージの転換や、環境負荷の少ない方法での利用を模索していかなければなりません。

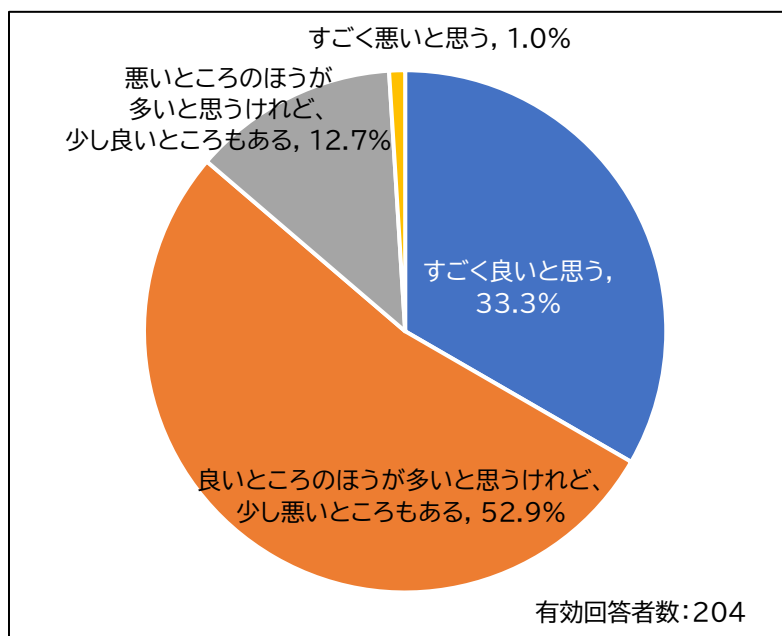
## 8 小学生アンケート調査対象・方法

調査対象	市内の小学5年生
調査期間	令和4(2022)年11月18日～11月30日
抽出方法	全員
調査方法	教育委員会を通じて配布、回収
回収数	223票

## 9 小学生アンケート調査結果

### (1) 韮崎市の自然やまちなかをどう感じるか

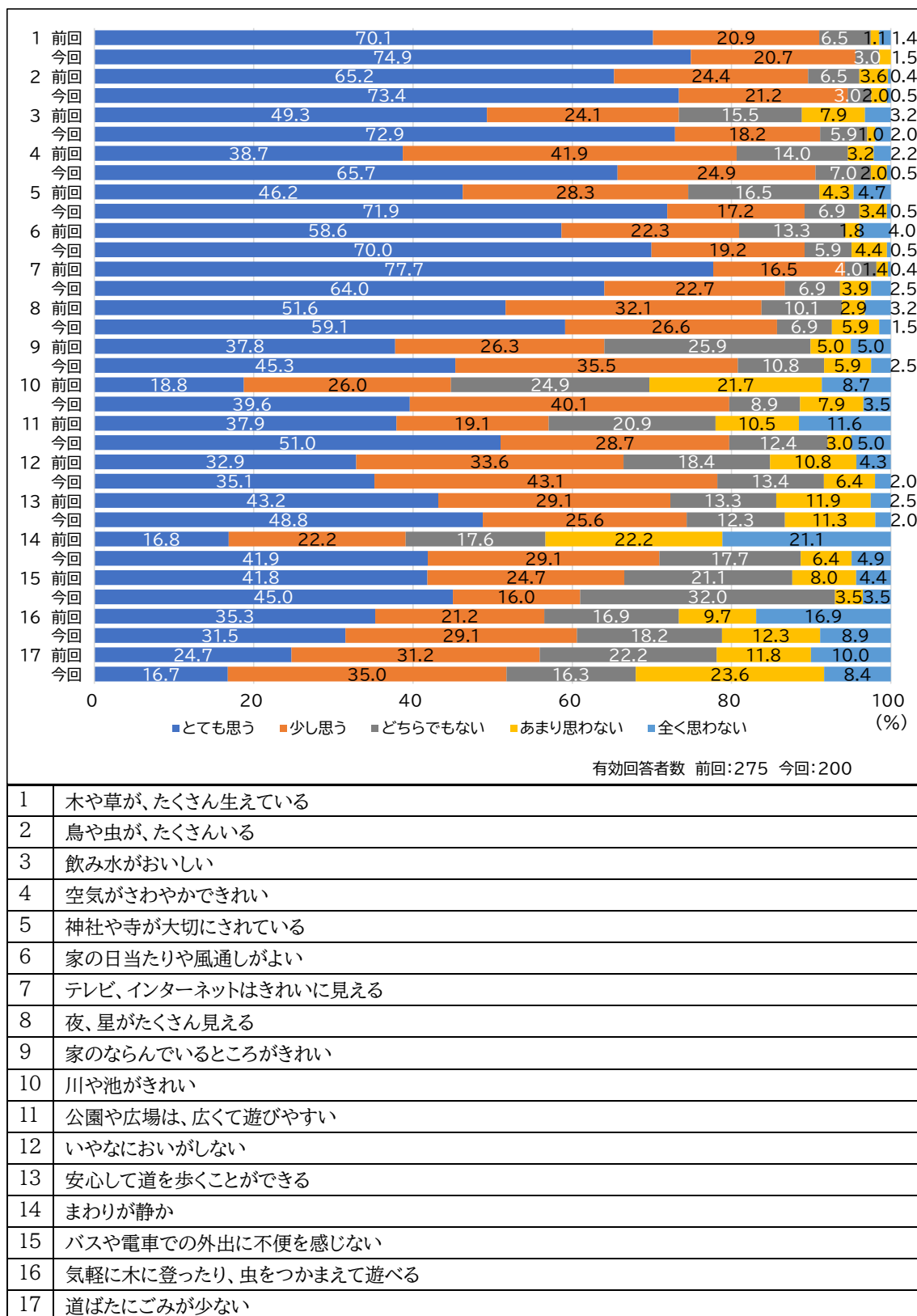
- 「すごく良いと思う」、「良いところのほうが多いと思うけれど、少し悪いところもある」と回答した小学生は85%以上となり、多くの小学生は市の環境に満足しています。
- 良い点としては、山や森林、動植物など、自然環境が豊かであることが多く挙げられ、悪い点としては、ごみのポイ捨てが多いことが非常に多く挙げられました。





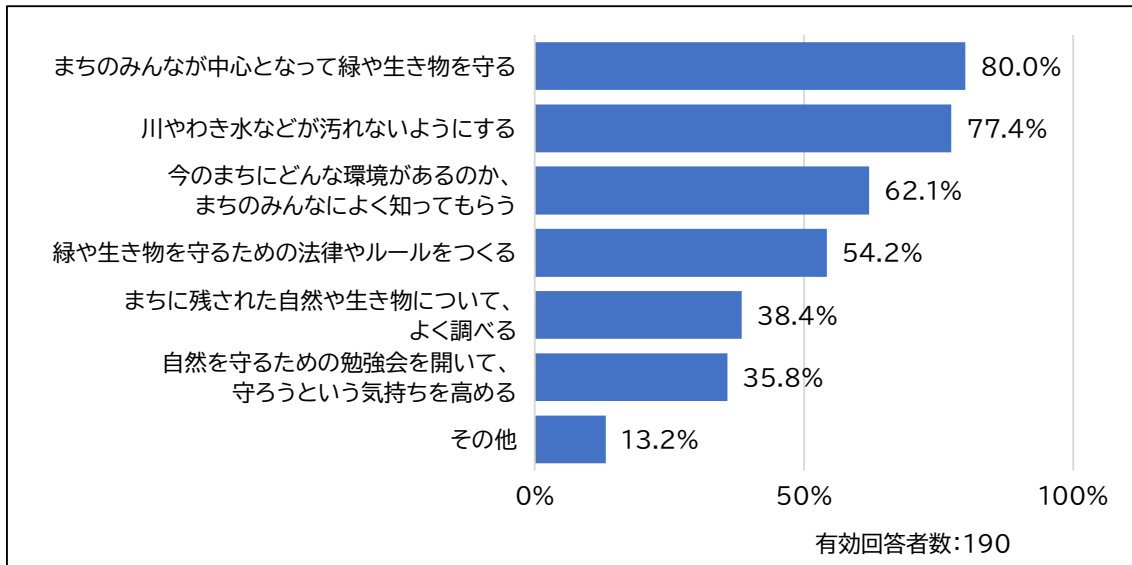
## (2)身の回りの環境についてどう思うか

- 満足度(「とても思う」、「少し思う」)が高い順に、「木や草が、たくさん生えている」、「鳥や虫が、たくさんいる」、「飲み水がおいしい」であり、自然環境に関する項目が高くなりました。
- 「川や池がきれい」、「まわりが静か」の満足度は前回と比較し、大きく増加したことから、環境が改善されていると考えられます。



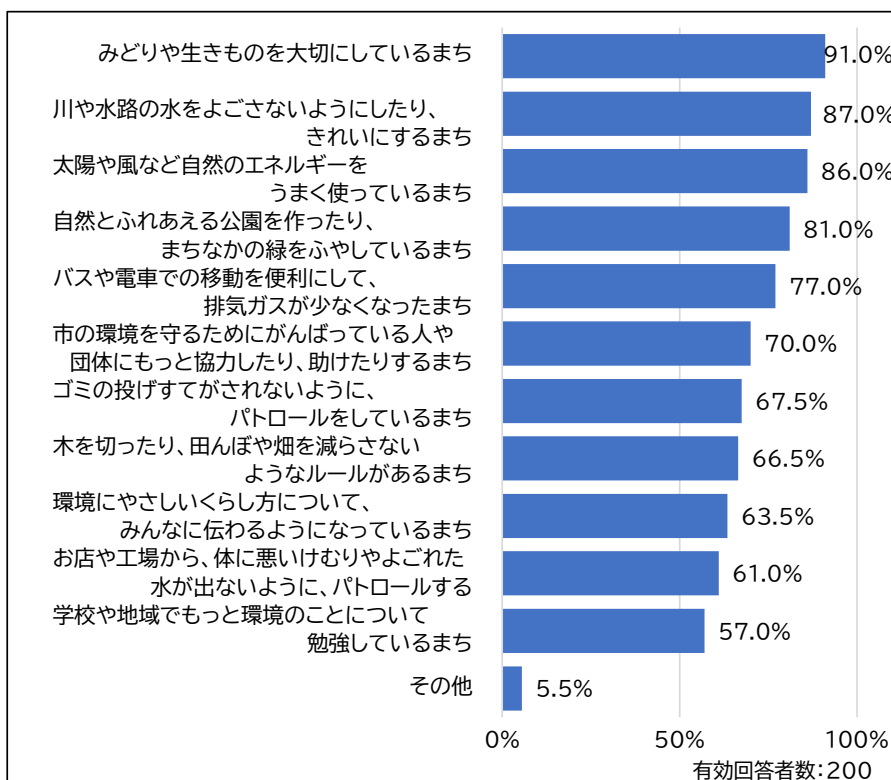
### (3) 韮崎市の自然を守るためにしたほうがよいこと

- 「まちのみんなが中心となって緑や生き物を守る」が最も多く、80.0%となり、市全体で行動をすべきだと考えている小学生が多くみられます。
- 次いで、「川やわき水などが汚れないようにする」が77.4%となり、自然環境を守るための直接的な行動が高く支持されました。



### (4) 韮崎市の環境を良くするために、市の未来がこうなっていればよいと思うこと

- 「みどりや生きものを大切にしているまち」、「川や水路の水をよごさないようにしたり、きれいにするまち」が91.0%、87.0%となり、自然環境に関する項目が高い結果になりました。
- 「太陽や風など自然のエネルギーをうまく使っているまち」は86.0%となり、エネルギーに関心の高い小学生も多くみられます。



## 10 小学生アンケート調査結果まとめ

- ◆ 小学生の韮崎市の環境に対する満足度は高い結果となりました。
- ◆ 不満を感じる原因としては、ごみのポイ捨てに関する意見が非常に多く、喫緊の課題となっています。
- ◆ 自然環境への満足度は概ね高く、韮崎市の魅力の1つでもあることから、これを保全し、将来へつなげていくことも重要です。
- ◆ エコバッグの持参や節水・節電など、環境に配慮した行動を日常的に行っている小学生が多く、学校や家庭での環境教育の効果が表れているといえます。

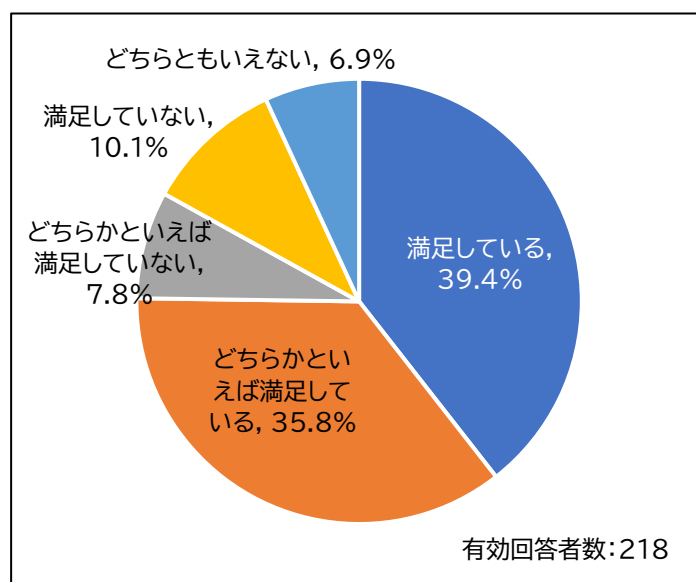
## 11 中学生アンケート調査対象・方法

調査対象	市内の中学2年生
調査期間	令和4(2022)年11月18日～11月30日
抽出方法	全員
調査方法	教育委員会を通じて配布、回収
回収数	223票

## 12 中学生アンケート調査結果

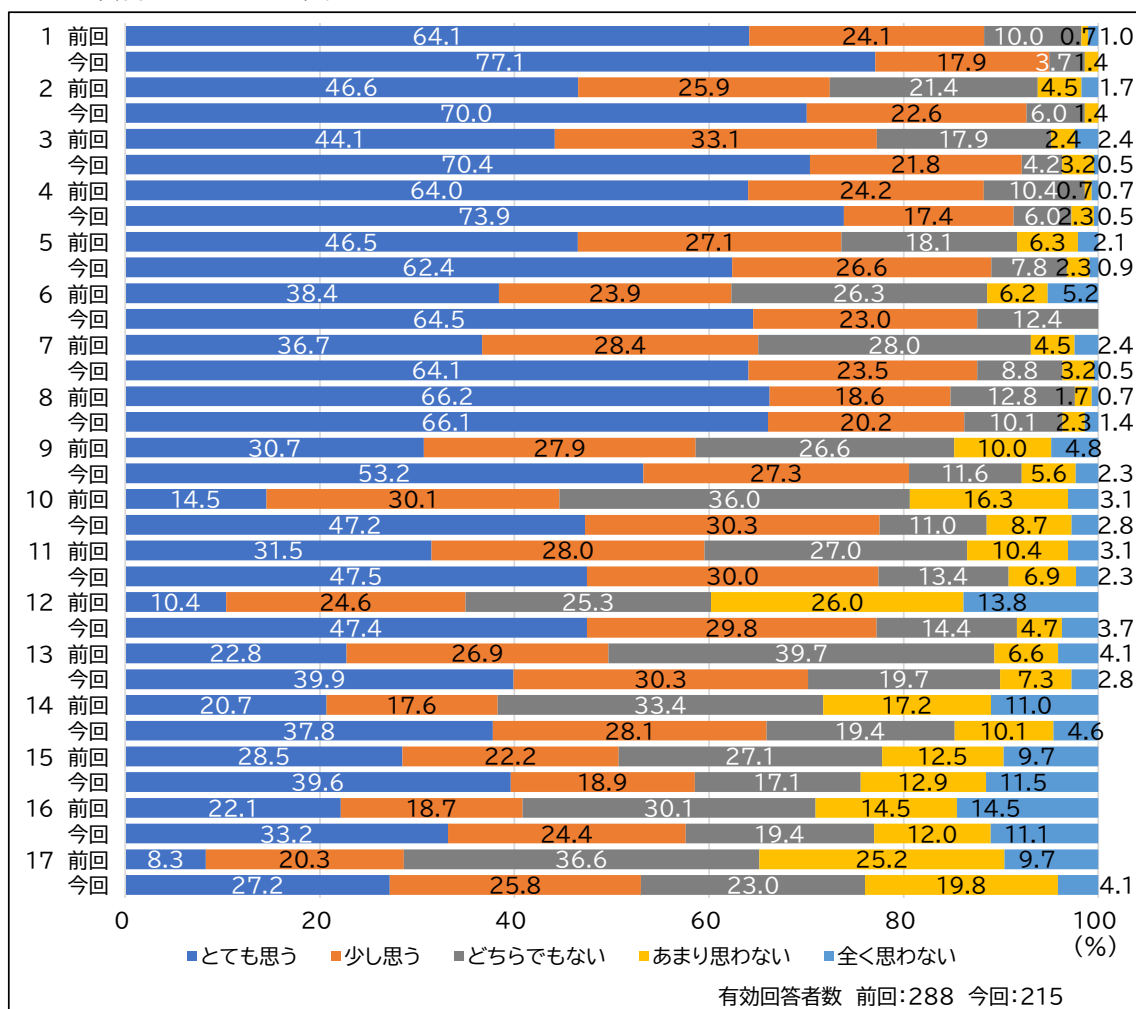
### (1) 韮崎市の自然やまちのなかをどう感じるか

- 「満足している」、「どちらかといえば満足している」割合は75.2%となり、市民より多く、小学生より少ないという結果になりました。
- 良い点としては、自然環境が豊かであること、四季の変化が楽しめることなどが挙げられ、悪い点としては、ごみのポイ捨てが多いことや遊ぶ場所が少ないことが挙げられました。



## (2)身の回りの環境についてどう思うか

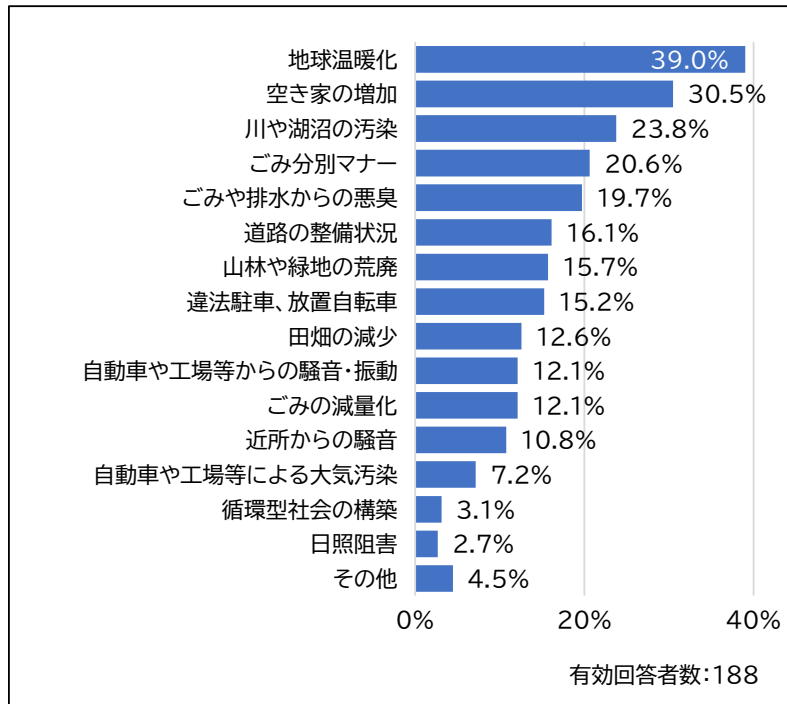
- 満足度(「とても思う」、「少し思う」)が高い順に、「鳥や虫が、たくさんいる」、「家の日当たりや風通しがよい」、「空気がさわやかできれい」であり、自然環境に関する項目が高くなりました。
- 「道ばたにごみが少ない」の満足度は前回から大幅に増加しましたが、依然最も満足度の低い項目となっています。



1	鳥や虫が、たくさんいる
2	家の日当たりや風通しがよい
3	空気がさわやかできれい
4	木や草が、たくさん生えている
5	夜、星がたくさん見える
6	飲み水がおいしい
7	神社や寺が大切にされている
8	テレビ、インターネットはきれいに見える
9	安心して道を歩くことができる
10	川や池がきれい
11	いやなおいがしない
12	まわりが静か
13	家のならんでいるところがきれい
14	公園や広場は、広くて遊びやすい
15	バスや電車での外出に不便を感じない
16	気軽に木に登ったり、虫をつかまえて遊べる
17	道ばたにごみが少ない

### (3) 身近に感じる環境課題

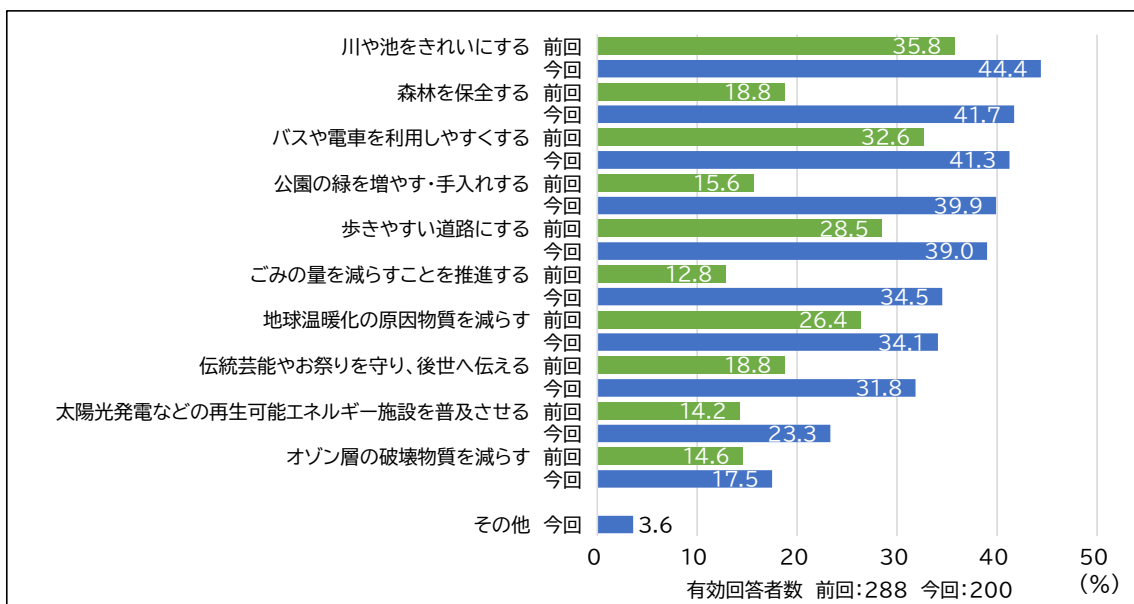
- 「地球温暖化」が最も高く39.0%と、多数の中学生が地球環境問題に関心を寄せています。
- 次いで「空き家の増加」が30.5%と、市民のみならず中学生も懸念を抱いています。



### (4) 韮崎市の環境を良くするために、市に望むこと

- 「川や池をきれいにする」、「森林を保全する」の自然環境の保全に関する項目はそれぞれ44.4%、41.7%と高い割合を占めました。
- 「バスや電車を利用しやすくする」は41.3%となり、公共交通機関の利便性の向上も求められています。

※前回調査とは選択肢がやや異なるため、比較する際には留意が必要です。



### 13 中学生アンケート調査結果まとめ

- ◆ 中学生の韮崎市の環境に対する満足度は高い結果となりました。
- ◆ 不満を感じる原因としては小学生同様、ごみのポイ捨てが多いことに加え、公園や商業施設などが少なく、遊ぶ場所がないことが挙げられました。
- ◆ 前回調査時と比べ、市の環境に対する満足度は概ね上昇していることから、市の環境は改善されていると言えますが、ごみのポイ捨てや空き家の問題には改善の余地がみられます。
- ◆ 小学生に比べ都市部に出かけることも多いため、公共交通機関の整備や、市内で過ごせる施設や公園が求められています。

## 5 所管課と主な取組みの対応

第5章で記載した主な取組みについて、各課が対応する取組みは以下に示すとおりです。

### 秘書人事課

4 地球環境保全の推進	
4-1 地球温暖化対策	
① クールビズ・ウォームビズの実施	76

### 総務課

2 生活環境の保全	
2-1 大気環境の保全	
③ 公用車への環境負荷の少ない自動車の導入促進	56
2-3 生活環境の保全	
② 自動車騒音の常時監視・対策	60
2-4 公害等の防止	
⑥ 自動車騒音の常時監視・対策(再掲)	63
3 循環型社会の構築	
3-1 ごみの発生抑制	
④ グリーン購入の推進	71
4 地球環境保全の推進	
4-1 地球温暖化対策	
② 公共施設への再生可能エネルギー設備の導入	75
③ グリーン購入の推進(再掲)	75
⑦ 公用車への環境負荷の少ない自動車の導入促進(再掲)	76
⑧ ESCO事業の導入検討	76
⑩ 省エネルギー設備の導入推進	76
4-2 再生可能エネルギーの利用促進	
① 再生可能エネルギー施設の導入	78



総合政策課

2 生活環境の保全	
2-1 大気環境の保全	
⑦ 市内公共交通の利用促進	57
2-6 快適環境の形成	
⑫ 空き家の適正管理	67
4 地球環境保全の推進	
4-1 地球温暖化対策	
⑮ 市内公共交通の利用促進(再掲)	77

市民生活課

1 自然環境の保全	
1-1 生物多様性の保全	
⑤ 生物多様性の理解	48
⑧ 特定外来生物の侵入防止と駆除の推進	49
⑨ 海洋プラスチックごみの削減	49
1-2 森林の保全・活用	
⑦ 盛土の安全確保の推進	51
2 生活環境の保全	
2-1 大気環境の保全	
① 工場・事業所への指導	56
② 揮発性有機化合物(VOC)への対策	56
④ ゼロカーボン・ドライブの普及・促進	57
⑤ 自動車排ガスの抑制	57
⑥ 自動車等のアイドリングの抑制	57
⑧ 大気の常時監視	57
⑨ 野焼き禁止の周知・監視	57
2-2 水環境の保全	
③ 工場・事業所への指導	58
⑤ 水質の常時監視	58
⑥ 新し尿処理施設整備の推進	59
2-3 生活環境の保全	
① 工場・事業所への指導	60
② 自動車騒音の常時監視・対策	60
③ 特定建設作業への指導	60
④ 野焼き禁止の周知・監視	60
⑥ 協働による監視	61
⑦ ペットの適正飼育	61
⑧ 工場・事業所の照明対策	61

<b>2-3 生活環境の保全</b>	
⑨ ダイオキシン類の常時監視.....	61
⑩ 焼却施設等の適正管理.....	61
⑪ 新ごみ処理施設整備の推進.....	61
<b>2-4 公害等の防止</b>	
① PRTR制度活用の推進.....	62
② 公害苦情の適正処理.....	62
③ 不法投棄防止パトロールの実施.....	62
④ 不法投棄等の監視強化.....	62
⑤ 工場・事業所への指導(再掲).....	63
⑥ 自動車騒音の常時監視・対策(再掲).....	63
⑦ 工場・事業所の照明対策(再掲).....	63
⑧ ダイオキシン類の常時監視(再掲).....	63
⑨ 啓発活動の推進.....	63
<b>2-6 快適環境の形成</b>	
⑫ 空き家の適正管理.....	67
⑬ ポイ捨ての防止.....	67
<b>3 循環型社会の構築</b>	
<b>3-1 ごみの発生抑制</b>	
① 廃棄物減量化の推進.....	70
② 生ごみの減量化.....	70
③ 分別収集計画の推進.....	70
⑤ 食品ロス削減の推進.....	71
⑥ 一般廃棄物処理基本計画の推進.....	71
⑦ 産業廃棄物の適正処理.....	71
⑨ バイオマス資源の利活用.....	71
⑪ 海洋プラスチックごみの削減(再掲).....	71
<b>3-2 リサイクルの推進</b>	
① ごみの分別収集の推進.....	72
② 廃食油の回収・BDF化の推進.....	72
③ 常時回収可能な拠点リサイクル会場の設置.....	72
④ 3R+1活動の周知啓発.....	72
⑤ リサイクル活動への支援.....	72
⑥ 小型家電リサイクルの推進.....	72
⑦ プラスチックのリサイクルの促進.....	73
<b>4 地球環境の保全の推進</b>	
<b>4-1 地球温暖化対策</b>	
① 地球温暖化対策実行計画の推進.....	75
④ ゼロカーボン・ドライブの普及・促進(再掲).....	75

<b>4-1 地球温暖化対策</b>	
⑨ 省エネルギーの啓発.....	76
⑩ 省エネルギー設備の導入推進.....	76
⑬ 4パーミル・イニシアチブへの取組み.....	77
⑭ やまなしクールチョイス県民運動の推進.....	77
<b>4-2 再生可能エネルギーの利用促進</b>	
② 再生可能エネルギーに関する情報の提供.....	78
③ バイオマス資源の利活用.....	78
④ 再生可能エネルギーの利用促進.....	78
<b>5 環境問題への地域の取組みの推進</b>	
<b>5-1 環境学習・環境教育の推進と情報提供</b>	
① 市民に向けた環境学習の推進.....	81
② 子ども向け環境教育の推進.....	81
③ 環境教育専門家の確保.....	81
④ 緑のカーテンの設置.....	81
⑤ キッズISOプログラムの推進.....	81
<b>5-2 環境保全活動の推進</b>	
① 環境マネジメントシステムの推進.....	83
⑤ 環境情報の収集.....	84
⑥ 環境情報の提供.....	84
⑦ 環境コミュニケーションの構築.....	84

## 健康づくり課

<b>4 地球環境の保全の推進</b>	
<b>4-1 地球温暖化対策</b>	
⑫ 熱中症の防止の情報周知.....	76

## 産業観光課

<b>1 自然環境の保全</b>	
<b>1-1 生物多様性の保全</b>	
① 自然公園・天然記念物等の保全.....	48
② 自然保全活動の推進.....	48
⑥ 鳥獣被害対策.....	49
⑦ 特定鳥獣の保護管理.....	49
⑧ 特定外来生物の侵入防止と駆除の推進.....	49
<b>1-2 森林の保全・活用</b>	
① 森林の適正な管理.....	50
② 森林の公益的機能の向上.....	50
③ 市民参加による森林整備の推進.....	50

<b>1-2 森林の保全・活用</b>	
④ 森林環境教育の推進.....	50
⑤ 複層林化の推進.....	51
⑥ 地域材の利用促進.....	51
<b>1-3 農地の保全・活用</b>	
① 新規就農者への支援.....	52
② 地産地消の推進.....	52
③ 担い手の育成・確保.....	52
④ 遊休農地や耕作放棄地の発生防止.....	52
⑤ 優良農地の保全.....	52
⑥ 農地流動化の推進.....	53
⑦ 農地多面的機能の維持・管理.....	53
⑧ 農産物地域ブランド化の確立.....	53
⑨ 鳥獣被害対策(再掲).....	53
<b>2 生活環境の保全</b>	
<b>2-2 水環境の保全</b>	
⑧ ホタルの生息環境づくり.....	59
<b>2-3 生活環境の保全</b>	
④ 野焼き禁止の周知・監視.....	60
⑤ 家畜等の適正管理.....	61
<b>2-5 景観の保全・整備</b>	
① シンボル景観の形成.....	64
<b>2-6 快適環境の形成</b>	
② 市内の緑化推進.....	66
⑥ 山岳景観の活用.....	67
⑩ 穂坂自然公園の活用.....	67
⑪ 自然保全活動の推進(再掲).....	67
<b>3 循環型社会の構築</b>	
<b>3-1 ごみの発生抑制</b>	
⑤ 食品ロス削減の推進.....	71
⑨ バイオマス資源の利活用.....	71
<b>4 地球環境の保全の推進</b>	
<b>4-1 地球温暖化対策</b>	
⑤ 森林の適正な管理(再掲).....	76
⑬ 4パーミル・イニシアチブへの取組み.....	77
<b>5 環境問題への地域の取組みの推進</b>	
<b>5-1 環境学習・環境教育の推進と情報提供</b>	
⑥ エシカル消費の概念の推進.....	82

<b>5-2 環境保全活動の推進</b>	
③ 市民協働による甘利山の環境保全の推進	83

建設課

<b>1 自然環境の保全</b>	
<b>1-1 生物多様性の保全</b>	
④ 適切な開発事業の実施	48
<b>1-3 農地の保全・活用</b>	
⑤ 優良農地の保全	52
⑦ 農地多面的機能の維持・管理	53
<b>2 生活環境の保全</b>	
<b>2-2 水環境の保全</b>	
④ 市民協働による河川清掃の実施	58
⑦ 河川の整備	59
⑧ ホタルの生息環境づくり	59
<b>2-3 生活環境の保全</b>	
② 自動車騒音の常時監視・対策	60
⑫ 緑化の推進	61
<b>2-4 公害等の防止</b>	
⑥ 自動車騒音の常時監視・対策(再掲)	63
<b>2-5 景観の保全・整備</b>	
① シンボル景観の形成	64
② 緑化の推進(再掲)	64
③ 計画的な市街地の形成	64
④ 身近な公園の創出	64
⑤ 景観計画の推進	64
⑥ 周辺景観への配慮	64
<b>2-6 快適環境の形成</b>	
① 都市公園の整備	66
③ 水辺環境の維持・管理	66
④ 市民協働による美化活動の推進	66
⑤ 市民協働による河川清掃の実施(再掲)	66
<b>4 地球環境の保全の推進</b>	
<b>4-1 地球温暖化対策</b>	
⑥ 緑化の推進(再掲)	76
<b>5 環境問題への地域の取組みの推進</b>	
<b>5-2 環境保全活動の推進</b>	
② 市民協働による美化活動の推進(再掲)	83
④ 市民協働による河川清掃の実施(再掲)	83

## 営繕住宅課

<b>1 自然環境の保全</b>	
<b>1-2 森林の保全・活用</b>	
⑥ 地域材の利用促進.....	51
<b>3 循環型社会の構築</b>	
<b>3-1 ごみの発生抑制</b>	
⑧ 建築廃棄物の発生抑制.....	71
<b>4 地球環境の保全の推進</b>	
<b>4-1 地球温暖化対策</b>	
⑩ 省エネルギー設備の導入推進.....	76

## 上下水道課

<b>2 生活環境の保全</b>	
<b>2-2 水環境の保全</b>	
① 公共下水道事業の推進.....	58
② 公共下水道及び合併処理浄化槽の適正管理.....	58
<b>3 循環型社会の構築</b>	
<b>3-1 ごみの発生抑制</b>	
⑩ 公共下水道及び合併処理浄化槽の適正管理(再掲).....	71

## 教育課

<b>1 自然環境の保全</b>	
<b>1-1 生物多様性の保全</b>	
⑤ 生物多様性の理解.....	48
⑩ 文化財、保全地域指定による保全.....	49
<b>2 生活環境の保全</b>	
<b>2-5 景観の保全・整備</b>	
⑦ 新たな歴史・文化資源の調査.....	65
⑧ 歴史文化基本構想の推進.....	65
<b>2-6 快適環境の形成</b>	
⑦ 武田の里の形成促進.....	67
⑧ 伝承文化の継承・地域遺産の保護.....	67
⑨ 歴史再発見ウォークや遺跡見学会等の実施.....	67

## 公共施設関係各課

<b>1 自然環境の保全</b>	
<b>1-1 生物多様性の保全</b>	
③ 公共施設への緑地及び水辺の設置.....	48

---

韮崎市第3次環境基本計画  
令和5(2023)年度～令和13(2031)年度

韮崎市役所 市民生活課  
〒407-8501 山梨県韮崎市水神一丁目3番1号  
TEL 0551-22-1111  
FAX 0551-23-0249